

# 宮崎県地域防災計画資料

## 目次

<b>1 活動体制の整備・確立に関する資料</b>	
1- 1 宮崎県防災会議条例	1
1- 2 宮崎県防災会議運営要領	2
1- 3 宮崎県防災会議委員・幹事名簿	3
1- 4 指定行政機関等一覧表	6
1- 5 宮崎県防災会議地震専門部会設置要綱	7
1- 6 宮崎県災害対策本部条例	8
1- 7 宮崎県災害警戒本部設置運営要領	9
1- 8 宮崎県災害警戒本部組織	10
1- 9 宮崎県災害対策室設置運営要綱	11
1-10 「宮崎県救助機関災害対策連絡会議」設置要綱	12
1-11 宮崎県ライフライン維持対策会議設置要綱	14
1-12 宮崎県災害対策現地合同調整本部設置要綱	16
1-13 宮崎県火山対策連絡会議要綱	18
1-14 霧島山火山対策連絡会議設置要綱	19
1-15 宮崎県災害対策会議設置要綱	21
<b>2 宮崎県の災害履歴に関する資料</b>	
2- 1 災害の記録	23
2- 2 本県における最近の台風災害状況	32
2- 3 霧島山火山の噴火等の記録	41
<b>3 災害危険箇所、県土保全に関する資料</b>	
3- 1 災害危険箇所数一覧表	45
3- 2 山地災害危険箇所数一覧表	46
3- 3 民有保安林及び保安施設地区指定一覧表	47
3- 4 砂防指定箇所数一覧表	48
3- 5 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数一覧表	49
3- 6 地すべり防止区域指定箇所数一覧表	50
3- 7 土砂災害警戒区域指定箇所数一覧表	51
3- 8 海岸保全区域指定地区	52
3- 9 海岸保全指定予定区域	55
3-10 県管理道における防災対策必要箇所	56
<b>4 気象観測施設に関する資料</b>	
4- 1 県内震度計設置状況一覧	57
4- 2 主要雨量観測所一覧表	58
4- 3 主要雨量観測所配置図	61
4- 4 主要波浪観測所及び検潮所一覧表	62
4- 5 主要波浪観測所及び検潮所配置図	62
<b>5 情報の収集・連絡及び通信に関する資料</b>	
5- 1 防災関係機関電話一覧表	63
5- 2 公衆電気通信施設の状況（N T T）局内施設	68
5- 3 孤立防止対策用衛星電話	69
5- 4 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定（県一警察本部）	71
5- 5 宮崎県と宮崎地方気象台間の防災情報の交換に関する協定	73
5- 6 宮崎県と宮崎地方気象台間の防災情報の交換に関する細目協定	76

<b>6 広域応援に関する資料</b>	
6- 1 九州・山口 9 県災害時相互応援協定	78
6- 2 九州・山口 9 県災害時相互応援協定運営要領	80
6- 3 宮崎県市町村防災相互応援協定	82
6- 4 宮崎県消防相互応援協定	84
6- 5 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	85
6- 6 県における災害応急対策及び災害復旧に必要な技能知識または 経験を有する職員の数	88
6- 7 災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者に係る損害補償に関する条例	89
6- 8 災害時における交通誘導業務等に関する協定	90
6- 9 災害時における交通誘導業務等に関する細目協定	91
6-10 九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ	92
6-11 地方自治体等への災害対策車等貸付要領	93
6-12 防災画像情報の相互提供に関する協定	96
6-13 防災画像情報の相互提供に関する申し合わせ	97
<b>7 救急救助及び消防に関する資料</b>	
7- 1 各機関における救急自動車保有一覧表	98
7- 2 化学消防車及び化学消火剤の現状	99
<b>8 医療に関する資料</b>	
8- 1 国公立医療施設一覧表	101
8- 2 日赤県支部常備救護班編成状況	102
8- 3 災害救助業務委託契約書	103
8- 4 宮崎県医師会長と日赤県支部長との協定書	104
8- 5 日赤県支部防災業務計画	105
<b>9 交通の確保及び緊急輸送に関する資料</b>	
9- 1 県の機関における地区別車両台数	111
9- 2 宮崎地区における鉄道車両の状況	116
9- 3 船舶の状況	116
9- 4 船艇・航空機の配備状況	117
9- 5 緊急時ヘリコプター離発着場一覧	118
9- 6 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領	128
<b>10 避難収容に関する資料</b>	
10- 1 学校、公民館等における収容能力一覧表	129
10- 2 公営住宅建設状況	130
<b>11 飲料・飲料水及び生活必需品に関する資料</b>	
11- 1 給水車等の保有状況	131
11- 2 政府所有米穀の販売要領	136
11- 3 災害救助法又は国民保護法が発動された場合に おける災害救助用米穀の緊急引渡要領	141
11- 4 災害時における応急用及び災害救助用米穀の緊急引渡に関する協定	145
11- 5 災害時における乾パンの取扱要領	146
<b>12 保健衛生、防疫、ゴミ、がれき処理に関する資料</b>	
12- 1 一般廃棄物処理施設の状況	149
<b>13 遺体の確認及び埋葬に関する資料</b>	
13- 1 県内火葬場一覧表	152

<b>14 ライフラインに関する資料</b>	
14- 1 九州電力株式会社宮崎支店非常災害対策	153
14- 2 宮崎ガス株式会社における災害対策の組織、資機材及びガス供給等の状況	154
<b>15 被災者等への的確な情報伝達に関する資料</b>	
15- 1 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定について	
	(県-NHK宮崎放送局) 156
15- 2 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定について	
	(県-(株)宮崎放送) 157
15- 3 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定について	
	(県-(株)テレビ宮崎) 158
15- 4 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定について	
	(県-エフエム宮崎) 159
<b>16 海上災害に関する資料</b>	
16- 1 油防資材の備蓄状況	160
16- 2 日本沿岸で発生した大規模海洋汚染事故	165
<b>17 県民の防災活動の促進に関する資料</b>	
17-1 県内自主防災組織の現況	166
<b>18 災害時応援協定に関する資料</b>	
18-1 災害時応援協定一覧表	167
※ 別冊水防計画書(県土整備部河川課作成)に収録されている資料は、下記のとおりである。	
1 水防倉庫既設箇所及び水防資器材一覧表(水防管理団体)	
2 県水防緊急整備備蓄資材状況一覧表	
3 県・水防管理団体の自動車等の保有状況	
4 重要水防箇所	
5 主要交通途絶予想箇所	
6 土砂災害危険箇所総括表	
7 水防警報を行う河川(海岸)、対象区域、基準等	
8 水位情報を通知及び周知する水位周知河川等	
9 水位報告通信系統図	

## 1 - 1 宮崎県防災会議条例

昭和37年11月1日公布  
宮崎県条例第20号

### (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「法」という。）第15条第8項の規定に基づき、宮崎県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

### (委員及び専門委員)

- 第2条 法第15条第5項第5号、第6号及び第7号に掲げる委員の定数は、それぞれ10人以内、5人以内、及び20人以内とする。
- 2 法第15条第5項第6号及び第7号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
  - 3 前項の委員は、再任されることをさまたげない。
  - 4 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置く。
  - 5 専門委員は、専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

### (幹事)

- 第3条 防災会議に幹事若干名をおく。
- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命または委嘱する。
  - 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

### (部会)

- 第4条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
  - 3 部会に部会長をおき、会長の指名する委員がこれに当たる。
  - 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
  - 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

### 附則

この条例は、昭和37年12月1日から施行する。

## 1 - 2 宮崎県防災会議運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、宮崎県防災会議条例（昭和37年宮崎県条例第20号）第5条の規定に基づき、宮崎県防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会議)

第2条 会議は、会長において必要と認めるとき、又は委員の三分の一以上の要求があったとき会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

### (会長の専決処分)

第3条 会長は、会議が成立しないとき又は会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げる事項について専決処分をすることができる。

- (1) 災害対策本部設置について知事に対する意見具申
- (2) 緊急事態の発生により早急に決定を要する事項
- (3) その他軽易と認められる事項

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。

### (幹事会)

第4条 会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会に幹事長を置く。
- 3 幹事長は宮崎県危機管理局長をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集する。この場合において、幹事長は議案の内容に応じ必要な範囲で招集することができる。
- 5 幹事長は、幹事会の議長となり、議事を整理する。

第5条 幹事長は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 会議に提出する議案の作成。
- (2) その他委員又は専門委員から命ぜられたこと。

### (会議録)

第6条 会長は、職員をして出席委員の氏名、会議の概要等必要な事項を記載した会議録を作成させ、保管しなければならない。

### (雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、昭和38年6月10日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成11年2月22日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

1 - 3 宮崎県防災会議委員・幹事名簿

(委員)

		機 関 名
法定委員 (指定地方行政機関 の長又は職員・ 陸上自衛隊の長・ 県教育長・ 県警察本部長)	災害対策 基本法第 15条第5 項第1号	九州管区警察局長
		九州総合通信局無線通信部長
		九州財務局宮崎財務事務所長
		九州厚生局長
		宮崎労働局長
		九州農政局長
		九州森林管理局长
		九州経済産業局総務企画部長
		九州産業保安監督部長
		九州地方整備局長
		九州運輸局宮崎運輸支局長
		大阪航空局宮崎空港事務所宮崎空港長
		宮崎地方気象台長
		宮崎海上保安部長
九州地方環境事務所長		
第2号	陸上自衛隊第43普通科連隊長	
第3号	宮崎県教育委員会教育長	
第4号	宮崎県警察本部本部長	
知事部局員	第5号	宮崎県副知事
		〃 総務部長
知事任命委員 (市町村長・消防機 関・指定公共機 関又は指定地方公 共機関の役員又は職 員)	第6号	宮崎県市長会長
		宮崎県町村会長
		宮崎県消防長会長
		宮崎県消防協会長
	第7号	郵便事業株式会社宮崎支店長
		日本銀行宮崎事務所長
		日本赤十字社宮崎県支部事務局長
		日本放送協会宮崎放送局長
		西日本高速道路株式会社九州支社都城管理事務所長
		九州旅客鉄道株式会社宮崎総合鉄道事業部長
		西日本電信電話株式会社宮崎支店長
		日本通運株式会社宮崎支店長
		九州電力株式会社宮崎支店長
		株式会社宮崎日日新聞社代表取締役社長
		株式会社宮崎放送代表取締役社長
		株式会社テレビ宮崎代表取締役社長
		株式会社エフエム宮崎代表取締役社長
		宮崎ケーブルテレビ株式会社代表取締役社長
		社団法人宮崎県医師会長
		社団法人宮崎県看護協会会長
		宮崎ガス株式会社代表取締役社長
		社団法人宮崎県エルピーガス協会会長
		宮崎交通株式会社代表取締役社長
		社団法人宮崎県トラック協会専務理事

(幹事)

	機 関 名
宮崎県防災会議条例	九州管区警察局広域調整部災害対策官
	九州管区警察局宮崎県情報通信部機動通信課長
	九州総合通信局無線通信部私設課長
	九州財務局宮崎財務事務所総務課長
	九州厚生局健康福祉部長
	宮崎労働局総務部企画室長
	九州農政局生産経営流通部農産課長
	九州農政局宮崎農政事務所長
	九州森林管理局宮崎森林管理署長
	九州経済産業局総務企画部総務課長
	九州産業保安監督部管理課長
	九州地方整備局宮崎河川国道事務所長
	九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長
	九州運輸局宮崎運輸支局主席運輸企画専門官
	大阪航空局宮崎空港事務所総務課長
	宮崎地方气象台防災業務課長
	宮崎海上保安部警備救難課長
	九州地方環境事務所総務課長
	陸上自衛隊第43普通科連隊第3科長
	陸上自衛隊第24普通科連隊第3科長
	宮崎県教育委員会事務局総務課長
	宮崎県警察本部警備第二課長
	宮崎県総務部危機管理局長
	〃 県民政策部総合政策課長
	〃 総務部総務課長
	〃 〃 危機管理課長
	〃 〃 消防保安課長
	〃 福祉保健部福祉保健課長
	〃 環境森林部環境森林課長
	〃 商工観光労働部商工政策課長
	〃 農政水産部農政企画課長
	〃 県土整備部管理課長
	〃 〃 道路保全課長
	〃 〃 河川課長
〃 〃 砂防課長	
〃 会計管理局会計課長	

(幹事)

	機 関 名
宮崎県防災会議条例	宮崎県市長会会長市防災主管課長
	宮崎県町村会会長町村防災主管課長
	宮崎県消防長会会長消防本部警防課長
	宮崎県消防協会副会長
	郵便事業株式会社宮崎支店総務課長
	日本銀行宮崎事務所主査
	日本赤十字社宮崎県支部事業推進課長
	日本放送協会宮崎放送局放送部長
	西日本高速道路株式会社九州支社都城管理事務所工務助役
	九州旅客鉄道株式会社宮崎総合鉄道事業部工務課長
	西日本電信電話株式会社南九州宮崎事業部設備部 サービスマネジメント部門長
	日本通運株式会社宮崎支店総務課長
	九州電力株式会社宮崎支店送変電統括部設備計画グループ長
	株式会社宮崎日日新聞社報道部長論説委員会委員
	株式会社宮崎放送取締役報道制作局長
	株式会社テレビ宮崎報道制作局長
	株式会社エフエム宮崎編成制作部長
	宮崎ケーブルテレビ株式会社技術部長
	社団法人宮崎県医師会理事
	社団法人宮崎県看護協会常務理事
	宮崎ガス株式会社常務取締役
	社団法人宮崎県エルピーガス協会専務理事
宮崎交通株式会社取締役交通事業担当	
社団法人宮崎県トラック協会事務局長	

## 1-4 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関及び指定公共地方機関一覧表

### ○指定行政機関

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省

### ○指定地方行政機関

沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、水戸原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局

### ○指定公共機関

独立行政法人消防研究所、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人水資源機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡橋高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社、東邦瓦斯株式会社、日本通運株式会社、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、北陸電力株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社、KDDI株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

### ○指定地方公共機関

宮崎交通株式会社、宮崎運輸株式会社、センコー株式会社、日豊汽船株式会社、宮崎ガス株式会社、株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎、宮崎県医師会、宮崎日日新聞社、株式会社エフエム宮崎、宮崎県エルピーガス協会、宮崎県トラック協会、宮崎県歯科医師会、宮崎県看護協会、宮崎県薬剤師会、宮崎県管工事協同組合連合会、宮崎県警備業協会、宮崎ケーブルテレビ株式会社、ビーティーヴィーケーブルテレビ株式会社、株式会社ケーブルメディアワイワイ

## 1-5 宮崎県防災会議地震専門部会設置要綱

(設置)

第1条 地震災害対策の推進を図るため、宮崎県防災会議条例（昭和37年宮崎県条例第20号）第4条の規定に基づき、宮崎県防災会議に地震専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 地震による被害の想定に関する事。
- (2) 地震災害及び火山災害の予防に関する事。
- (3) その他地震災害及び火山災害対策に関する事。

(組織)

第3条 部会は、宮崎県防災会議会長（以下「会長」という。）が指名する委員及び専門委員をもって組織する。

2 部会には、必要に応じて分科会を設けることができる。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当る。

(招集)

第5条 部会は必要に応じ部会長が招集する。

2 委員又は専門委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる。

3 部会を招集するときには、あらかじめ日時、場所及び議題を定め、関係者に通知しなければならない。

(議事)

第6条 部会の議事は、部会長が主宰する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、防災会議の委員、幹事その他の関係者の出席を求めることができる。

(部会の記録)

第7条 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

(防災会議への報告)

第8条 部会長は、部会の結果を宮崎県防災会議に報告しなければならない。

(事務局)

第9条 部会に関する庶務は、危機管理課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

## 1 - 6 宮崎県災害対策本部条例

昭和37年11月1日  
条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第6項の規定に基づき、宮崎県災害対策本部(以下「本部」という。)に関し、必要な事項を定める。

(職務)

第2条 宮崎県災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 宮崎県災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 宮崎県災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部に、別に定めるところにより、部その他の組織を置く。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を総括する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月1日から施行する。

附 則

平成8年3月18日 一部改正

## 1-7 宮崎県災害警戒本部設置運営要領

平成16年4月1日  
総務部危機管理局

### 1 趣旨

この運営要領は、宮崎県災害対策本部条例（昭和37年宮崎県条例第21号）に基づく宮崎県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置される前の災害対策に関し、必要な事項を定める。

### 2 災害警戒本部の設置

危機管理局長は、気象情報等により災害の発生が予想されるも事態の発生までに時間的余裕がある場合又は災害対策に関し特に必要があると認められる場合は、宮崎県災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

### 3 警戒本部の所掌事務

- (1) 気象情報等の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 関係市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 災害対策本部設置の準備に関すること。
- (5) その他本部長が必要と認めること。

### 4 警戒本部の組織

- (1) 警戒本部は、本部長、副本部長及び部員をもって構成する。
- (2) 本部長は、危機管理局長をもって充てる。
- (3) 副本部長は、危機管理課長をもって充てる。
- (4) 本部員は、危機管理課長、消防保安課長、河川課長、秘書広報課長、総務課長、福祉保健課長、農政企画課長、環境森林課長、管理課長、道路保全課長、砂防課長、営繕課長、企業局工務課長、教育庁総務課長その他本部長が必要と認める課（室）長をもって充てる。
- (5) 警戒本部には災害警戒要員を置き、危機管理課、消防保安課及び河川課の職員のほか、本部員の課（室）の職員をもって充てる。
- (6) 河川課にあっては、宮崎県水防本部が設置された場合、宮崎県水防本部の体制をもって対策に当たるものとする。

### 5 本部長等の職務

- (1) 本部長は、警戒本部が設置されたときは、副本部長及び本部員に通知するとともに警戒本部の事務を総括し、予想される災害に対する警戒体制について指示又は要請をするものとする。
- (2) (1)の通知を受けた副本部長及び本部員は、所属職員をして、災害警戒要員として警戒任務に当たらせる等災害対策に必要な措置を講ずるものとする。また、災害警戒要員は警戒本部と所属課との連絡を密にし、必要な事務に従事する。
- (3) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

### 6 警戒本部の廃止

危機管理局長は、気象情報等により、警戒本部を継続する必要がないと認められたとき、又は災害対策本部が設置されたときは警戒本部を廃止する。

### 7 庶務

警戒本部の庶務は、危機管理課において処理する。

### 8 その他

この運営要領に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要領は平成3年4月1日から施行する。
- 2 宮崎県災害警戒室運営要領（昭和55年9月9日定め）は、廃止する。

#### 附 則

この要領は平成5年12月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は平成10年4月1日から施行する。

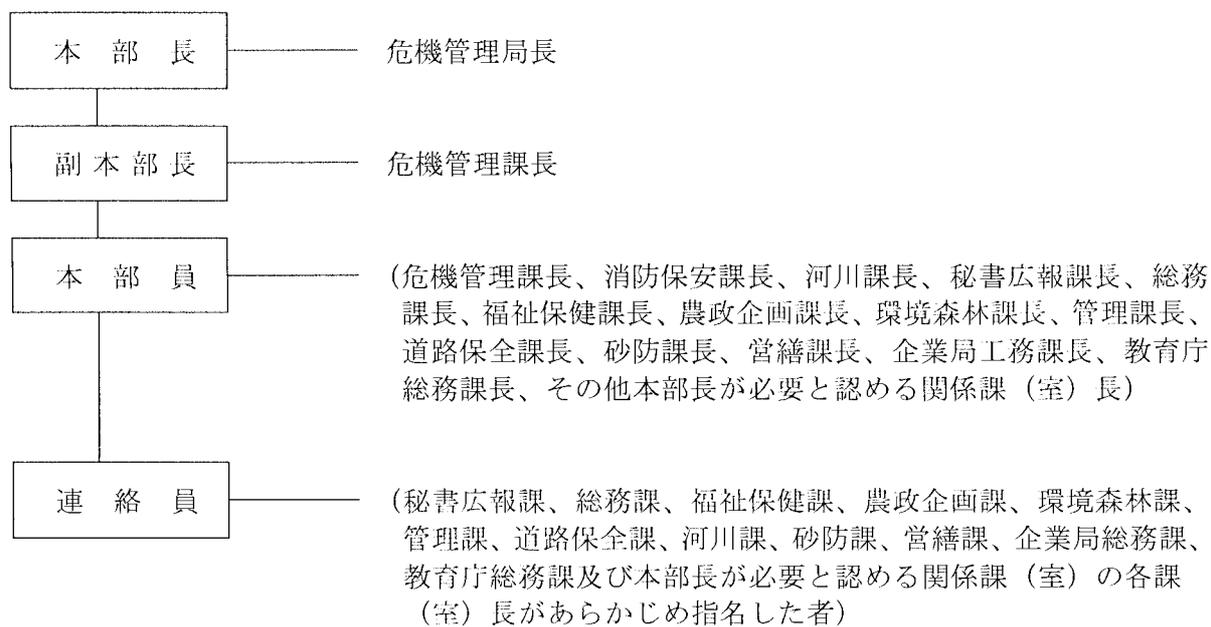
#### 附 則

この要領は平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は平成20年4月1日から施行する。

## 1 - 8 宮崎県災害警戒本部組織



## 1－9 宮崎県災害対策室設置運営要領

平成10年4月1日  
総務部危機管理局

### 1 趣旨

この運営要領は、宮崎県災害対策本部（以下「災対本部」という。）が廃止された後の災害対策に関し、必要な事項を定める。

### 2 災害対策室の設置

危機管理局長は、災対本部が廃止される場合において、災害復旧活動における関係機関相互の調整が必要と認められる場合は、宮崎県災害対策室（以下「災害対策室」という。）を設置する。

### 3 災害対策室の組織

- (1) 災害対策室は、室長、副室長及び室員をもって構成する。
- (2) 室長は、危機管理局長をもって充てる。
- (3) 副室長は、危機管理課長をもって充てる。
- (4) 室員は、災対本部総合対策部の中から、室長が必要と認める班長及び班員をもって充てる。

### 4 災害対策室の所掌事務

- (1) 災害復旧に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 関係市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他災対本部長及び室長が必要と認めること。

### 5 室長等の職務

- (1) 室長は、災害対策室の事務を総括する。
- (2) 副室長は、室長を補佐し、室長に事故あるときは、その職務を代行する。

### 6 災害対策室の廃止

危機管理局長は、災害復旧活動の進展等により、災害対策室を継続する必要がないと認められたときは、災害対策室を廃止する。

### 7 庶務

災害対策室の庶務は、危機管理課において処理する。

#### 附 則

この要領は平成10年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は平成20年4月1日から施行する。

## 1-10 「宮崎県救助機関災害対策連絡会議」設置要綱

### (目的)

第1条 災害に際して、消防、警察、自衛隊及び海上保安部の救助機関が相互協力して効率的な災害対策に当たれるよう、平素からの密接な連携を図るため、宮崎県救助機関災害対策連絡会議（以下、「会議」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 会議に、議長及び委員を置く。  
2 議長は、宮崎県危機管理課長をもって充てる。  
3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (所掌事項)

第3条 会議は、第1条の目的を達成するため、次の事項について協議する。  
(1) 災害対策活動における相互協力に関すること。  
(2) 救助機関相互の情報交換に関すること。  
(3) その他災害対策活動に必要な事項に関すること。

### (関係団体及び関係者に対する出会要請)

第4条 会議において、第1条の目的達成のため必要があると認めるときは、その他関係団体及び関係者に出会を要請することができる。

### (議長の職務)

第5条 議長は、会議を総括する。  
2 議長は、必要と認めるときに会議を招集する。

### (幹事会及び幹事)

第6条 会議の所掌事務を補佐するため、会議に幹事会を置く。  
2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって充てる。  
3 幹事長は、宮崎県危機管理課防災企画担当リーダーをもって充てる。  
4 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。  
5 幹事会は、議長の指示を受けて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

### (庶務)

第7条 会議の庶務は、宮崎県危機管理課において行う。

### (補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成9年10月22日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

宮崎県救助機関災害対策連絡会議委員・幹事名簿

機 関 名	委 員	幹 事
宮 崎 海 上 保 安 部	警 備 救 難 課 長	救 難 係 長
陸上自衛隊都城駐屯地	第43普通科連隊第3科長	警 備 幹 部
陸上自衛隊えびの駐屯地	第24普通科連隊第3科長	警 備 幹 部
航空自衛隊新田原基地	第5航空団防衛部長	防 衛 班 長
宮 崎 県 警 察 本 部	警 備 部 警 備 第 二 課 長	警 備 第 二 課 管 理 官
	交 通 規 制 課 長	交 通 規 制 課 管 理 官
	機 動 隊 長	機 動 隊 副 隊 長
宮 崎 県 消 防 長 会	宮 崎 市 消 防 局 長	警 防 課 長
	都 城 市 消 防 局 長	警 防 課 長
	延 岡 市 消 防 本 部 消 防 長	警 防 課 長
宮 崎 県	危 機 管 理 課 長	防 災 企 画 担 当 リーダー
	消 防 保 安 課 長	消 防 担 当 リーダー

## 1-11 宮崎県ライフライン維持対策会議設置要綱

### (目的)

第1条 災害対策について、ライフライン関係機関相互の連絡調整を図り、各機関の連携を推進するため、宮崎県ライフライン維持対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 会議に、議長及び委員を置く。

- 2 議長は、宮崎県危機管理局長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (所掌事項)

第3条 会議は、第1条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 関係機関相互の情報交換に関する事。
- (2) 災害復旧時等における関係機関相互の連携に関する事。
- (3) その他災害対策に必要な事項に関する事。

### (議長の職務)

第4条 議長は、会議を総括する。

- 2 会議は、議長が必要と認めるとき招集する。
- 3 議長に事故等があるときは、宮崎県危機管理課長が、その職務を代理する。

### (幹事会及び幹事)

第5条 会議の事務を補助するため、会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、宮崎県危機管理課長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、議長の指示を受けて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。
- 6 幹事長に事故等があるときは、宮崎県危機管理課課長補佐が職務を代理する。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、宮崎県危機管理課において行う。

### (補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成8年2月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表 宮崎県ライフライン維持対策会議委員・幹事名簿

機 関 名	委 員	幹 事
国土交通省宮崎河川国道事務所 道路管理第一課	道路管理第一課長	道路管理係長
九州旅客鉄道㈱鹿兒島支社	工務課長	工務課長代理
西日本電信電話㈱宮崎支店設備部	保全企画担当課長	保全企画担当主査
九州電力㈱宮崎支店送変電統括部 設備計画グループ	設備計画グループ長	設備計画グループ副長
宮崎瓦斯㈱技術部	技術課長	供給課管理係長
西日本高速道路株式会社九州支社 都城管理事務所	所長	工務助役
宮崎県警察本部交通規制課	交通規制課長	規制第一係長
宮崎県警察本部警備第二課	警備第二課長	実施係長
宮崎県衛生管理課	衛生管理課長	環境水道担当リーダー
宮崎県道路保全課	道路保全課長	路政担当リーダー 維持担当リーダー
宮崎市上下水道局総務課	総務課長	総務係長
宮崎県エルピーガス協会	事務局長	主任
宮崎県トラック協会	事務局長	業務課長
宮崎県危機管理局	危機管理課長	防災企画担当リーダー
議長及び幹事長	宮崎県危機管理局長	危機管理課長

## 1-12 宮崎県災害対策現地合同調整本部設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大規模な事故等の災害発生時における被災者の救出・救助等の応急対策を迅速かつ適切に実施するために設置する災害対策現地合同調整本部（以下「現地合同調整本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 現地合同調整本部は、大規模な事故等の災害が発生し、被災者の救助・救出が必要と認められる場合において、防災関係機関が相互に協議し、災害発生現地に設置するものとする。

- 2 知事は、現地合同調整本部を設置しようとする場合は、関係する防災機関等の長に対して、本部員の派遣を要請するものとする。
- 3 派遣要請を受けた防災機関の長は、当該機関の役員及び職員のうちから指名した本部員を現地合同調整本部に派遣常駐させるものとする。

### (任務)

第3条 現地合同調整本部は、次に掲げる事項を相互に協議し処理するものとする。

- (1) 災害に関する情報を収集すること。
- (2) 防災関係機関相互間の情報交換及び連絡調整を図ること。
- (3) 被災者の救助・救出方法に係る検討、調整及び実施に関すること。
- (4) 傷病者のトリアージを含む応急処置及び被災者家族等の処遇の調整に関すること。
- (5) 災害に関する広報及び関係者に対する状況説明の調整を図ること。
- (6) その他必要な事項について調整を図ること。

### (組織)

第4条 現地合同調整本部は、本部長、副本部長、班長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、宮崎県の職員のうちから知事が指名する職員をもって充てる。
- 3 副本部長及び班長は、本部長が宮崎県防災会議構成機関と速やかに調整のうえ、本部員のうちから指名する者をもって充てる。
- 4 本部員は、知事が宮崎県の職員のうちから指名した者及び防災関係機関の長が当該機関の役員又は職員のうちから指名した者をもって充てる。

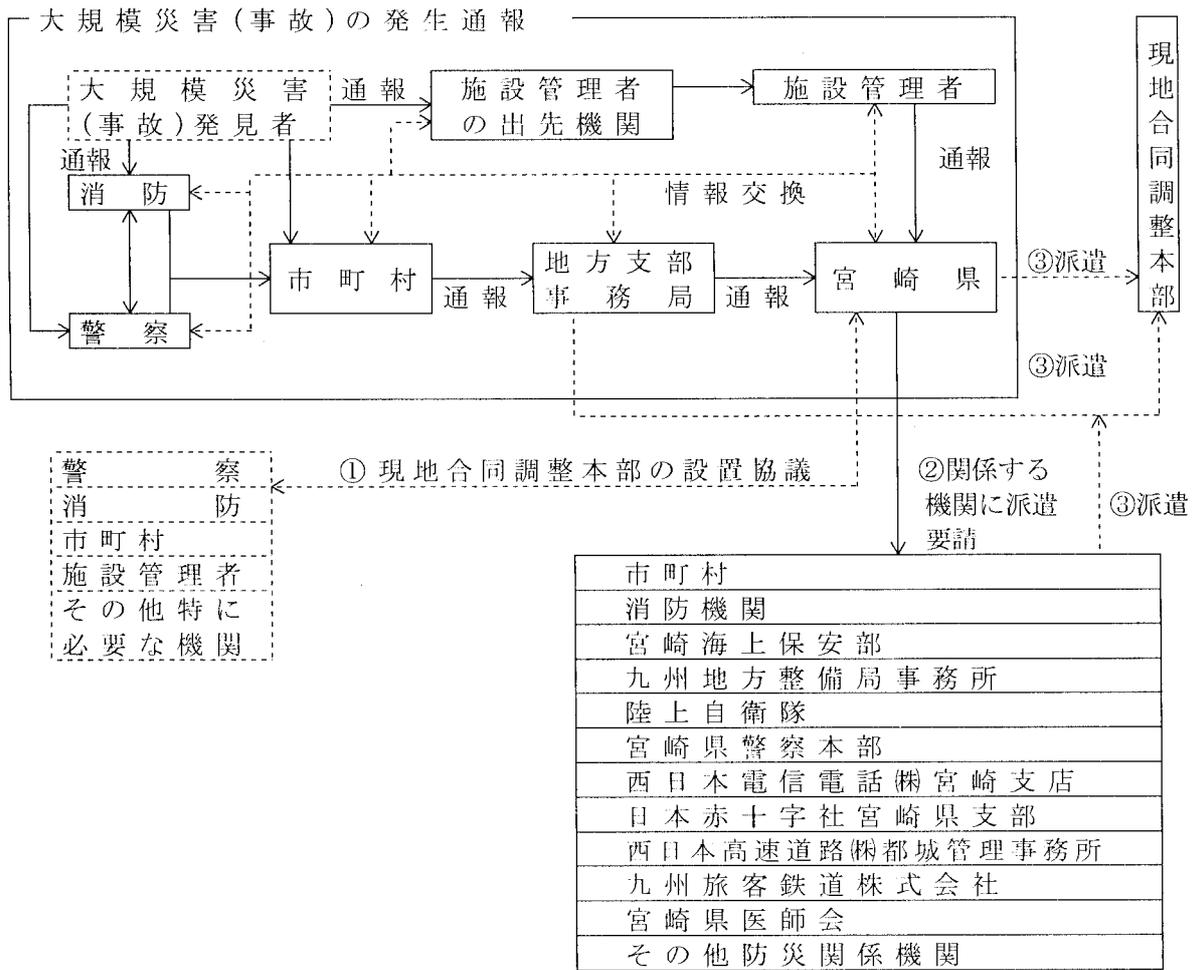
### (情報伝達系統等)

第5条 現地合同調整本部の設置に関する情報伝達系統及び現地合同調整本部の業務分担は、別紙のとおりとする。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、現地合同調整本部の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

## 1 現地合同調整本部設置に関する情報伝達系統

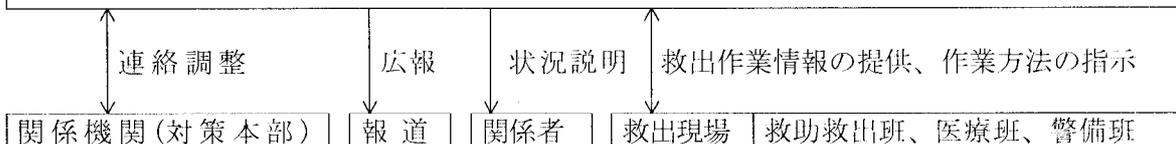


## 2 現地合同調整本部の業務分担(基準)

本部長…宮崎県の職員のうちから知事が指名する者  
 副本部長・班長…本部長が防災会議構成機関と調整し、  
 本部員のうちから指名する者  
 本部員…防災関係機関の長が指名する者

### 【現地合同調整本部の業務分担表】

班	担当	内容	主な担当機関
総務班	総務担当	現地合同調整本部の庶務	宮崎県、施設管理者、市町村、NTT
	調整担当	関係機関の調整(応援・協力等の要請)	宮崎県、施設管理者、市町村
情報班	情報処理担当	関係機関の情報受信ならびに報告、記録	合同調整本部各関係機関
住民対応班	住民対応担当	被災者家族への対応等	宮崎県、施設管理者、市町村
広報班	広報担当	報道対応、住民への情報提供	宮崎県、施設管理者、市町村、救助救出機関
	応急措置担当	被災者のトリアージ・応急処置等	宮崎県、医師会、日赤
医療班	健康管理担当	被災者家族等の健康管理・処遇	宮崎県、医師会、日赤
		救助救出方法の検討、調整、実施	警察、消防、施設管理者、市町村 (自衛隊、海保から派遣があった場合)
警備隊		被災現場の交通規制、立入制限、検証等	警察



## 1-13 宮崎県火山対策連絡会議要綱

### 1 趣旨

霧島の火山活動の活発化に伴い必要な対策を円滑に推進するため、宮崎県火山対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### 2 所掌事務

連絡会議は、その目的を達成するため次の事項を処理する。

- (1) 火山情報の受理、伝達に関する事。
- (2) 火山活動の調査に関する事。
- (3) 被害状況の収集、報告に関する事。
- (4) 応急対策に関する事。
- (5) その他の事項。

### 3 構成

連絡会議の構成は、次のとおりとする。

県民政策部総合政策課  
総務部総務課  
総務部危機管理局  
福祉保健部福祉保健課  
環境森林部環境森林課  
商工観光労働部商工政策課  
農政水産部農政企画課  
県土整備部管理課  
会計管理局会計課  
企業局総務課  
病院局経営管理課  
教育庁総務課  
警察本部警備第二課

### 4 会議の種類

連絡会議は必要に応じ、次の会議を開催する。

- (1) 関係課長会議
- (2) 関係リーダー会議

### 5 会議の運営

- (1) 関係課長会議は危機管理局長が主宰する。
- (2) 関係リーダー会議は危機管理課長が主宰する。

### 6 会議の庶務

会議の庶務は、危機管理課が所掌する。

### 7 現地火山対策連絡会議

- (1) 連絡会議と現地と連絡を緊密にするため、現地火山対策連絡会議（以下、「現地連絡会議」という。）を北諸県農林振興局及び西諸県農林振興局に置く。
- (2) 現地連絡会議は、その所管区域内にある県出先機関をもって構成し、連絡会議の指示を受けて事務を処理する。
- (3) 現地連絡会議は、北諸県農林振興局長及び西諸県農林振興局長が随時開催し、主宰する。

#### 附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

## 1-14 霧島山火山対策連絡会議設置要綱

### (目的)

第1条 霧島山火山災害に関して、県、市町村及び関係機関の連携を確立し、避難対策をはじめ総合的な応急対策の推進を図るため、霧島山火山対策連絡会議（以下「連絡会議という。」）を設置する。

### (構成)

第2条 連絡会議は、別表1に掲げる機関（以下「構成機関」という。）で構成する。  
2 連絡会議にオブザーバー機関として別表2に掲げる機関を置く。

### (所掌事項)

第3条 連絡会議は、第1条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 火山噴火に関する情報の収集及び分析
- (2) 避難の時期に関する提言
- (3) 避難収容活動等応急対策に関する連絡調整
- (4) 応援協力体制の確立及び推進
- (5) その他必要と認められる事項

### (会長)

第4条 連絡会議に会長を置き、宮崎県危機管理局長をもって充てる。  
2 会長は、連絡会議に関する事務を掌理する。

### (会議の開催)

第5条 連絡会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が構成機関の中から必要な責任者の出席を求めて開催する。  
2 会長は、会議の議長となる。  
3 会長は、必要があるときは、オブザーバー機関等構成機関以外の機関の者に出席を求めることができる。

### (事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、宮崎県危機管理課に置く。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

構成機関

宮崎地方気象台  
国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所  
陸上自衛隊第43普通科連隊  
陸上自衛隊第24普通科連隊  
航空自衛隊第5航空団  
日本赤十字社宮崎県支部  
西日本電信電話株式会社宮崎支店  
九州電力株式会社宮崎支店  
都城市  
小林市  
えびの市  
高原町  
都城北諸県広域市町村圏事務組合消防本部  
西諸広域行政事務組合消防本部  
宮崎県警察本部  
宮崎県

別表 2 (第 2 条関係)

オブザーバー機関

東京大学地震研究所霧島火山観測所

## 1-15 宮崎県災害対策会議設置要綱

### (目的)

第1条 災害について、庁内の連絡調整を図り、これを総合的、計画的、統一的に推進するため、宮崎県災害対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 会議に、議長及び委員を置く。

- 2 議長は、副知事をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (所掌事項)

第3条 会議は、第1条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 災害対策の総合調整に関すること。
- (2) 災害対策本部及び災害警戒本部に関すること。
- (3) その他災害対策に必要な事項に関すること。

### (議長の職務)

第4条 議長は、会議を総括する。

- 2 会議は、議長が必要と認めるとき招集する。
- 3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (幹事会及び幹事)

第5条 会議の事務を補助させるため、会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、危機管理局長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、議長の指示を受けて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。
- 6 幹事長に事故あるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事はその職務を代理する。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、危機管理課において行う。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成5年11月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成16年11月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成20年11月1日から適用する。

(災害対策会議)

議長 副知事

(別表 1)

委員 県民政策部長  
〃 総務部長  
〃 福祉保健部長  
〃 環境森林部長  
〃 商工観光労働部長  
〃 農政水産部長  
〃 県土整備部長  
〃 企業局長  
〃 病院局長  
〃 教育長

(災害対策会議幹事会)

幹事長 危機管理局長

(別表 2)

幹事 総合政策課長  
〃 総務課長  
〃 危機管理課長  
〃 消防保安課長  
〃 福祉保健課長  
〃 環境森林課長  
〃 商工政策課長  
〃 農政企画課長  
〃 管理課長  
〃 河川課長  
〃 企業局総務課長  
〃 病院局経営管理課長  
〃 教育委員会事務局総務課長

2 - 1 災害の記録

年月日	原因	被害地域	被害概要
大正1. 10. 1～ 10. 2	台風	県下全域	宮崎 最大風速SE27. 8m/s総降水量の最多宇納間 365. 7mm 死傷者行方不明150人 家屋全半壊2, 820戸 家屋流失 330戸 船舶流失破損160隻
大正4. 9. 3～ 9. 8	台風 (高潮を 伴う)	県下全域	宮崎 最大風速ENE17. 1m/s総降水量の最多尾八重 611. 7mm 死傷者行方不明146人 家屋全半壊228戸 家屋流失 22戸 浸水家屋5, 300戸 橋梁 128箇所
大正6. 10. 8～ 10. 10	台風	県下全域	宮崎 最大風速NW22. 6m/s総降水量の最多上江 461. 7mm 死傷者10人 家屋全半壊 158戸 家屋流失12戸 浸水家屋 3, 854戸 橋梁 140箇所
大正15. 5. 21	降雹	宮崎郡 被害著し	降雹は蚕豆大～梅の実大のもの多し、なかには 桃の実大のものもあり被害を及ぼす
大正15. 7. 20 ～ 8. 14	干害	県下全域	無降水日数26日間 水稻被害 収穫皆無712町 被害50%以上602町 畑作被害 50%以上1, 085町 50%以下6, 095町
昭和2. 8. 7～ 8. 8	台風	県下全域 (県中央沿岸 地方被害大)	宮崎 最大風速SE8. 8m/s総降水量の最多寒川1, 091. 7mm 死傷者 16人 家屋の全壊、半壊、流失、 浸水家屋 11, 000余戸 高松橋、橘橋、赤江橋流失
昭和3. 4. 24	霜害	県下各地	県内各地に霜害を生ず 最低気温 神門-0. 9℃ 下福良-0. 3℃ 都城-0. 2℃ 桑、茶、そ菜等に被害著し
昭和5. 8. 11～ 8. 12	台風	県下全域	宮崎 最大瞬間風速SE26. 6m/s総降水量の最多 家代1, 014. 8mm 死者行方不明 7人 家屋全半壊57戸 家屋流出7戸 浸水家屋 4, 980戸 大淀川流域浸水家屋1, 000戸を越ゆ
昭和6. 4. 9	霜害	南那珂 児湯、東 諸県地方 に被害著 し	県下各地に霜害を生ず 最低気温 小林-1. 0℃ 三田井 下福良-3. 1℃、桑等の被害著し
昭和6. 11. 2	地震	西臼杵地 方を除き ほとんど 県下全域	震源 日向灘 震度 宮崎5 宮崎市近海の 沿岸に沿った地区では無被害の家屋は皆無の状態であった。 死傷者30人 家屋全半壊破損 60戸 石造物倒壊1, 060か所 橋梁5ヶ所
昭和9. 6. 21～ 7. 15	干害	県下全域	6月下旬～9月上旬にかけて干ばつ (7月中旬に一時かなりの降雨あり)となり、 植付不能田、または枯死田等2万町歩に達す(7月31日現在)
昭和9. 7. 25～ 9. 4	干害		被害状況 水稻減収36% 陸稲69%(8月31日現在)
昭和9. 10. 23	低気圧 による 集中豪雨	宮崎市郡 に集中 豪雨	総降水量 宮崎434. 4mm 死者1人 浸水家屋1, 290戸

年月日	原因	被害地域	被害概要
昭和10. 8. 28	台風	県下全域	宮崎 最大風速NNE18.7m/s総降水量の最多 都城 397.2mm 家屋全半壊176戸 浸水家屋113戸
昭和10. 9. 24	台風	県下全域 (県北被害大)	宮崎 最大風速N20.5m/s 総降水量の最多 川南 407.7mm 死傷者6人 家屋全半壊46戸 家屋流失59戸 浸水家屋624戸
昭和12. 9. 10	旋風	旧木花村 島山地区	家屋倒壊、家屋の剥離、電柱の倒壊等あり、倒壊家屋5戸
昭和13. 10. 14 ～10. 15	台風	都井、本城 市木は大 惨害を 被る	宮崎 最大瞬間風速NNE19.7m/s 県南部に集中豪雨 総降水量の最多 本城440.0mm 死者行方不明13人 家屋全半壊113戸 家屋流失8戸 浸水家屋1,704戸
昭和14. 10. 16	台風	県下全域 (清武村 大洪水)	宮崎 最大瞬間風速NNE32.5m/s 総降水量の最多 宮崎657.4 mm 死傷者行方不明77人 家屋全半壊1,254戸 家屋流失141戸 浸水家屋14,200戸 宮崎市周辺に集中豪雨 清武川流域では 溺死者32人 耕地流失100余町
昭和15. 9. 10～ 9. 11	台風	県下全域	宮崎 最大瞬間風速SE24.9m/s 総降水量の最多 須木 365.2mm 死傷者行方不明38人 家屋全半壊 943戸 家屋流失22戸 浸水家屋2,418戸
昭和16. 9. 30～ 10. 1	台風	県下全域	宮崎 最大瞬間風速SSW29.7m/s 総降水量の最多 家代344.3mm 死傷者行方不明48人 家屋全半壊 581戸 家屋流失224戸 浸水家屋10,471戸
昭和17. 8. 26 ～ 8. 27	台風	県下全域	宮崎 最大瞬間風速SE27.4m/s 総降水量の最多 下福良473.0mm 死傷者行方不明28人 家屋全半壊1,783戸 家屋流失15戸 浸水家屋 999戸
昭和18. 7. 19～ 7. 23	台風	県下全域 (沿岸地方 被害大)	宮崎 最大瞬間風速W10.8m/s 総降水量の最多 北河内 799.6mm 死傷者11人 家屋全半壊45戸 家屋流失18戸 浸水家屋 609戸
昭和18. 9. 18～ 9. 20	台風	県下全域 (延岡大 洪水)	宮崎 最大瞬間風速NE25.0m/s 総降水量の最多 延岡 684.6mm 死傷者行方不明 276人 家屋全半壊1,732戸 家屋流失 508戸 床上浸水9,361戸 船舶流失沈没106隻
昭和20. 9. 17	枕崎 台風	県下全域	宮崎 最大瞬間風速SSE55.4m/s 総降水量の最多 神門 550.4mm 死傷者565人 家屋全半壊33,850戸 家屋流失94戸 床上浸水3,713戸
昭和20. 10. 10	阿久根 台風	県下全域	宮崎 最大瞬間風速SE24.7m/s 総降水量の最多 宮崎 361.7mm 被害は枕崎台風に含まれているものと思われる。
昭和21. 7. 28～ 7. 30	台風	県下全域 (県南 高潮)	宮崎 最大瞬間風速NNE25.7m/s 総降水量の最多 尾八重 376.0mm 死傷者行方不明9人 家屋全半壊421戸 家屋流失1戸 浸水家屋 2,568戸

年月日	原因	被害地域	被害概要	要
昭和22. 4. 23	霜害	県下各地 (児湯郡 被害著し)	最低気温 都城-0.3℃、真幸-1.5℃、麦22% カボチャ47% 馬鈴しょ25% 甘しょ苗31%の減収	
昭和24. 6. 18～ 6. 20	デラ 台風	県下全域	宮崎 最大瞬間風速SSE29.7m/s 総降水量の最多 村所493.5mm 死傷者行方不明80人 家屋全半壊16,084戸 家屋流失38戸 浸水家屋 9,506戸	
昭和24. 8. 14～ 8. 16	ジュテイス 台風	県下全域	宮崎 最大瞬間風速E33.2m/s 総降水量の最多 須木 755.0mm 死傷者行方不明46人 家屋全半壊4,372戸 家屋流失4戸 浸水家屋 7,293戸	
昭和25. 7. 18～ 7. 20	フロシ グレイス 台風	県下全域	宮崎 最大瞬間風速SE23.4m/s 総降水量の最多 神門 1,115.1mm 死傷者行方不明 7人 家屋全半壊 740戸 家屋流失1戸 浸水家屋1,404戸	
昭和25. 9. 11～ 9. 13	キジア 台風	県下全域	宮崎 最大瞬間風速E33.1m/s 総降水量の最多 須木 648.6mm 死傷者行方不明143人 家屋全半壊2,964戸 家屋流失85戸 浸水家屋14,510戸	
昭和26. 6. 29～ 7. 2	ケート 台風	県下全域	油津 最大瞬間風速NE25.0m/s 総降水量の最多 油津 516.7mm 死傷者行方不明19人 家屋全半壊197戸 家屋流失 6戸 浸水家屋 7,968戸	
昭和26. 10. 12 ～10. 14	ルース 台風	県下全域	都城 最大瞬間風速SE51.4m/s 総降水量の最多 宮崎 508.5mm 死傷者行方不明 369人 家屋全半壊26,364戸 家屋流失6戸 浸水家屋6,561戸	
昭和29. 4. 21	霜害	県下全域	沿岸地方を除き県下各地に降霜、結氷あり 最低気温 神門-1.5℃ 高千穂-0.7℃ 桑37.2% ラミー30.7% 茶36.2% なたね28.0%の減収	
昭和29. 8. 13～ 8. 18	台風 5号	県下全域	宮崎 最大瞬間風速SE34.1m/s 総降水量の最多 神門 996.0mm 死傷者行方不明43人 家屋全半壊 292戸 家屋流失46戸 浸水家屋8,510戸	
昭和29. 9. 6～ 9. 8	台風 13号	県下全域	都城 最大瞬間風速45.5m/s 総降水量の最多 八戸 356mm 死傷者行方不明118人 家屋全半壊 4,148戸 家屋流失1戸 浸水家屋 2,281戸	
昭和29. 9. 10～ 9. 13	台風 12号	県下全域	都城 最大瞬間風速ESE39.0m/s 総降水量の最多 渡川 1,229.0mm 死傷者行方不明129人 家屋全半壊2,074戸 家屋流失356戸 浸水家屋30,966戸	
昭和29. 9. 24～ 9. 25	台風 15号	県下全域	宮崎 最大瞬間風速SE42.1m/s 総降水量の最多 坪谷 347.0mm 死傷者行方不明 8人 家屋全半壊332戸 家屋流失4戸 浸水家屋1,105戸	
昭和30. 9. 25～ 9. 27	台風 22号	県下全域	都城 最大瞬間風速ESE44.7m/s 総降水量の最多 蝦野 904.0mm 死傷者行方不明113人 家屋全半壊 7,406戸 家屋流失38戸 浸水家屋 6,435戸	
昭和32. 8. 17～ 8. 21	台風 7号	県下全域	都城 最大瞬間風速ESE34.2m/s 総降水量の最多 蝦野 1,054.0mm 死傷者行方不明12人 家屋全半壊211戸 家屋流失7戸 浸水家屋470戸	

年月日	原因	被害地域	被害概要	要
昭和32.9.4～ 9.7	台風 10号	県下全域	宮崎 最大瞬間風速ESE39.6m/s 総降水量の最多 見立 554.0mm 死傷者行方不明8人 家屋全半壊188戸 家屋流失5戸 浸水家屋2,447戸	
昭和33.3.29～ 3.31	霜害	県下全域	県下各地に降霜結氷あり 最低気温 三ヶ所-6.0℃ 農作物被害総額25億円 特に麦類は50%の減収	
昭和33.6～ 8	干害	県下全域	6～8月にかけて干ばつとなる。農作物被害総額30億円	
昭和34.2.17	新燃岳 噴火	山麓一帯	2月17日新燃岳爆発 山麓一帯は降灰のため農作物 及び林木の被害著し。被害総額 10億円	
昭和35.5.24	チリ地 震津波	沿岸各地 (外の浦・目井津 港被害大)	5月24日早朝チリ地震による津波のため沿岸各地に被害発生 特に外の浦港、目井津港は被害著しく、 住家浸水409戸に達す。被害総額6,500万円	
昭和36.2.27	日向灘 地震	県下各地 (県の中南部 被害著し)	震源:日向灘 震度:宮崎5 死傷者5人 家屋全半壊9戸 被害総額2億円	
昭和38.1～ 2	豪雪	奥地 山間部	最深積雪 えびの120cm 熊本県境地方60cm 被害総額 7億8千万円(生産物被害7億3千万円)	
昭和38.5～ 6	梅雨前線に よる長雨 及び豪雨	県下全域	被害総額32億円(農産物被害29億円 施設物被害3億円)	
昭和38.8.7～ 8.10	台風 9号	県下全域	油津 最大瞬間風速NE31.7m/s 総降水量の最多 道元越 760mm 負傷者4人 家屋全半壊63戸 家屋流失25戸 浸水家屋 2,681戸	
昭和38.9.10～ 9.15	台風14・ 15号及び 低気圧に よる豪雨	県下全域	総降水量の最多 坪谷1,055mm 死傷者行方不明17人 家屋全半壊198戸 家屋流失5戸 浸水家屋16,978戸 三財川及び三納川流域では約3,000戸の家屋が浸水し、 未曾有の洪水に見舞われた。	
昭和39.4～ 5	長雨、異常 高温、寡照 異常気象	県下全域	農林産物の被害甚大 被害総額40億円(農産物被害37億円 林産物2億円 林地、林業施設被害1億円)	
昭和39.8.16～ 8.24	台風 14・16 号	県下全域	都城 最大瞬間風速ESE31.6m/s 総降水量の最多 えびの 1,706mm 死傷者行方不明 7人 家屋全半壊60戸 家屋流失3戸 浸水家屋 470戸8月16日～24日の9日間連日 強い風雨に見舞われた	
昭和39.9.23～ 9.24	台風 20号	県下全域	都城 最大瞬間風速ESE40.3m/s 総降水量の最多 青井岳 776mm 死傷者70人 家屋全半壊 2,878戸 家屋流失 5戸 浸水家屋4,765戸	
昭和41.8.11～ 8.24	台風第 13・15 号	県下全域	宮崎 最大瞬間風速NNE24.0m/s 総降水量の最多 都城 243mm 死者26人 負傷者7人 家屋全半壊46戸 浸水家屋 41 425戸 青井岳でキャンプ中の中学生9人死亡 また北川村で山 ぐずれにより15人が死亡した。	
昭和42.8～9	干害	県下全域	～9月にかけて干ばつとなる。農作物を中心に被害額48億円	

年月日	原因	被害地域	被害概要
昭和43.2.15～ 2.24	風雪害	県北 山間部	五ヶ瀬町鞍岡などで1mを超える大雪となり、交通機関農産物等の被害5億8千万円
昭和43.2.21～ 3.25	えびの 地震	えびの町 一帯	2月21日8時、10時に震度5、6の地震発生。有感区域は九州全域と四国に及ぶ。22日以降にも震度4以上の地震が発生、特に3月25日には震度5の地震が発生した。負傷者35人、住家全壊451戸、半壊896戸一部損壊3,597戸非住家全半壊1,143棟、その他土木施設等被害総額65億円に達した。
昭和43.4.1	日向灘 地震	県下全域	延岡で震度5 宮崎、都城、油津、高鍋で震度4を記録 負傷者15人 住家半壊1戸 一部損壊9戸 非住家全壊1棟 その他土木施設被害額3,300万円
昭和43.9.22～ 9.24	台風 16号 (第3宮古 島台風)	県下全域	都城 最大瞬間風速SSE30.8m/s 総降水量の最多 加子山497mm 死者1人 負傷者42人 家屋全半壊144戸 浸水家屋8,333戸なお宮崎市と高鍋町に“たつまき”が発生 被害を大きくした。被害総額69億8,500万円
昭和44.6.28～ 7.11	豪雨	県下全域	総降水量の最多 えびの 2,044mm 死者4人 負傷者8人 住家全半壊34戸 浸水家屋 3,225戸 大淀川水系特に都城市が大被害を受けた。被害総額49億8,700万円
昭和44.8.21～ 8.22	台風 9号	県下全域	宮崎 最大瞬間風速SE46.8m/s 総降水量の最多 柳岳397mm 死者2人 負傷者71人 家屋全半壊 255戸 一部損壊 2,119戸 家屋浸水481戸 被害総額34億9,900万円
昭和45.7.26	日向灘 地震	県下全域	宮崎、都城、油津で震度5、延岡、高鍋で震度4を記録 負傷者13人 施設物被害額 2,100万円
昭和46.8.2～ 8.6	台風 19号	県下全域	総降水量の最多 えびの1,557mm 最大瞬間風速 延岡 SSE42.6m/s 死者3人 負傷者21人 家屋全半壊 109戸 一部損壊509戸 家屋浸水2,650戸 被害総額138億6,000万円
昭和46.8.27～ 8.30	台風 23号	県下全域	総降水量の最多 三股町柳岳1,092mm 最大瞬間風速 都城 ESE42.2m/s 死者12人 負傷者12人 家屋全半壊85戸 一部損壊212戸 家屋浸水3,985戸 被害総額105億900万円
昭和47.6.6～ 6.27	梅雨	県下全域	6月6日から7日の発達した低気圧による大雨 6月11日から12日にかけての九州の大雨 6月16日から17日にかけての九州南部の大雨 6月21日から23日の大雨 6月26日から27日の九州中南部の大雨と5回にわたる大雨により、負傷者7人、家屋全半壊10戸、一部損壊13戸、家屋浸水 2,518戸 被害総額35億2,400万円
昭和47.7.3～ 7.6	低気圧 と前線 による 豪雨	県下全域	総降水量の最多 高千穂峰585mm えびの 561mm 特にえびの市ではかつてない山津波が発生した。死者5人 行方不明3人 負傷者15人 家屋全半壊51戸 一部損壊17戸 家屋浸水 784戸 被害総額75億 9,000万円

年月日	原因	被害地域	被害概要	要
昭和51. 6. 22～ 6. 26	梅雨前 線豪雨	県下全域	総降水量 鱈塚山 655mm えびの高原626mm 負傷者2人 家屋全半壊3戸 一部破損16戸 家屋浸水1,941戸 被害総額 156億4,400万円、特に公共土木施設の被害甚大で 101億9,700万円に達す。	
昭和56. 2. 26～ 2. 27	異常 低温	平野部	最低気温 油津-4.0° C 高鍋-7.0° C 生産物被害94億円、うちみかん等の樹体被害が87億円	
昭和57. 8. 12～ 8. 13	台風第 11号	県北 山間部	総降水量の最多 日之影807mm 死者7人 負傷者3人 家屋の全半壊54戸 一部損壊26戸 被害額171億8,500万円 日之影町、西都市が甚大な被害を受けた。	
昭和62. 3. 18	日向灘 地震	県下全域	宮崎で震度5 延岡、油津、都城で震度4を記録 死者1人 員傷者6人 被害総額10億4,885万円	
平成元. 7. 27～ 7. 28	台風第 11号	県下全域	総降水量の最多 渡川75mm 油津最大瞬間風速ESE47.0m/s 負傷者3名 家屋全半壊8戸 一部破損270戸 家屋浸水1,412戸 被害総額300億円	
平成2. 9. 27～ 9. 30	台風第 20号	県下全域	総降水量の最多 宮崎620mm 油津最大瞬間風速 ESE29.1m/s死傷者13名 家屋全半壊44戸 一部破損136戸 家屋浸水6,776戸被害総額253億8千万円	
平成5. 6. 12～ 6. 19	梅雨 前線	県下全域	総降水量 えびの1,272mm 西米良691mm 負傷者3人 家屋全半壊9戸 一部破損11戸 家屋浸水 387戸 被害総額168億9千万円	
平成5. 7. 31～ 8. 2	大気 不安定	県下全域	総降水量 えびの 943mm 宮崎468mm 死傷者9名 家屋全半壊22戸 一部破損20戸 家屋浸水2,284戸 被害総額312億9千万円	
平成5. 8. 9～ 8. 10	台風第 7号	県下全域	総降水量の最多 見立 637mm 油津最大瞬間風速 SE 39.7m/s死傷者16名 家屋全半壊30戸 一部破損132戸 家屋浸水1,447戸 被害総額 330億4千万円	
平成5. 9. 2～ 9. 4	台風第 13号	県下全域	総降水量の最多 見立576mm 宮崎最大瞬間風速 SE57.9m/s S 延岡 " E 37.9m/s 都城 " E 46.7m/s 死傷者145名 家屋全半壊385戸 一部破損32,560戸 家屋浸水499戸 被害総額451億2千万円	
平成8. 7. 18～ 7. 19	台風第 6号	県下全域	総降水量 えびの728mm 神門323mm 宮崎最大瞬間風速 SE36.4m/s 延岡 " SSE 31.7m/s 油津 " SSW 47.7m/s 重傷者1名、軽傷者3名 半壊3戸、一部損壊39戸、家屋浸水21戸 被害総額126億6千万円	

年月日	原因	被害地域	被害概要	要
平成8. 8. 13～ 8. 14	台風第 12号	県下全域	総降水量 えびの426mm 見立336mm 最大瞬間風速 宮崎 SSE 34. 2m/s 延岡 S 37. 8m/s 油津 SSW 44. 5m/s 都城 SE 37. 2m/s 重傷者3名、軽傷者6名 半壊2戸、一部損壊86戸、家屋浸水1戸 被害総額39億7千万円	
平成9. 9. 14～ 9. 16	台風第 19号	県下全域	総降水量 えびの967mm 神門927mm 最大瞬間風速 宮崎 ESE 36. 7m/s 延岡 SSE 34. 2m/s 油津 SSW 42. 7m/s 都城 SSE 34. 5m/s 死者3名、重傷者2名、軽傷者5名 全壊10戸、半壊3戸、一部損壊66戸、家屋浸水4, 979戸 被害総額443億1千万円	
平成10. 2. 19～ 2. 24	大雨	県南平野部	総降水量 油津339mm 青島330mm 半壊1戸、一部損壊11戸、家屋浸水78戸 被害総額7億3千万円	
平成10. 9. 16～ 9. 20	台風第 6号	県下全域	総降水量 中小屋250mm 諸塚195mm 最大瞬間風速 宮崎 NE 23. 2m/s 延岡 NNE 16. 7m/s 油津 NNE 34. 2m/s 都城 E 20. 0m/s 軽傷者5名 半壊1戸、一部損壊74戸 被害総額6億8千万円	
平成10. 10. 15～ 10. 17	台風第 10号	県下全域	総降水量 西米良・小林281mm 最大瞬間風速 宮崎 SE 25. 5m/s 延岡 NNW 24. 9m/s 油津 S 36. 3m/s 都城 SE 22. 4m/s 重傷者1名、軽傷者2名 半壊4戸、一部損壊115戸、家屋浸水85戸 被害総額38億9千万円	
平成11. 7. 31～ 8. 4	台風第 7号	県下全域	総降水量 見立570mm 中小屋552mm 死者1名、全壊1戸 被害総額3億4千万円	
平成11. 8. 5～ 8. 7	台風第 8号	県下全域	総降水量 えびの649mm 中小屋628mm 最大瞬間風速 宮崎 ENE 22. 2m/s 延岡 E 20. 3m/s 油津 NE 28. 9m/s 都城 ESE 17. 8m/s 全壊3戸、一部損壊1戸、家屋浸水55戸 被害総額72億7千万円	
平成11. 9. 22～ 9. 24	台風第 18号	県下全域	総降水量 諸塚439mm 見立392mm 最大瞬間風速 宮崎 S 32. 7m/s 延岡 SSE 51. 9m/s 油津 SSW 47. 0m/s 都城 SE 39. 0m/s 死者1名、軽傷者3名 半壊2戸、一部損壊58戸、家屋浸水2戸 被害総額60億4千万円	
平成12. 6. 2～ 6. 4	梅雨前線 大雨	県下全域	総降水量 えびの301mm 深瀬283mm 死者1名、家屋浸水2戸 被害総額5億円	

年月日	原因	被害地域	被害概要	要
平成12. 9. 20～ 9. 23	低気圧 前線	県下全域	総降水量 延岡321mm 軽傷者1名、一部破損3戸、家屋浸水51戸 被害総額3億8千万円	
平成13. 10. 16～ 10. 17	台風第 21号、 秋雨前線	県下全域	総降水量 青島585mm 古江442mm 半壊2戸、一部損壊9戸、家屋浸水643戸 被害総額50億3千万円	
平成15. 5. 12～ 5. 14	低気圧	県下全域	総降水量 鰐塚山・深瀬389mm 一部損壊1戸、家屋浸水58戸 被害総額19億3千万円	
平成15. 8. 7～ 8. 9	台風第 10号	県下全域	総降水量 神門539mm 中小屋446mm 最大瞬間風速 宮崎 E 31.7m/s 延岡 N 28.8m/s 油津 ESE 45.3m/s 都城 E 28.4m/s 重傷者1名、軽傷者2名 全壊1戸、半壊1戸、一部損壊41戸、家屋浸水39戸 被害総額56億3千万円	
平成16. 8. 28～ 8. 30	台風第 16号	県下全域	総降水量 えびの821mm 神門753mm 最大瞬間風速 宮崎 SE 44.3m/s 延岡 SSE 47.2m/s 油津 S 55.8m/s 都城 ENE 39.4m/s 死者2名、重傷者6名、軽傷者21名 全壊7戸、半壊16戸、一部損壊570戸、家屋浸水1,005戸 被害総額469億5千万円	
平成16. 9. 6～ 9. 7	台風第 18号	県下全域	総降水量 西米良535mm 神門522mm 最大瞬間風速 宮崎 SSE 40.5m/s 延岡 S 45.0m/s 油津 SSW 43.9m/s 都城 SSE 36.9m/s 重傷者2名、軽傷者12名 全壊3戸、半壊5戸、一部損壊146戸、家屋浸水12戸 被害総額89億8千万円	
平成16. 10. 18～ 10. 21	台風第 23号	県下全域	総降水量 西米良535mm 神門522mm 最大瞬間風速 宮崎 SSE 40.5m/s 延岡 S 45.0m/s 油津 SSW 43.9m/s 都城 SSE 36.9m/s 死者2名、重傷者1名、軽傷者1名 全壊2戸、半壊4戸、一部損壊15戸、家屋浸水1,054戸 被害総額92億3千万円	
平成17. 9. 4～ 9. 6	台風第 14号	県下全域	総降水量 えびの1,284mm 神門1,321mm 最大瞬間風速 宮崎 SE 43.1m/s 延岡 SE 43.1m/s 油津 SE 47.6m/s 都城 SE 39.2m/s 死者13名、重傷者5名、軽傷者21名 全壊1,136戸、半壊3,381戸、一部損壊306戸 家屋浸水4,363戸 被害総額1,288億5千万円	
平成18. 7. 20～ 7. 23	梅雨前線	県下全域	総降水量 えびの1,131mm 加久藤921mm 重傷者1名、軽傷者1名 半壊94戸、一部損壊10戸、家屋浸水310戸 被害総額52億円	
平成18. 9. 16～ 9. 18	台風第 13号 竜巻	県下全域	総降水量 古江172mm 見立127mm 死者3名、重傷者4名、軽傷者148名 全壊76戸、半壊339戸、一部損壊798戸、家屋浸水9戸 被害総額17億8千万円	

- (注) 1 宮崎地方気象台刊行の「宮崎県災異誌」による。  
2 県議会事務局刊行の「宮崎県の災害実情」による。  
3 宮崎県の「被害調書」による。  
4 台風災害については、家屋の全半壊、流失戸数50戸以上のものをとった。  
5 大正年間は、大規模な台風災害のみを取り上げた。

2-2 本県における最近の台風災害状況 (昭和24年~平成18年)

区分 単位 年次	人の被害 (死者) (負傷者) 名	住家の被害 (全半壊) (流失) 戸	被害額 千円	摘 要				
				月日	台風名	人の被害 名	住家の被害 戸	被害額 千円
昭和24年	126	5,150	13,135,256	6.20 7.17 8.15	デラ フェイ ジュディス	80 46	2,226 2,884	8,883,869 4,251,387
25年	150	1,985	9,157,485	7.18 7.20 9.13	フロシイ グレイス キジア	7 143	315 1,670	2,657,485 6,500,000
26年	388	11,966	17,482,366	7.1 8.19 10.14	ケート マージ ルース	19 — 369	123 — 11,843	2,918,172 80,554 14,483,640
27年	3	3	238,237	6.23	ダイアナ	3	3	238,237
28年	—	—	—					
29年	298	4,862	34,043,353	8.17 9.7 9.13 9.25	5号 13号 12号 15号	43 118 129 8	128 2,160 2,430 144	3,872,735 9,558,267 19,040,356 1,571,995
30年	113	3,893	13,558,683	9.29 10.3	22号 23号	113 (被害軽微)	3,893	13,558,683
31年	3	27	1,778,707	8.16 9.9 9.26	9号 12号 15号	— 3 —	14 12 1	568,183 1,160,902 49,622
32年	20	128	5,701,965	8.20 9.6	7号 10号	12 8	55 73	1,876,230 3,825,735
33年	—	—	—					
34年	6	13	914,599	8.8 9.16 10.6	6号 14号 16号	6 — (被害軽微)	13 —	789,904 124,695
35年	1	—	367,801	8.28	16号	1	—	367,801
36年	14	30	4,216,300	7.29 { 8.2 8.17 8.16	10号 11号 12号 15号 18号	7	10 — — 20	1,660,893 86,737 2,468,670
37年	1	1	273,828	8.2 8.22 9.4	9号 13号 15号	— — 1	1 — —	106,852 166,360 616
38年	4	33	2,824,520	8.9	9号	4	33	2,824,520
39年	78	1,113	11,674,589	8.1 8.23 9.24	11号 14,16号 20号	1 7 70	4 22 1,087	140,013 3,045,912 8,488,664
40年	1	38	1,838,947	8.5 9.9 9.16	15号 23号 24号	1 — —	38 — —	1,064,308 519,221 255,418
41年	33	48	5,275,832	8.11 { 8.24 9.8 9.24	13号 15号 19号 24号	33 — — —	46 — — 2	4,682,026 193,660 400,146

区分 単位 年次	人の被害 (死者) (負傷者)	住家の被害 (全半壊) (流失)	被 害 額 千円	摘 要				
	名	戸		月日	台 風 名	人の被害 名	住家の被害 戸	被 害 額 千円
昭和42年	—	—	157,586	{ 7.24 } 7.26	10号	—	—	134,896
				10.28	34号	—	—	22,690
				{ 7.26 } 7.29	4号	1	—	61,868
				8.27	10号	—	—	230,874
43年	44	144	7,300,535	{ 8.28 } 9.22				
				9.24	16号	43	144	6,985,038
				{ 10.23 } 10.24				
				{ 8.21 } 8.22	9号	73	255	3,499,768
44年	73	255	3,575,711	10.20				
				{ 10.21 }	11号	—	—	17,943
				{ 7.3 } 7.5				
45年	4	6	2,575,388	8.13				
				{ 8.14 } 8.21	9号	2	2	1,367,034
				8.27				
				{ 8.21 } 8.27	10号	—	—	130,477
				8.30				
				{ 8.2 } 8.6	19号	24	109	13,860,969
46年	48	194	24,369,979	8.27				
				{ 8.27 } 8.30	23号	24	85	10,509,010
				{ 7.18 } 7.26				
47年	4	15	4,899,709	9.13				
				{ 9.13 } 9.16	20号	—	—	19,580
				{ 7.23 } 7.26				
48年	—	—	467,169					

区分 単位 年次	人の被害 (死者) (負傷者)	住家の被害 (全半壊) (流失)	被害額 千円	摘 要					
	名	戸		月日	台風名	人の被害 名	住家の被害 戸	被害額 千円	
昭和49年	1	2	10,418,813	7. 3 }	8号	—	—	523,053	
									7. 6
				8. 17 }	14号	—	—	4,114,767	
									8. 18
									8. 23
				8. 24 }	14号	—	—	74,793	
									8. 31
				9. 1 }	16号	—	1	5,706,200	
									9. 5
				9. 8 }	18号	1	1	88,878	
7. 29 }	2号	—	—						76,539
7. 31									
50年	—	—	165,417	8. 14 }	5号	—	—	439,632	
									8. 18
				7. 17 }	9号	—	—	56,251	
									7. 19
7. 23									
51年	—	8	15,726,218	7. 25 }	12号	—	—	15,230,335	
									9. 7
				9. 13 }	17号	—	8	2,301,124	
									8. 23 }
8. 24									
52年	—	1	4,241,225	9. 8 }	9号	—	—	5,749,962	
									9. 10
				7. 26 }	8号	—	—	2,409,029	
8. 4									
53年	—	1	8,158,991	9. 12 }	18号	—	1	974,422	
									9. 16
				9. 2 }	12号	1	1	7,673,316	
9. 4									
9. 30									
54年	14	15	15,179,145	10. 1 }	16号	7	8	6,531,407	
									10. 18
				10. 19 }	20号	6	6	—	
									10. 19

区分 単位 年次	人の被害 (死者) (負傷者)	住家の被害 (全半壊) (流失)	被 害 額 千円	摘 要				
	名	戸		月日	台 風 名	人の被害 名	住家の被害 戸	被 害 額 千円
昭和55年	26	37	24,979,388	9.10 }	13号	7	3	16,353,824
				9.11 }				
				10.13 }	19号	19	34	8,625,564
				10.14 }				
56年	2	12	8,205,725	7.30 }	10号	1	12	7,903,003
				8.1 }				
				9.30 }	22号	—	—	226,098
				10.1 }				
				10.21 }	24号	1	—	76,624
				10.22 }				
57年	15	72	43,542,617	8.12 }	11号	10	54	17,185,235
				8.13 }				
				8.25 }	13号	5	18	25,310,468
				8.27 }				
				9.22 }	19号	—	—	1,046,914
				9.25 }				
58年	0	—	9,613,156	8.12 }	5号	—	—	1,100,156
				8.16 }				
				9.25 }	10号	—	—	8,513,000
				9.28 }				
59年	—	—	3,557,964	7.29 }	7号	—	—	1,237,104
				7.30 }				
				8.18 }	10号	—	—	2,320,860
				8.22 }				
60年	22	4	9,092,792	7.27 }	7号	—	—	7,241
				7.28 }				
				8.11 }	9号	—	—	1,004,361
				8.13 }				
				8.18 }	10号	—	—	8,257
				8.30 }				
				8.31 }	13号	22	4	8,072,933

区分 単位 年次	人の被害 (死者) (負傷者)	住家の被害 (全半壊) (流失)	被害額 千円	摘 要				
	名	戸		月日	台風名	人の被害 名	住家の被害 戸	被害額 千円
昭和61年	—	—	4,994,680	{ 8.25 } { } { 8.28 }	13号	—	—	4,994,680
62年	2	2	14,298,595	{ 7.15 } { } { 7.20 }	5号	1	1	8,298,687
				{ 8.30 } { } { 8.31 }	12号	—	—	2,052,609
				{ 10.13 } { } { 10.16 }	19号	1	1	3,947,299
				{ 6.24 } { 7.27 } { } { 7.28 }	6号 11号	— 3	— 8	91,260 30,000,038
平成元年	3	8	31,728,576	{ 8.2 } { 8.26 } { 9.19 }	12号 17号 22号	— — —	— — —	5,704 14,475 1,617,099
				{ 8.19 } { } { 8.23 }	14号	1	—	2,556,629
				{ 9.16 } { } { 9.19 }	19号	3	—	9,406,052
				{ 9.27 } { } { 9.30 }	20号	13	44	25,383,872
				{ 10.5 } { } { 10.8 }	21号	—	1	2,874,294
				{ 11.29 } { } { 11.30 }	28号	—	—	269,993
				{ 7.27 } { } { 7.29 }	9号	—	—	938,624
				{ 8.19 } { } { 8.23 }	12号	—	—	4,165,694
				{ 8.27 } { } { 8.29 }	13号	—	—	2,462,788
				3年	16	3	16,691,738	{ 9.12 } { } { 9.14 }
{ 9.26 } { } { 9.27 }	19号	16	3					7,217,410
{ 10.10 } { } { 10.14 }	21号	—	—					84,982

区分 単位 年次	人の被害 (死者) (負傷者)	住家の被害 (全半壊) (流失)	被 害 額 千円	摘 要				
	名	戸		月日	台 風 名	人の被害 名	住家の被害 戸	被 害 額 千円
平成4年	5	3	13,448,448	8. 7 } {	10号	5	3	8,961,074
				8. 8 } {				
5年	161	416	82,129,539	8. 17 } {	11号	—	—	4,487,374
				8. 19 } {				
5年	161	416	82,129,539	7. 26 } {	5号	—	—	3,542,879
				7. 27 } {				
5年	161	416	82,129,539	7. 29 } {	6号	—	1	419,353
				7. 30 } {				
5年	161	416	82,129,539	8. 9 } {	7号	16	30	33,046,093
				8. 10 } {				
5年	161	416	82,129,539	9. 2 } {	13号	145	385	45,121,214
				9. 4 } {				
6年	—	—	5,919,198	7. 23 } {	7号	—	—	1,117,272
				7. 27 } {				
6年	—	—	5,919,198	8. 11 } {	14号	—	—	3,559,158
				8. 14 } {				
6年	—	—	5,919,198	9. 27 } {	26号	—	—	705,077
				9. 29 } {				
6年	—	—	5,919,198	10. 9 } {	29号	—	—	430,932
				10. 11 } {				
6年	—	—	5,919,198	10. 30 } {	31号	—	—	106,759
				10. 31 } {				
7年	—	—	5,173,375	7. 22 } {	3号	—	—	172,540
				7. 23 } {				
7年	—	—	5,173,375	9. 22 } {	14号	—	—	5,000,835
				9. 24 } {				
8年	13	5	16,635,711	7. 18 } {	6号	4	3	12,662,440
				7. 19 } {				
8年	13	5	16,635,711	8. 13 } {	12号	9	2	3,973,271
				8. 14 } {				

区分 単 位 年次	人の被害 (死者) (負傷者)	住家の被害 (全半壊) (流失)	被 害 額 千円	摘 要				
	名	戸		月日	台 風 名	人の被害 名	住家の被害 戸	被 害 額 千円
平成9年	10	14	51,934,079	6.27 }	8号	—	—	3,282,890
				7.25 }	9号	—	—	613,882
				8.15 }	13号	—	1	3,727,108
8.19								
9.14 }	19号	10	13	44,310,199				
					9.16			
平成10年	1	7	5,667,445	9.16 }	6号	—	5	682,514
				9.29 }	9号	—	—	1,091,976
				10.15 }	10号	1	2	3,892,955
10.17								
平成11年	5	6	26,718,391	7.25 }	5号	—	—	6,165,582
				7.31 }	7号	1	1	337,296
				8.5 }	8号	—	3	7,274,929
8.7								
9.14 }	16号	—	—	1,033,572				
					9.15			
9.22 }	18号	4	2	6,038,916				
					9.24			
平成12年	—	—	4,259,233	7.27 }	6号	—	—	290,649
				8.29 }	12号	—	—	145,403
				9.8 }	14号 15号	—	—	3,823,271
9.16								

区分 単位 年次	人の被害 (死者) (負傷者)	住家の被害 (全半壊) (流失)	被 害 額 千円	摘 要				
	名	戸		月日	台 風 名	人の被害 名	住家の被害 戸	被 害 額 千円
平成13年	—	2	8,036,730	8.20	11号	—	—	1,437,317
				8.20				
				9.13	16号	—	—	1,573,419
9.14								
平成14年	—	—	6,272,454	10.16	21号	—	2	5,025,994
				10.17				
				7.4	5号	—	—	44,229
				7.6				
				7.8	6号	—	—	485,944
				7.10				
				7.15	7号	—	—	100,077
				7.15				
				7.25	9号	—	—	3,369,124
				7.27				
8.28	15号	—	—	2,273,080				
8.31								
平成15年	4	3	9,504,894	5.28	4号	—	—	2,571,442
				5.31				
				6.14	6号	1	1	846,032
				6.19				
				8.7	10号	3	2	5,627,061
				8.9				
				9.11	14号	—	—	447,419
9.13								
9.21	15号	—	—	12,940				
9.21								

区分 単位 年次	人の被害 (死者) (負傷者)	住家の被害 (全半壊) (流失)	被 害 額 千円	摘 要				
	名	戸		月日	台 風 名	人の被害 名	住家の被害 戸	被 害 額 千円
平成16年	52	37	69,544,212	6.11 }	4号	—	—	179,223
				6.20 }	6号	—	—	1,961,768
				8.28 }	16号	29	23	46,948,728
				9.6 }	18号	14	8	8,980,981
				9.28 }	21号	5	—	2,239,513
10.18 }	23号	4	6	9,233,999				
					10.21			
平成17年	39	4,517	128,845,415	9.4 }	14号	39	4,517	128,845,415
平成18年	155	417	6,763,287	8.17 }	10号	—	2	4,986,698
				9.16 }	13号	155	415	1,776,589
合 計				台 風 169 個(昭和24年～平成18年 58年間)				
年 平 均				年平均 2.9 個				
最近の 5箇年 平成14年 } 平成18年				合計20個 平均4.0 個				

2-3 霧島山火山の噴火等の記録

年号	発生年月日 (西暦)	発生場所	火山活動の状況 (地震活動の状況)	災害の状況	出典
天平14年	742年12月28日	御鉢?	噴火:溶岩流出?		続日本紀、活火山総覧
延暦7年	788年4月18日	御鉢	大噴火:溶岩流出		活火山総覧、三国名勝図会
			峯下56里に黒色の焼石		続日本紀
				脊門丘にあった霧島神社焼失?	三国名勝図会
天慶8年	945年		噴火:大蛇(火砕流?)出来り給う		平家物語、襲山考
天永3年	1112年3月9日	西峯(御鉢?)	噴火	神社焼失	錫杖院縁起
永久元年	1113年2月27日		噴火	霧島峯神社焼失	日本郷土史年表
仁安2年	1167年		噴火	大曼陀羅院西生寺殿堂焼崩す	三国名勝図会
寿永2年	1184年2月7日		噴火		日本噴火誌
文暦元年	1235年1月25日	御鉢	噴火	神社寺院及び什宝文書等焼失	三国名勝図会
弘安 年~	1278年~1287年		霧島襲峰大に鳴動、同時に大浪池も鳴動		日本の火山
徳治2年	1307年		噴火:襲峰で噴火、大浪池でも波浪		狭野神社日記
弘和元年	1381年		噴火		日本の火山
大永4年	1524年		噴火		地学協会報告
天文23年	1554年		噴火		三国名勝図会
永祿9年	1566年	御鉢	噴火	死者多数 霧島詣での一向宗信者死亡	三国名勝図会 神祇全書
天正2年	1574年	御鉢	噴火		玉龍山続年代記
天正4~6年	1576年~1578年		噴火		三国名勝図会
天正13年	1585年		噴火、地震		地学協会報告
天正15年	1587年5月24日		噴火		鹿児島県噴火書類
天正16年	1588年4月7日		噴火、地震		鹿児島県噴火書類
慶長元年	1596年		噴火		日向郷土史年表
慶長3~5年	1598年~1600年		噴火		三国名勝図会
慶長18~19年	1613年~1614年		噴火		霧島神宮日記
元和元~2年	1615年~1616年		噴火		霧島神宮日記
元和2~4年	1617年~1618年		噴火		三国名勝図会
元和6年	1620年		噴火		日向郷土史年表
寛永5年	1628年		噴火	神寺宝物鳥有に帰す	日向郷土史年表
寛永14~15年	1637年~1638年	新燃岳	噴火	神社焼失	三国名勝図会
万治2年~ 寛文元年	1659年	御鉢	噴火		三国名勝図会
寛文2~4年	1622年~1664年	御鉢	噴火		三国名勝図会
延宝5年	1677年	御鉢	噴火		伊地知季安日記
延宝6年	1678年2月29日	御鉢	噴火		伊地知季安日記
元祿3年	1690年		噴火:降灰数日に及ぶ		日本災異誌
宝永2年	1706年1月28日	御鉢	噴火	六所権現社堂塔寺家皆焦土となる	鹿児島県噴火書類

年号	発生年月日 (西暦)	発生場所	火山活動の状況 (地震活動の状況)	災害の状況	出典
享保元年	1716年3月11日	新燃岳	噴火：新燃岳付近に2ヶ所の新火口、泥流	高崎川で発生した泥流で魚が流される	三国名勝図会
	1716年11月9日	新燃岳	大噴火：周囲約15kmの地域内の数箇所から噴火	死者負傷者31名、東麓の神社仏閣焼失	三国名勝図会、井村・小林(1990)
			火砕流発生、東麓に熱い軽石の降下	焼失家屋600余棟、山林・田畑・牛馬に被害	
享保2年	1717年2月7日	新燃岳	噴火：4日間降灰砂、火砕流	田畑・人馬に被害	鹿児島県噴火書類、井村・小林(1990)
	1717年2月13日	新燃岳	大噴火：地震、降灰砂広範囲(八丈島に到達)	死者1名、負傷者30名、家屋の被害134棟、田136、300余棟	鹿児島県噴火書類承寛録、八丈島年表
			火砕流	石砂灰入高37、950石余、雑穀1つ540余石、死牛馬420疋	井村・小林(1990)
	1717年9月19日	新燃岳	火噴火：降灰砂、火砕流	近郷数十里の田を埋める	日本災異誌、井村・小林(1990)
明和5年	1768年	硫黄山	噴火：溶岩流		日本の火山
明和6年	1769年	御鉢	噴火		
明和8年～	1771年～1772年	新燃岳	噴火：噴石、降灰、火砕流、泥流	数里の間田畑を埋没	三国名勝図会
文政4年	1822年1月12日	新燃岳	噴火：水蒸気爆発にはじまり、それに伴って泥流が発生、その後東方に軽石を降らせるとともに、西側斜面に火砕流を流下		井村・小林(1990)
天保3年	1832年4月20日	新燃岳?	噴火		日本の火山
明治13年	1880年9月	御鉢	噴鉢)：噴火の後、硫気活動活発。火口内に硫黄堆積。		地学雑誌
明治20年	1887年5月	御鉢	噴火		日本の火山
明治21年	1888年2月21日	御鉢	噴火：飛灰4.5里に及ぶ		日本山嶽誌
	1888年5月9日		噴火		日本山嶽誌
明治22年	1889年12月10日	御鉢	噴火：黒煙噴出、火口内の硫黄飛散、鳴動、降灰多量	降灰は数里に及び田畑に被害	鹿児島県報告
	1889年12月18日		噴火：鳴動、降灰		鹿児島県報告
明治24年	1891年6月19日	御鉢	噴火：鳴動、降灰	山麓一里内外に灰を降らす	地学雑誌
	1891年11月10日		噴火：黒煙噴出、鳴動、降灰	山麓一里内外に灰を降らす	地学雑誌
明治27年	1894年2月25日	御鉢	噴火：鳴動、降灰	霧島東麓で大豆大の小石が降る	宮崎県庁報告

年号	発生年月日 (西暦)	発生場所	火山活動の状況 (地震活動の状況)	災害の状況	出典
明治28年	1895年7月16日	御鉢	噴火：鳴動、噴煙		宮崎県庁電報
	1895年10月16日	御鉢	噴火：噴石、降灰多量	御鉢付近約23丁で噴石により4名死亡 山ノ根で焼石(噴石)によって22軒出火	鹿児島新聞、地学雑誌
	1895年12月18日	御鉢	噴火：爆発音、空振、噴石、降灰		地学雑誌
明治29年	1896年3月15日	御鉢	噴火	登山者死者1名、負傷者4名	大阪朝日新聞
	1896年6月22日	御鉢	噴火		地質学雑誌
	1896年6月25日				大阪朝日新聞
1896年12月18, 21日		報知新聞			
明治30年	1897年5月3日	御鉢	噴火		東京朝日新聞
	1897年6月25日				鹿児島新聞
	1897年9月4日				東京朝日新聞
明治31年	1898年2月8日	御鉢	噴火		鹿児島新聞
	1898年3月11日				震災予防調査会報告
	1898年12月26～30日				宮崎新聞、高知新聞
明治32年	1899年7月28日	御鉢	噴火		東京朝日新聞
	1899年9月12日				時事新報
	1899年10月13日				宮崎新報
	1899年11月7日				大阪毎日新聞
明治33年	1900年2月16日	御鉢	噴火	死者2名、重傷3名	鹿児島新聞
明治36年	1903年8月29日	御鉢	噴火		九州日日新聞
	1903年11月25日		噴火：噴石		大阪毎日新聞
大正2年	1913年5月19日～9月1日	加久藤カルデラ	地震群発(真木)		宮崎測候所報告
	1913年11月8日	御鉢	噴火：噴石、音響、降灰		宮崎測候所報告
	1913年12月9日	御鉢	噴火		宮崎測候所報告
大正3年	1914年1月8日	御鉢	噴火：爆発音、空振、降灰		宮崎測候所報告
大正4年	1915年7月～8月	加久藤カルデラ	地震群発(栗野・吉松)		鍵山
大正12年	1923年	御鉢	噴火	死者1名	験震時報
昭和9年	1934年	新燃岳	異常：新燃火口湖の水濁りガス噴出		福岡管区气象台要報
昭和17年	1942年8月27日	硫黄谷	山崩れ	旅館が埋没、死者16名	波多江(1956)・露木他(1980)
昭和24年	1949年8月16日	硫黄谷	山崩れ	旅館が埋没、死者34名	波多江(1956)・露木他(1980)
昭和29年	1954年8月18日	新湯	台風に伴う豪雨による地すべり	旅館が埋没、死者9名	波多江(1956)・露木他(1980)
昭和33年	1958年11月19日	大浪池	異常：大浪池縁で噴気		福岡管区气象台要報
昭和34年	1959年2月17日	新燃岳	噴火：噴石降灰多量	森林、耕地、農水産物に被害大	福岡管区气象台要報
昭和36年	1961年3月～4月	加久藤カルデラ	地震群発(飯盛山)		鍵山
昭和41年	1966年4月		地震群発		日本活火山総覧

年号	発生年月日 (西暦)	発生場所	火山活動の状況 (地震活動の状況)	災害の状況	出典
昭和43年	1968年2月	加久藤カルデラ	えびの地震(群発地震、えびの市、吉松町)		日本活火山総覧
昭和46年	1971年8月5日	手洗温泉	小規模水蒸気爆発(手洗温泉付近) : 地すべり		日本活火山総覧
昭和50年	1975年9月29日 ~10月中旬	加久藤カルデラ	地震群発(えびの市)		日本活火山総覧
昭和51年	1976年2月8日	加久藤カルデラ	吉松町で地震		日本活火山総覧
昭和51年~	1976年10月~ 1979年8月	御鉢	群発地震		鍵山
昭和53年	1978年7月7日 ~8日	新燃岳南西	群発地震、地鳴り		日本活火山総覧
	1978年8月29日 ~9月中旬	加久藤カルデラ	地震(えびの市)		日本活火山総覧
	1978年9月末~ 10月中旬	加久藤カルデラ	地震群発(えびの市、吉松町)		日本活火山総覧
昭和55年	1980年12月3日	韓国岳	地震: 08時53分韓国岳付近でM3.2		日本活火山総覧
	1980年12月~ 1981年9月	硫黄山	噴気: 硫黄山温泉付近の噴気地帯拡大		日本活火山総覧
昭和56年	1981年1月13~ 14日	新燃岳	地震群発: 新燃岳付近で群発(無感)		日本活火山総覧
	1981年12月~ 1982年5月	新燃岳	噴気: 新燃岳第6噴気孔の温度上昇(最高208℃)		日本活火山総覧
昭和58年	1983年12月28~ 29日	新燃岳	地震群発: 新燃岳付近で群発(無感)、微動		日本活火山総覧
昭和60年	1985年8月28日 ~30日	新燃岳	地震群発: 新燃岳付近で群発(無感)		日本活火山総覧
昭和63年	1988年10月3~ 9日	新燃岳	地震群発: 新燃岳付近で群発(無感)、微動		日本活火山総覧
平成元年	1989年8月26日	新湯	火山ガス	死者2名	
平成3年	1991年11月13~ 26日	新燃岳	地震群発: 新燃岳で微小地震の群発、微動		鍵山
	1991年11月24日	新燃岳	水蒸気の噴出		鍵山
	1991年12月2日 ~1月	新燃岳	火山灰の噴出		鍵山
平成5年	1993年5月	新燃岳	地震群発		鍵山
平成6年	1994年6月	新燃岳	地震群発		鍵山
平成7年	1995年8月	新燃岳	地震群発		鍵山
平成14年	2002年6月	御鉢	火山性微動		
平成15年	2003年12月	御鉢	火山性微動、噴気		
平成16年	2004年	御鉢	火山性微動、噴気		
平成18年	2006年2月	新燃岳	火山性微動		
平成20年	2008年8月22日	新燃岳	新燃岳で小規模噴火。小林市で降灰確認	被害なし	

※資料は主に

震災予防調査会(1916): 日本噴火誌上

気象庁(1991): 日本活火山総覧(第2版)

### 3-1 災害危険箇所数一覧表

総務部危機管理局  
平成14年10月31日現在

区分 市町村名	河川	地すべり	急傾斜地 (人工)	急傾斜地 (自然)	土石流	溜池	海岸	合計
宮崎市	80	8	33	157	60	82	4	424
都城市	3	2	0	235	51	4	0	295
延岡市	52	1	19	295	107	18	2	494
日南市	37	34	8	222	133	5	6	445
小林市	6	2	5	126	12	0	0	151
日向市	11	3	3	47	52	1	9	126
串間市	19	8	15	145	106	0	5	298
西都市	20	21	0	149	114	1	0	305
えびの市	18	7	0	65	52	0	0	142
清武町	9	6	4	31	3	7	0	60
田野町	3	3	0	14	13	2	0	35
佐土原町	12	0	5	47	11	29	0	104
北郷町	7	13	0	43	27	0	0	90
南郷町	6	11	6	75	53	0	1	152
三股町	0	7	4	58	40	5	0	114
山之口町	3	3	1	27	21	5	0	60
高城町	1	1	0	94	10	1	0	107
山田町	0	3	0	86	10	0	0	99
高崎町	0	6	0	82	13	0	0	101
高原町	3	0	0	73	20	0	0	96
野尻町	0	1	6	57	26	0	0	90
須木村	8	2	1	56	40	0	0	107
高岡町	10	11	0	121	63	11	1	217
国富町	8	5	0	93	23	26	0	155
綾町	4	0	0	27	22	2	0	55
高鍋町	1	0	0	20	11	1	3	36
新富町	9	5	4	20	15	6	1	60
西米良村	27	44	11	70	52	0	0	204
木城町	0	4	0	25	36	6	0	71
川南町	4	7	0	25	20	6	1	63
都農町	3	0	0	22	16	2	1	44
門川町	7	15	1	54	31	1	4	113
東郷町	21	7	1	74	48	0	0	151
南郷村	0	8	0	76	88	0	0	172
西郷村	10	22	0	56	58	0	0	146
北郷村	7	1	1	55	36	0	0	100
北方町	19	12	2	97	92	0	0	222
北川町	5	9	0	93	120	0	0	227
北浦町	10	22	0	28	72	0	2	134
諸塚村	12	14	2	82	91	0	0	201
椎葉村	19	55	16	63	105	0	0	258
高千穂町	22	15	0	338	160	3	0	538
日之影町	10	9	13	110	62	0	0	204
五ヶ瀬町	19	6	0	187	76	1	0	289
合計	525	413	161	3,920	2,271	225	40	7,555

### 3-2 山地災害危険箇所数一覧表

環境森林部自然環境課  
平成20年3月31日現在

市 町 村 名	山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり	計	
宮 崎 市	72	25		97	
都 城 市	354	121	1	476	
延 岡 市	114	222	2	338	
日 南 市	98	67	4	169	
小 林 市	125	36		161	
日 向 市	59	73		132	
串 間 市	85	60	1	146	
西 都 市	114	148		262	
え び の 市	88	27		115	
宮 崎 郡 清 武 町	67	52	3	122	
南 那 珂 郡	北 郷 町	62	41	103	
	南 郷 町	55	23	78	
北 諸 県 郡	三 股 町	42	42	84	
西 諸 県 郡	高 原 町	67	20	87	
	野 尻 町	62	22	84	
東 諸 県 郡	国 富 町	56	21	78	
	綾 町	26	16	42	
児 湯 郡	高 鍋 町	8	6	14	
	新 富 町	8	8	16	
	西 米 良 村	94	144	3	241
	木 城 町	10	18		28
	川 南 町	13	17		30
	都 農 町	8	7		15
東 臼 杵 郡	門 川 町	32	39		71
	美 郷 町	131	229	3	363
	諸 塚 村	52	101		153
	椎 葉 村	172	154	4	330
西 臼 杵 郡	高 千 穂 町	111	53	2	166
	日 之 影 町	170	55	4	229
	五 ヶ 瀬 町	124	51		175
合 計	2,479	1,898	28	4,405	

3-3 民有保安林及び保安施設地区指定一覧表

環境森林部自然環境課  
平成20年3月31日現在

市町村名		保安林		保安施設地区	計	市町村名		保安林		保安施設地区	計	
		土砂流出防備	土砂崩壊防備					土砂流出防備	土砂崩壊防備			
		か所	か所	か所	か所			か所	か所	か所	か所	
宮崎市		161	12	—	173	東諸 県郡	国富町		56	5	—	61
都城市		293	22	—	315		綾町		41	—	—	41
延岡市		279	5	—	284	児湯 郡	高鍋町		5	—	—	5
日南市		80	4	—	84		新富町		8	—	—	8
小林市		137	6	—	143		西米良村		156	2	—	158
日向市		79	1	—	80		木城町		9	—	—	9
串間市		140	5	—	145		川南町		13	—	—	13
西都市		138	2	—	140		都農町		2	—	—	2
えびの市		133	18	—	151		東臼 杵郡	門川町		22	—	—
宮崎郡	清武町	11	—	—	11	美郷町		381	1	—	382	
南那珂郡	北郷町	38	2	—	40	諸塚村		175	—	—	175	
	南郷町	48	3	—	51	椎葉村		219	3	—	222	
北諸 県郡	三股町	26	5	—	31	西臼 杵郡	高千穂町		130	2	—	132
西諸 県郡	高原町	84	2	—	86		日之影町		174	5	—	179
	野尻町	65	—	—	65		五ヶ瀬町		133	3	—	136
						合計		3,236	108	—	3,344	

### 3-4 砂防指定地指定箇所数一覧表

県土整備部砂防課  
平成20年11月1日現在

市 町 村 名		箇 所 数	市 町 村 名		箇 所 数
宮 崎 市		137	東 諸 県 郡	国 富 町	21
都 城 市		73		綾 町	29
延 岡 市		249	児 湯 郡	高 鍋 町	9
日 南 市		71		新 富 町	5
小 林 市		46		西 米 良 村	24
日 向 市		41		木 城 町	17
串 間 市		93		川 南 町	16
西 都 市		56		都 農 町	19
え び の 市		72		東 臼 杵 郡	門 川 町
宮崎郡	清 武 町	10	美 郷 町		81
南 那 珂 郡	北 郷 町	40	諸 塚 村		32
	南 郷 町	37	椎 葉 村		60
北 諸 県 郡	三 股 町	31	西 臼 杵 郡	高 千 穂 町	53
西 諸 県 郡	高 原 町	16		日 之 影 町	53
	野 尻 町	18		五 ヶ 瀬 町	37
			合 計	1,477	

## 3-5 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数一覧表

県土整備部砂防課  
平成20年11月1日現在

市 町 村 名		箇 所 数	市 町 村 名		箇 所 数
宮 崎 市		133	東 諸 県 郡	国 富 町	21
都 城 市		79		綾 町	15
延 岡 市		265	児 湯 郡	高 鍋 町	7
日 南 市		71		新 富 町	8
小 林 市		38		西 米 良 村	25
日 向 市		52		木 城 町	8
串 間 市		63		川 南 町	7
西 都 市		31		都 農 町	3
え び の 市		5		東 臼 杵 郡	門 川 町
宮崎郡	清 武 町	7	美 郷 町		52
南 那 珂 郡	北 郷 町	19	諸 塚 村		17
	南 郷 町	28	椎 葉 村		21
北諸県郡	三 股 町	19	西 臼 杵 郡	高 千 穂 町	50
西 諸 県 郡	高 原 町	13		日 之 影 町	24
	野 尻 町	7		五 ヶ 瀬 町	23
			合 計	1,149	

### 3-6 地すべり防止区域指定箇所数一覧表

県土整備部砂防課  
平成20年11月1日現在

市 町 村 名		箇 所 数	市 町 村 名		箇 所 数
宮 崎 市		2	東 諸 県 郡	国 富 町	3
都 城 市		1		綾 町	2
延 岡 市		3	児 湯 郡	高 鍋 町	0
日 南 市		2		新 富 町	0
小 林 市		0		西 米 良 村	0
日 向 市		0		木 城 町	0
串 間 市		4		川 南 町	0
西 都 市		0		都 農 町	0
え び の 市		0		東 臼 杵 郡	門 川 町
宮崎郡	清 武 町	1	美 郷 町		5
南 那 珂 郡	北 郷 町	4	諸 塚 村		5
	南 郷 町	3	椎 葉 村		8
北 諸 県 郡	三 股 町	1	西 臼 杵 郡	高 千 穂 町	1
西 諸 県 郡	高 原 町	0		日 之 影 町	2
	野 尻 町	0		五 ヶ 瀬 町	2
			合 計	49	

市町村を跨るものがあるため計は一致しない。

### 3-7 土砂災害警戒区域指定箇所数一覧表

県土整備部砂防課  
平成20年11月1日現在

市 町 村 名		箇 所 数	市 町 村 名		箇 所 数
宮 崎 市		191	東 諸 県 郡	国 富 町	4
都 城 市		83		綾 町	9
延 岡 市		105	児 湯 郡	高 鍋 町	11
日 南 市		54		新 富 町	6
小 林 市		43		西 米 良 村	10
日 向 市		14		木 城 町	18
串 間 市		85		川 南 町	5
西 都 市		33		都 農 町	4
え び の 市		19		東 臼 杵 郡	門 川 町
宮崎郡	清 武 町	16	美 郷 町		48
南 那 珂 郡	北 郷 町	18	諸 塚 村		38
	南 郷 町	29	椎 葉 村		14
北 諸 県 郡	三 股 町	0	西 臼 杵 郡	高 千 穂 町	52
西 諸 県 郡	高 原 町	9		日 之 影 町	33
	野 尻 町	33		五 ヶ 瀬 町	27
			合 計	1,026	

### 3-8 海岸保全区域指定地区

県土整備部河川課  
 県土整備部港湾課  
 農政水産部農村整備課  
 農政水産部漁港漁場整備課

区分	海岸名	位置又は地区名	海岸線延長
建設関係	梅ヶ浜	日南市大字平野梅ヶ浜	252m
	古奥	〃 〃 字古奥	418
	小目井	〃 大字富上小目井	434
	伊比井	〃 大字伊比井字坂口	350
	平山	〃 大字平山字丸山	625
	宮崎海岸赤江地区	宮崎市大字田吉字松崎	3,176
	〃 その2	〃	878
	風田	日南市大字風田字蔓ヶ迫	558
	〃 その2	〃 〃 字元弓場	1,051
	堀切	宮崎市大字内海字三池五丁坂	2,972
	〃 その2	〃 大字折生迫字戸崎	720
	赤江	〃 大字赤江・木花	1,820
	高松	串間市大字高松	230
	長浜	延岡市緑ヶ丘町沖田川左岸河口	1,620
	弓田	串間市大字南方	760
	住吉	宮崎市大字住吉	7,020
	都農	都農町大字川北心見川右岸河口	200
	〃 その2	〃 〃 左岸河口	588
	小倉ヶ浜	日向市財光寺字尻無川	1,090
	田吉	宮崎市大字田吉	839
	永田	串間市大字崎田	142
	都農海岸名貫地区	都農町大字川北字森添北	370
	串間海岸本牧地区	串間市大字市木字幸島	841
	日向海岸伊勢ヶ浜地区	日向市大字日知屋字櫛ノ山	323
	延岡海岸かしの浜地区	延岡市赤水町字谷水	140
	大炊田	宮崎市佐土原町下田島字広瀬川四番	1,836
	計	26箇所	29,253
	港湾関係	細島	日向市北地区
〃 細島南地区			1,309
〃 梶木地区			390
宮崎		宮崎市北地区	2,214
		〃 南地区	384
油津		日南市山王坂地区	284
		〃 油津地区	355
古江		延岡市北浦町阿蘇地区	652
		〃 古江地区	950
		〃 下阿蘇地区	800
熊野江		延岡市熊野江地区	507
延岡	延岡市方財地区	925	
	〃 東海地区	650	

区分	海岸名	位置又は地区名	海岸線延長
港湾 関係	延岡新	延岡市新浜地区	1,498
		〃 松原地区	694
	美々津	日向市美々津地区	1,740
		〃 幸脇地区	163
	内海	宮崎市内海北地区	730
		〃 内海南地区	1,428
	外浦	南郷町栄松地区	1,185
		〃 外浦地区	1,102
		〃 賛波地区	1,051
	大島	南郷町竹之尻地区	525
		〃 小場浜地区	848
	黒井島	串間市黒井地区	356
		串間市福島地区	2,010
	福島	〃 金谷地区	1,229
高鍋町蚊口浦地区		1,337	
大納	串間市大納地区	237	
	計	29箇所	26,920
漁港 関係	北浦	宮之浦北地区	288m
		南地区	263
		早鷹地区	195
		大間地区	320
		古浦地区	303
		(市振地区)	190
		市振地区	195
	島野浦	白浜地区	463
		(宇治)地区	488
		宇津木地区	135
	南浦	須怒江地区 (H6.2.3 告示変更)	597
		(浦尻)地区	659
		安井地区	681
	土々呂	赤水地区	1,265
		赤水第2地区	91
		赤水第3地区	796
		鯛名西地区	807
		鯛名東地区	653
		(妙見)	325
		櫛津第1地区	615
		櫛津第2地区	210
		東浜地区	586
	門川	庵川地区	3,169
		加草地区	934
		尾末北地区	1,256
		尾末南地区	849
	都農	北地区	260
		北第2地区	310
		南地区	405
	川南	北地区	1,269
		南地区	793

区分	海岸名	位置又は地区名	海岸線延長
漁 港 関 係	福島高松	福島高松区	911
	青島	木花地区	221
		青島北地区	2,101
		折生迫地区	817
		(上白浜)	446
		白浜地区	1,420
	野島	野島地区	2,697 m
	鶯巣		161
	富士		1,237
	宮浦(鵜戸)		1,023
	鵜戸	小吹毛井地区	367
		吹毛井地区	1,022
	油津	林光寺地区	312
	大堂津 目井津	南地区	1,335
		北地区	457
		北第2地区	331
		南地区	153
	南第2地区		284
	夫婦浦		1,010
	市木	石浜地区	127
		築島地区	742
	宮之浦	宮之浦地区高石原	196
		〃 第2高石原	545
		〃 鳥羽	88
		〃 鳥羽第2	387
		〃 (宮之浦)	706
〃 小崎		822	
都井	立宇津、迫、毛久保	2,079	
	本城		
本城	本城地区崎田	1,130	
	〃 下千野	500	
計	61箇所	42,997	
農 地 関 係	外の浦	南那珂郡南郷町外の浦	738.8
	浦城	延岡市浦城町	230
	二ッ建	宮崎市佐土原町下田島	2,768
	木崎	宮崎市熊野	5,879.2
	野坂	延岡市島野浦	250
	小池	〃	314
	須佐白	〃	190
	日井	〃	148
	野島	宮崎市内海	1,450
	小内海	〃	850
	直海	延岡市北浦町市振	251.3
	崎田	串間市崎田	305
	加草	東臼杵郡門川町加草	25.1
	庵川東	〃 庵川東	20.7
	金磯	〃	547
	計	15箇所	13,967.1
合計	131箇所	115,220.1	

### 3-9 海岸保全指定予定区域

県土整備部港湾課

平20年12月1日現在

区分	海岸名	位置又は地区名	海岸線延長
港 湾 関 係	外 浦	南那珂郡南郷町贅波地区	500 m
	延 岡	延岡市方財地区	462
	平 岩	日向市平岩地区	515
	大 納	串間市大納地区	534
	計	4 箇 所	2,011

### 3-10 県管理道における防災対策必要箇所

県土整備部道路保全課

項 目	箇 所 数
落 石 崩 壊	1,058
岩 石 崩 壊	149
地 滑 り	29
土 石 流	277
盛 土	153
擁 壁	257
橋 梁 基 礎 の 洗 掘	19
そ の 他	5
合 計	1,947

4-1 県内震度計設置状況一覧

市町村	気象庁分岐 計測震度計	防災科学技術研究所 分岐加速度計	震度計	備考
宮崎市	宮崎市霧島	<b>宮崎</b>	○	
佐土原町			○	
田野町		田野	○	
高岡町			○	
都城市	都城市菖蒲原	<b>都城</b>	○	
山之口町			○	
高城町			○	
山田町			○	
高崎町	高崎町江平	<b>高崎</b>		
延岡市	延岡市天神小路	延岡	○	
北方町	宮崎北方町未		○	
北川町		北川	○	
北浦町			○	
日南市	日南市油津	日南	○	
小林市	小林市真方	<b>小林</b>	○	
須木			○	
日向市	<b>日向市亀崎</b>	日向		
東郷町			○	
串間市	串間市奈留	<b>串間、都井岬</b>		
西都市		西都	○	
えびの市		えびの	○	
清武町			○	
北郷町			○	
南郷町			○	
三股町			○	
高原町			○	
野尻町			○	
国富町			○	
綾町		綾	○	
高鍋町			○	
新富町	<b>新富町上富田</b>			
西米良村		西米良	○	
木城町			○	
川南町			○	
都農町	都農町川北	<b>都農</b>		
門川町			○	
美郷町			○	西郷区
南郷区		南郷	○	
北郷区		<b>北郷</b>		
諸塚村			○	
椎葉村		椎葉	○	
高千穂町	<b>高千穂町三田井</b>	高千穂		
日之影町			○	
五ヶ瀬町			○	
市町村数	10	15	27	
個数	12	20	37	69
県接続	3	7	37	47

**太線内** は宮崎県震度情報ネットワークに接続

4-2 主要雨量観測所一覽表

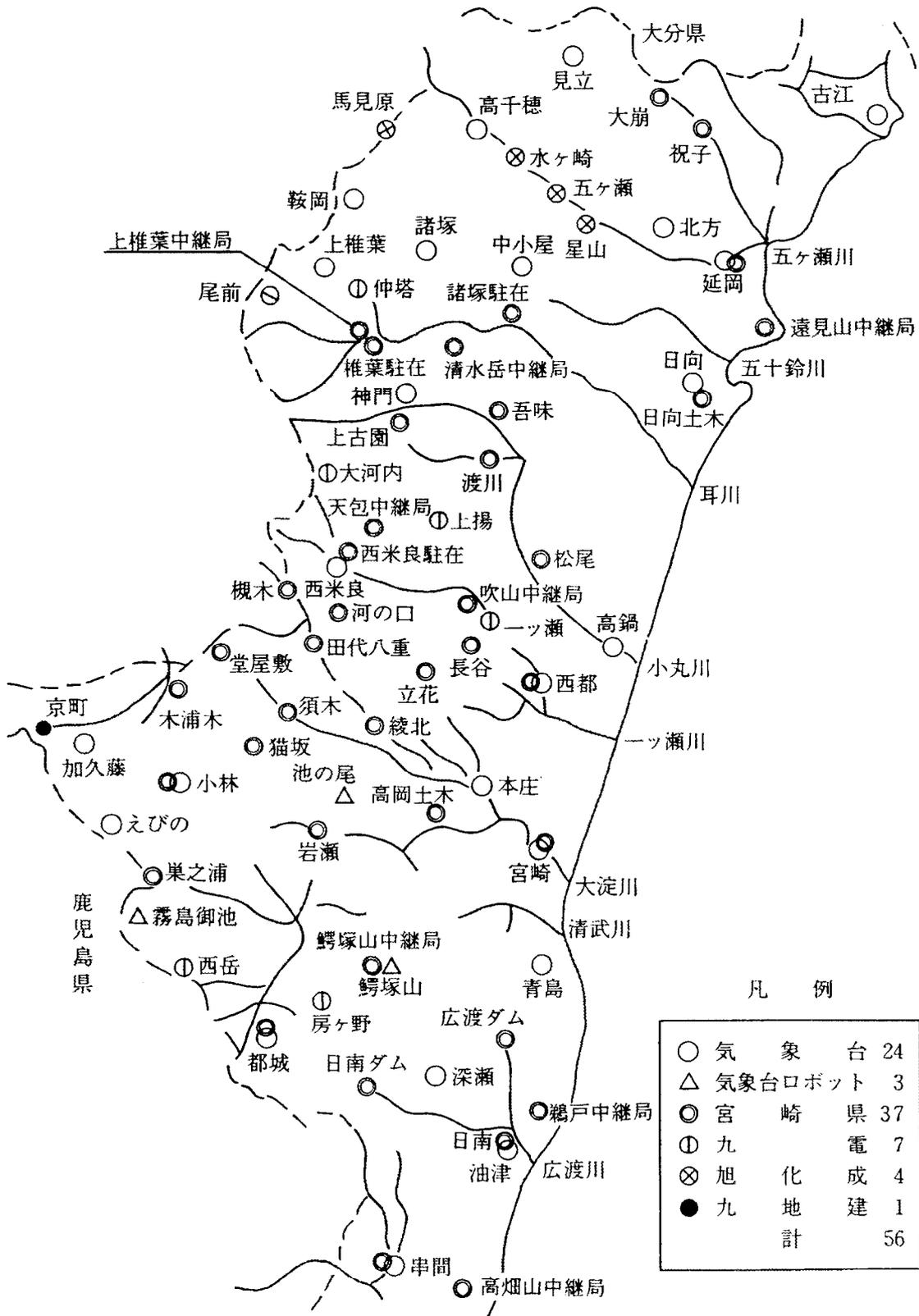
総務部危機管理局

観測所名	位置			観測場所	緯度 度分	経度 度分	高さ(m)	水系	観測開始年月日	備考
	市部	町村	大字							
高千穂	西白	高千穂	押方		32.43	131.17	350	五ヶ瀬川	明27.7.1	気象台地域気象観測所(S52)
見立	"	日之影	見立		32.47	131.27	530	"	昭29.3.1	気象台地域雨量観測所(S53)
北	延岡		北方町川水流	北川町総合支所	32.34	131.32	30	"	62.2.26	"(S62)
延岡	延岡		天神小路	延岡特別地域気象観測所	32.35	131.40	19	"	36.6.1	気象台地域気象観測所(S50)
大崩	延岡		北川町川内名		32.44	131.33	730	"	47.4.1	宮崎県無線テレメーター
祝子ダム	"		"	祝子ダム	32.43	131.35	351	"	"	"
馬見原	熊本	蘇陽	馬見原		32.41	131.09	381	"	24.11.5	旭化成
水ヶ崎	西白	高千穂	向山	水ヶ崎発電所	32.41	131.10	169	"	26.6.1	"
五ヶ瀬	"	日之影	岩井川	五ヶ瀬発電所	32.38	131.24	105	"	12.7.1	"
星山	"	"	七折	星山ダム	32.37	131.26	88	"	18.11.6	"
中小屋	東白	美郷	北郷区宇納間		32.34	131.24	850	五十鈴川	49.11.1	気象台地域雨量観測所
日向	日向		塩見	日向畜産センター	32.24	131.36	20	塩見川	40.4.1	気象台地域気象観測所(S52)
仲塔	東白	椎葉	下富良		32.32	131.11	500	耳川	35.4.1	九州電力
尾前	"	"	不土野		32.29	131.04	832	"	35.7.1	"
上椎葉	"	"	上椎葉	椎葉村役場	32.28	131.10	420	"	62.3.6	気象台地域雨量観測所(S62)
高鍋	児湯	高鍋	持田	東児湯消防組合	32.08	131.32	4	小丸川	49.4.1	気象台地域気象観測所(S51)
吾味	東白	美郷	南郷区神門		32.22	131.21	260	"	52.4.1	宮崎県無線テレメーター
上古園	"	"	南郷区上渡川		32.20	131.22	359	"	56.6.1	"
渡川	"	"	南郷区中渡川	渡川ダム	32.20	131.22	305	"	52.4.1	"
西米良	児湯	西米良	村所	西米良村へき地保管所ふたば園	32.14	131.09	250	一ッ瀬川	明28.1.1	気象台地域気象観測所(S54)
西都	西都		清水	西都市浄化センター	32.05	131.24	11	"	昭40.4.1	"(S52)
立花	"		寒川	立花ダム	32.08	131.06	325	"	37.	宮崎県無線テレメーター
河内	"		"		32.08	131.14	486	"	55.4.1	"
大河内	東白	椎葉	大河内		32.22	131.08	1,010	"	35.4.1	九州電力
上揚	西都		上揚		32.17	131.14	450	"	36.8.1	"
一ッ瀬	"		片内	一ッ瀬ダム	32.12	131.18	203	"	38.10.1	"
広渡ダム	南那珂	北郷	北郷内	広渡ダム	31.42	131.16	302	広渡川	平3.12.25	宮崎県無線テレメーター
日南ダム	日南市	酒谷	日南ダム	日南ダム	31.38	131.16	172	酒谷川	昭59.11.30	"
本庄	東諸	富国	本庄	県埋蔵文化センター跡地	31.59	131.20	35	大淀川	昭40.4.1	気象台地域雨量観測所
小林	小	南	南西	小林総合運動公園	32.00	130.58	276	"	明27.7.1	気象台地域気象観測所(S52)

観測所名	位置			観測場所	緯度 度分	経度 度分	高さ(m)	水系	観測開始年月日	備考
	市郡	町村	大字							
霧島御池	都城		御池		31.51	130.57	50.0	大淀川	昭49.4.11	気象台地域雨量観測所
池の尾	西諸	野尻	池の尾	都城特別地域気象観測所	31.44	131.05	15.4	"	17.6.20	気象台地域気象観測所(S50)
鱈山	高		田野町本田野		31.57	131.10	20.8	"	48.4.11	気象台地域雨量観測所
宮崎	"		霧島	宮崎地方気象台	31.46	131.16	1,082	清武川	48.4.1	"
槻木	熊本	多良木	槻木		31.55	131.25	9	大淀川	昭19.1.1	気象台地域気象観測所(S50)
田代八重	小	林	須木田代八重		32.12	131.02	76.5	"	昭33.7.	宮崎県無線テレメーター
綾屋	"		下宇部	綾北ダム	32.08	131.06	36.0	"	"	"
須木	"		夏木		32.05	131.09	31.8	"	"	"
木浦	"		片東		32.09	131.02	74.5	"	"	"
猫坂	"		東		32.04	131.05	37.7	"	"	"
巢の浦	"		奈佐		32.06	131.00	54.2	"	昭42.4.20	"
岩瀬	西諸	野尻	西東	岩瀬ダム	32.02	131.03	35.1	"	63.3.30	"
房野	都	城	山之口花の木		31.58	130.54	50.8	"	"	"
津間	日南		油津	油津特別地域気象観測所	31.35	131.25	3	広渡川	23.10.1	気象台地域気象観測所(S50)
えびの	串間		西	勿体森運動公園	31.28	131.13	20	福島川	34.6.1	"(S52)
加久	"		末永	えびの高原荘	31.57	130.51	1,150	川内川	29.3.31	気象台地域雨量観測所
京島	"		水山		32.03	131.49	22.8	"	43.8.1	気象台地域気象観測所(S52)
青島	"		向江	建設省京町出張所	32.02	130.45	2.20	"	54.9.21	建設省
古江	宮崎		青島	青島青年の家	31.48	131.28	8	沿海	41.4.1	気象台地域気象観測所(S52)
深瀬	延岡	市	北浦町古江	北浦町公民館	32.42	131.49	4	"	52.3.1	"(S52)
鞍門	日南		酒谷	酒谷キャンパス場 (日南市林業総合センター)	31.38	131.15	130	酒谷川	52.6.30	気象台地域雨量観測所(S52)
神門	西臼杵	梓	鞍岡	鞍岡支所	32.38	131.10	59.0	五ヶ瀬川	41.4.1	気象台地域気象観測所(S54)
諸塚	東臼杵	梓	南郷区神門		32.23	131.20	25.0	小丸川	明27.7.1	"(S54)
長谷	"		家代	諸塚中央公民館	32.31	131.20	15.0	耳川	昭54.1.10	気象台地域雨量観測所(S54)
尾松	西	都	三納	長谷ダム	32.07	131.21	13.4	一ッ瀬川	56.4.1	宮崎県無線テレメーター
	尾	湯	中之又	松尾ダム	32.16	131.22	21.2	小丸川	52.4.1	"

観測所名	位置			観測場所	緯度	経度	高さ(m)	水系	観測開始年月日	備考
	市郡	町村	大字							
宮崎総合庁舎	宮崎		橘通東1丁目9番10号		31° 54' 26"	131° 25' 31"		大淀川	H 8. 4. 1	宮崎県無線テレビメーター
日南総合庁舎	日南		戸高字宮前84番地		31° 35' 48"	131° 22' 45"		広渡川	H 8. 4. 1	"
串間総合庁舎	串間		西方銭亀8970-4		31° 27' 40"	131° 13' 24"		福島川	H 9. 4. 1	"
都城総合庁舎	都城		北原町24街区21号		31° 43' 42"	131° 04' 53"		大淀川	H 7. 4. 1	"
小林総合庁舎	小林		細野字瀬戸の口367-2		31° 59' 42"	130° 58' 20"		"	H 8. 4. 1	"
高岡土木事務所	高岡		高岡町内山柳3100番地		31° 57' 10"	131° 17' 56"		"	H10. 4. 1	"
西都総合庁舎	西都		三宅字下鶴9451番地		32° 05' 51"	131° 24' 06"		一ツ瀬川	H 9. 4. 1	"
西米良土木駐在所	児湯	西米良	村所105の9		32° 13' 23"	131° 09' 33"		"	H10. 4. 1	"
日向土木事務所	日向		中町2番14号		32° 25' 02"	131° 37' 46"		塩見川	H10. 4. 1	"
諸塚土木駐在所	東臼杵	諸塚	家代字庵の下3041		32° 30' 42"	131° 20' 09"		耳川	H10. 4. 1	"
椎葉土木駐在所	東臼杵郡	椎葉	下福良1747番地10		32° 27' 50"	131° 09' 40"		"	H10. 4. 1	"
延岡総合庁舎	延岡市		愛宕町2丁目2823		32° 33' 55"	131° 40' 10"		五ヶ瀬川	H10. 4. 1	"
鵜塚山中継局	宮崎		田野町本田野国有林70班ら小班		31° 45' 58"	131° 16' 08"		"	H 9. 4. 1	"
鶴戸中継局	日南		宮浦5468番地		31° 38' 27"	131° 25' 21"		"	H 9. 4. 1	"
高畑山中継局	串間		本城黒荷田国有林72林班く小班		31° 25' 58"	131° 19' 28"		"	H 9. 4. 1	"
吹山中継局	西都		片内吹山国有林56林班		32° 10' 59"	131° 19' 13"		一ツ瀬川	H 9. 4. 1	"
天包中継局	児湯	西米良	小川字木浦506-3		32° 15' 00"	131° 11' 03"		"	H 9. 4. 1	"
清水岳中継局	東臼杵	椎葉	松尾字松尾251-3		32° 27' 20"	131° 18' 04"		"	H10. 4. 1	"
上椎葉中継局	東臼杵	椎葉	下福良字上椎葉1826番地		32° 28' 03"	131° 09' 13"		耳川	H10. 4. 1	"
遠見山中継局	東臼杵	門川	鹿川字谷山5548-3		32° 29' 09"	131° 42' 34"		"	H10. 4. 1	"

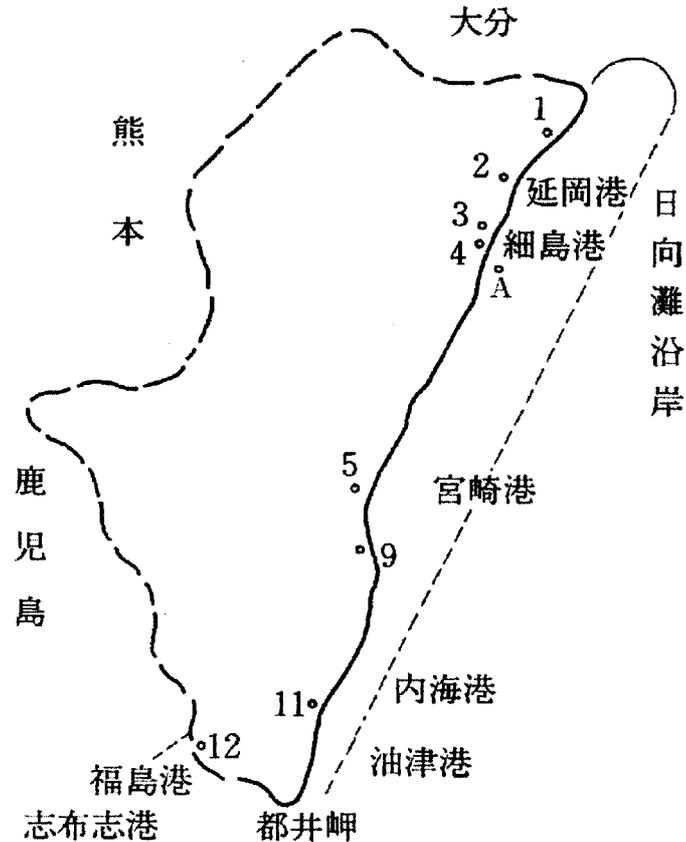
4-3 主要雨量観測所配置図



4-4 主要波浪観測所及び検潮所一覧表

番号	所在地名	所有者名	管理者名	観測名	現況	備考
1	延岡市北浦町宮野浦	宮崎県	北部港湾事務所	潮位	良	ロール式(1周巻)
2	延岡市東海町	国土交通省	北部港湾事務所	"	"	デジタル式 (3ヶ月巻)
3	日向市日知屋幡浦	宮崎県	北部港湾事務所	"	"	ロール式(1周巻)
4	日向市細島	国土地理院	委託	"	"	自己1ヶ月巻 ローケルビン型
5	宮崎市港1丁目	宮崎県	九州地方整備局	"	"	フース型 (1ヶ月巻)
9	宮崎市田吉町姥ヶ島	国土交通省	姥ヶ島水位観測所	"	"	デジタル式
11	日南市大節18の3	気象庁	宮崎地方气象台	"	"	デジタル式
12	串間市南今町	宮崎県	串間土木事務所	"	"	ロール式 (1ヶ月巻)
A	細島港沖合5km	国土交通省	九州地方整備局	波高	"	超音波波高計

4-5 主要波浪観測所及び検潮所配置図



5 - 1 防災関係機関電話一覧表

営繕課  
危機管理局

(1) 国

機 関 名	電話番号
内 閣 府	03-5252-2111 (代)
中 央 防 災 会 議	03-3501-5693
厚 生 労 働 省	03-5253-1111 (代)
国 土 交 通 省	03-5253-8111 (代)
総 務 省 消 防 庁	03-5253-5111 (代)
総 務 省 消 防 庁 ( 防 災 課 )	03-5253-7525

(2) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等

	機 関 名	電話番号
指 定 地 方 行 政 機 関	九 州 管 区 警 察 局	092-622-5000
	九 州 管 区 警 察 局 宮 崎 県 情 報 通 信 部	0985-31-0110
	九 州 総 合 通 信 局	096-326-7857
	九 州 財 務 局 宮 崎 財 務 事 務 所	0985-22-7101
	九 州 厚 生 局	092-472-2361
	宮 崎 労 働 局	0985-38-8820
	九 州 農 政 局	096-353-3561
	九 州 農 政 局 宮 崎 農 政 事 務 所	0985-22-3181
	九 州 森 林 管 理 局	096-328-3500
	宮 崎 森 林 管 理 署	0985-29-2311
	九 州 経 済 産 業 局	092-431-1301
	九 州 産 業 保 安 監 督 部	092-482-5927
	九 州 地 方 整 備 局	092-471-6331
	九州地方整備局宮崎河川国道事務所	0985-24-8221
	九州運輸局宮崎運輸支局	0985-51-3824
	九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所	0985-25-5376
	大阪航空局宮崎空港事務所	0985-51-3223
宮 崎 地 方 気 象 台	0985-25-4033	
宮 崎 海 上 保 安 部	0987-22-3021	
九 州 地 方 環 境 事 務 所	096-214-0311	
指 定 公 共 機 関	郵便事業株式会社宮崎支店	0985-61-8161
	郵便局株式会社(宮崎中央郵便局)	0985-24-9452
	九州旅客鉄道株式会社宮崎総合鉄道事業部	0985-51-5988
	西日本電信電話株式会社宮崎支店	0985-23-8726
	日 本 銀 行 宮 崎 事 務 所	0985-23-6241
	日 本 赤 十 字 宮 崎 県 支 部	0985-22-4045
	西日本高速道路株式会社九州支社都城管理事務所	0986-38-3245
	九州電力株式会社宮崎支店	0985-26-9013
日本通運株式会社宮崎支店	0985-22-2181	
日本放送協会宮崎放送局	0985-22-3610	

機 関 名		電話番号
指 定 地 方 公 共 機 関	宮崎日日新聞社	0985-26-9315
	株式会社宮崎放送	0985-25-3111
	株式会社テレビ宮崎	0985-31-5111
	株式会社エフエム宮崎	0985-22-3344
	宮崎ケーブルテレビ株式会社	0985-32-8585
	ビューティーヴィーケーブルテレビ株式会社	0986-27-1700
	株式会社ケーブルメディアワイワイ	0982-22-1500
	宮崎県医師会	0985-22-5118
	宮崎県歯科医師会	0985-29-0055
	宮崎県看護協会	0985-58-0622
	宮崎県薬剤師会	0985-26-7755
	宮崎県エルピーガス協会	0985-52-1122
	宮崎県トラック協会	0985-53-6767
	センコー株式会社	0985-23-5221
	宮崎運輸株式会社	0985-23-2321
	宮崎交通株式会社	0985-51-5151
	日豊汽船株式会社	0982-43-0102
	宮崎ガス株式会社	0985-39-3911
宮崎県管工事協同組合連合会	0985-29-6646	
宮崎県警備業協会	0985-28-0518	

(3) 自衛隊

機 関 名	電話番号
陸上自衛隊第43普通科連隊	0986-23-3944
陸上自衛隊第24普通科連隊	0984-33-3904
航空自衛隊新田原基地	0983-35-1121
海上自衛隊鹿屋航空隊油津連絡所	0987-22-2298
自衛隊宮崎地方連絡部	0985-53-2643
陸上自衛隊西部方面隊	0983-68-5111

(4) 県

県災害対策本部 0985-26-7066  
0985-26-7066 (時間外)

課 名	電 話 番 号	課 名	電 話 番 号
宮崎県警察本部	0985-31-0110 (代表)	農政企画課	0985-26-7123(直通)
県教育庁(総務課)	0985-26-7233 (直通)	環境管理課	0985-26-7152( " )
危機管理課	0985-26-7066 ( " )	管理課	0985-26-7175( " )
福祉保健課	0985-26-7074 ( " )	河川課	0985-26-7184( " )

(5) 県出先機関

イ 東京事務所 東京5221-0341

ロ 地方支部構成出先機関

機 関 名	電話番号	夜間電話番号
西 白 杵 支 庁	0982-72-2181	72-2181
中 部 農 林 振 興 局	0985-26-7278	26-7278
南 那 珂 農 林 振 興 局	0987-23-4311	23-4311
北 諸 県 農 林 振 興 局	0986-23-4508	23-4508
西 諸 県 農 林 振 興 局	0984-23-3164	23-3164
東 白 杵 農 林 振 興 局	0982-32-6134	32-6134
児 湯 農 林 振 興 局	0983-22-1362	22-1362
日 向 土 木 事 務 所	0982-52-4171	52-4171
西 都 土 木 事 務 所	0983-43-2221	43-2221

ハ 福祉事務所

機 関 名	電話番号	機 関 名	電話番号
中部福祉こどもセンター	0985-26-1551	児湯福祉事務所	0983-22-1404
南部福祉こどもセンター	0986-23-4520	西白杵支庁	0982-72-2181
北部福祉こどもセンター	0982-32-6122		

ニ 土木事務所

機 関 名	電 話 番 号	機 関 名	電 話 番 号
宮崎土木事務所	0985-26-7285	西都土木事務所	0983-43-2221
日南土木事務所	0987-23-4661	高鍋土木事務所	0983-23-0001
串間土木事務所	0987-72-0134	日向土木事務所	0982-52-4171
都城土木事務所	0986-23-4512	延岡土木事務所	0982-21-6143
小林土木事務所	0984-23-5165	西白杵支庁	0982-72-2181
高岡土木事務所	0985-82-1155		

## (6) 市町村

機 関 名		電 話 番 号	機 関 名	電 話 番 号	
宮 崎 市		0985-25-2111	東諸県郡	国 富 町	0985-75-3111
都 城 市		0986-23-2111		綾 町	0985-77-1111
延 岡 市		0982-34-2111	児 湯 郡	高 鍋 町	0983-26-2001
日 南 市		0987-31-1113		新 富 町	0983-33-6002
小 林 市		0984-23-1111		西 米 良 村	0983-36-1111
日 向 市		0982-52-2111		木 城 町	0983-32-4725
串 間 市		0987-72-1111		川 南 町	0983-27-8001
西 都 市		0983-43-1111		都 農 町	0983-25-5710
え び の 市		0984-35-1111		東臼杵郡	門 川 町
宮 崎 郡	清 武 町	0985-85-1111	美 郷 町		0982-66-3600
南 那 珂 郡	北 郷 町	0987-55-2111	諸 塚 村		0982-65-1111
	南 郷 町	0987-64-1111	椎 葉 村		0982-67-3111
北 諸 県 郡	三 股 町	0986-52-1111	西 臼 杵 郡		高 千 穂 町
西 諸 県 郡	高 原 町	0984-42-2111		日 之 影 町	0982-87-3900
	野 尻 町	0984-44-1100		五 ヶ 瀬 町	0982-82-1700

## (7) 消防本部

消 防 本 部	電 話 番 号	消 防 本 部	電 話 番 号
宮 崎 市	0985-27-1119 (代)	西 諸 広 域 行 政 事 務 組 合	0984-23-2002
延 岡 市	0982-33-3327	串 間 市	0987-72-0297
都 城 市	0986-23-2125	西 都 市	0983-43-3003
日 南 市	0987-23-1316	東 児 湯 消 防 組 合	0983-22-1360
日 向 市	0982-52-2840		

(8) 警察署

名 称	電話番号	名 称	電話番号
宮崎県警察本部	0985-31-0110	高岡警察署	0985-82-4110
宮崎北警察署	0985-27-0110	西都警察署	0983-43-0110
宮崎南警察署	0985-50-0110	高鍋警察署	0983-22-0110
日南警察署	0987-22-0110	日向警察署	0982-53-0110
串間警察署	0987-72-0110	延岡警察署	0982-22-0110
都城警察署	0986-24-0110	高千穂警察署	0982-72-0110
小林警察署	0984-23-0110	高速えびの分駐隊	0984-35-0239
えびの警察署	0984-33-0110	高速道路交通警察隊	0986-38-3060

5-2 公衆電気通信施設の状況（N T T西日本宮崎支店）

1 局内施設

MAエリア	交 換 局
宮 崎	宮崎・佐土原・清武・青島・内海・国富・綾・高岡・浦之名・山下・田野 ・八代・住吉・柳瀬・生目・大淀・本郷・木花・西佐土原 高鍋・都農・川南・木城・三納・新田・新富・越野尾・銀鏡・石河内・ 三財・村所・尾八重・大河内・西都 日南・酒谷・北郷・大窪・南郷・鶴戸・小河内・飢肥・榎原・大堂津 串間・大東・市木・本城平・都井
延 岡	延岡・北川・北浦・南浦・島野浦・東海・曾木・槇峰・鹿川・祝子川・妙 ・南方・土々呂・池の原・三槿・梅木・下赤 高千穂・見立・日之影・八戸・五ヶ瀬・鞍岡・田原・上野・天岩戸 日向・門川・西門川・宇納間・美々津・山陰・神門・上渡川・坪谷・岩脇 ・七ッ山・諸塚・上椎葉・日向西郷・中之又・松尾・十根川・尾前
都 城	都城・高野・高崎・山田・三股・高城・有水・山之口・荘内・沖水・ 志和池・長田・中郷・四家・笛水・二俣・青井岳 小林・須木・紙屋・野尻・西小林・高原・真幸・飯野駅前・えびの
そ の 他	財部・末吉・馬立・大川原・柿木・五位塚

### 5-3 孤立防止対策用衛星電話（N T T）

(1) 孤立防止対策用衛星電話（K U - 1 C H）は次のとおりである。

別紙 孤立防止対策用衛星電話設置一覧表

(2) 利用方法

●電話をかけるとき

★MODEランプ消灯時（オペレータ扱い）：通常はこの状態

ア 受話器をはずします。

イ 市外局番なしの「102番」をダイヤルします。

（注）MODEランプ消灯時は102，117以外は使用できません。

ウ オペレータが出ましたら下記のことをお告げください。

- ・衛星電話からの通話であること。
- ・非常扱いの通話または緊急扱いの通話の申し込みであること
- ・お客様の機関の名称
- ・相手の電話番号
- ・お話になる内容

エ オペレータが通話を接続します。相手が出ましたらお話ください。

★MODEランプ点灯時（自動接続）：災害時などに遠隔で設定

ア 受話器をはずします。

イ お話したい相手の電話番号を市外局番からダイヤルします。

ウ 応答がありましたらお話ください。

●呼び出しがあったとき

呼び出しベルが鳴りましたら受話器をお取りください。

オペレータが通話をおつなぎします。

〔注意〕

ア 衛星装置の電源の入らないとき

- ・電源コード、電源アダプタは正しく接続されていますか。
- ・停電などの場合、バッテリー給電スイッチを操作し、バッテリー給電に切り替えて下さい。電源投入後、装置が安定するまで10分程度かかります。（それまで通話できません）

イ 付属のバッテリー使用の場合、通話の有無に係わらず使用時間は連続20分程度です。

（ご用件は手短にお話ください）

★電源は車のバッテリー（シガーライター等）からとることができます。

ウ 装置が正常に動作していることを確認するため、月に1回程度117番をダイヤルしてください。この通話は無料です。

（故障の場合は0985-23-8454まですみやかにご連絡ください）

孤立防止対策用衛星電話設置一覽表

H21.1.1現在

ZC (DC)	DC (TC)	UC (EO)	呼出番号 (ちぎゅう)	Ku-1ch 配備場所	端末機設置場所	配備先電話番号	備考
宮崎	宮崎	山下	87	去川小学校	宮崎市高岡町内山3621	0985-83-1231	
		内海	86	内海漁業協同組合	宮崎市内海1064-1	0985-67-0001	
	日南	小河内	88	黒荷田公民館	南那珂郡北郷町北河内		※
		都井	101	串間市役所都井支所	串間市大字都井2157	0987-71-4011	
		市木	102	市木小学校築島分校	串間市大字市木9017	0987-77-0355	
	高鍋	石河内	92	石河内小学校	児湯郡木城町石河内375	0983-39-1021	
		村所	93	西米良村役場	児湯郡西米良村大字村所15	0983-36-1111	固定型
予備機							
延岡	延岡	槇峰	103	美々地小学校	延岡市北方町菅原未995	0982-48-0027	
		妙	104	大野町集会場	延岡市大野町9	0982-29-1018	
		島野浦	85	島野浦小学校	延岡市島野浦町14-7	0982-43-0702	
	高千穂	見立	105	藤本商店	西臼杵郡日之影町見立2052	0982-89-1112	
		上野	106	高千穂町役場上野支所	西臼杵郡高千穂町上野4963	0982-77-1001	
		田原	107	高千穂町役場田原支所	西臼杵郡高千穂町河内45	0982-75-1111	
		日之影	108	日之影町役場	西臼杵郡日之影町岩井川3398	0982-87-3900	
		五ヶ瀬	90	五ヶ瀬町役場	西臼杵郡五ヶ瀬町三ヶ所1670	0982-82-1700	
		八戸	109	八戸小学校	西臼杵郡日之影町七折1765	0982-88-1101	
	日向	七ツ山	84	七ツ山小学校	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山	0982-65-4004	※
		上渡川	110	古園集会場センター	東臼杵郡美郷町南郷区上古園		
		松尾	83	松尾多目的集会場センター	東臼杵郡椎葉村大字松尾396-6	0982-67-1905	
		神門	95	美郷町南郷総合支所	東臼杵郡美郷町南郷区神門287	0982-59-1111	
		諸塚	111	諸塚村役場	東臼杵郡諸塚村大字家代2683	0982-65-1111	
		上椎葉	82	椎葉村役場	東臼杵郡椎葉村上椎葉	0982-67-3111	
		大河内	91	九州大学農学部附属 宮崎演習林	東臼杵郡椎葉村大字大河内949	0983-38-1116	
			98				可搬1124
都城	都城	四家	97	四家地区公民館	都城市高城町1029	0986-55-1234	
	小林	須木	80	小林市須木支所	小林市須木大字中原1757	0984-48-3111	
		紙屋	96	野尻町役場紙屋支所	西諸県郡野尻町紙屋1992	0984-46-0101	
予備機			99				可搬1125

※ 連絡先は、施設を管理している自治会長など

## 5-4 災害対策基本法に基づく通信設備の 優先利用等に関する協定について

災害対策基本法第57条に規定する通信設備の優先利用等に関して宮崎県知事と宮崎県警察本部長は、同法施行令第22条の規定に基づく協議の結果を次のとおり協定する。

なお、同法第79条に基づく警察通信設備の優先使用に関する事務の取扱いについても本協定を準用する。

昭和38年11月8日

宮崎県知事 黒木 博  
宮崎県警察本部長 高田 弘太郎

### 災害対策基本施行令第22条に基づく協定

#### 県警警備第二課

- 第1 宮崎県知事が、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき警察が専用する公衆電気通信設備を使用する場合は、本協定の定めるところによるものとする。
- 第2 法第57条の規定に基づき、使用することのできる警察通信設備は、警察有線電話、警察無線電話とする。
- 第3 法第57条の規定に基づき、警察通信設備を使用する場合は宮崎県警察本部長が指定した通信統制官（別添「通信統制官の指定について」参照）に対して、次の事項を申し出て承認をうけるものとする。
1. 使用しようとする警察通信設備
  2. 使用しようとする理由
  3. 通信の内容
  4. 発信者および受信者
- 第4 通信統制官は、当該申し込みの内容が法第57条の規定に適合し、警察通信で到達可能と認めるときは、その使用を承認するものとする。この場合において、受付けた通信の取扱順位の決定は通信統制官が、当該通信の緊急性、通話の内容、受付順位等を斟酌して決定するものとする。
- 第5 宮崎県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請を行なう場合の対象者および当該対象者に対する平常時における連絡方法等警察通信設備の使用に関する参考事項をあらかじめ宮崎県警察本部長に連絡しておくものとする。
- 第6 本協議に基づく警察通信設備の使用に関しては、原則として警察通信設備の新設もしくは増設または通信機器の貸与は行わないものとする。

#### 附 則

- 1 本協定は、昭和38年11月8日から施行する。

（別添）

## 通信統制官の指定

1. 警察電話要則に基づく通信統制官（昭和43年6月18日県本部訓令第20号）  
県警察本部 警務部警務課長  
警 察 署 署 長
2. 警察無線要則に基づく通信統制官（昭和40年7月21日県本部訓令第8号）  
生活安全部地域課長
3. 警察電報要則に基づく通信統制官（昭和40年7月1日県本部訓令第4号）  
警務部警務課長

## 5-5 宮崎県と宮崎地方気象台間の防災情報の交換に関する協定

宮崎県（以下「甲」という。）と宮崎地方気象台（以下「乙」という。）は、宮崎県地域防災計画に基づく災害対策に係る事務に関し、相互に密接な連携を図るため、注意報・警報、観測資料等（以下「情報」という。）の相互交換について、次のとおり協定する。

### 第1章 総則

（目的）

第1条 この協定は、情報を乙から甲に迅速に提供し、さらに、甲及び乙が保有する情報を相互交換することにより、気象、地震等の状況を迅速かつ的確に把握し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に奇与することを目的とする。

### 第2章 装置等の設置

（装置等の設置）

第2条 甲は、乙の所管する庁舎内に、別表1に示した情報交換のために必要な装置を設置する。

（費用負担）

第3条 別表1に示した装置の設置、運用及び維持管理に要する経費は、情報の相互交換を実施する上で必要な維持管理費（電力の使用料をいう。）を除き、甲の負担とする。

（財産の使用許可等）

第4条 甲は、別表1の装置の設置については、乙の所管する財産の使用許可を得なければならない。

2 乙は、この使用については、甲に無償で許可する。

（設置場所の変更）

第5条 甲及び乙は、前条第1項の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ協議するものとする。

1 前項による設置場所の変更に必要な費用は、甲乙協議の上定めるものとする。

### 第3章 管理運用

（点検及び管理）

第6条 甲は、別表1に示した装置を安全かつ確実に作動させるため、定期点検及び修理等を行うものとする。

2 前項の定期点検及び修理等の作業の実施に際して、乙は、甲の作業に便宜を図るものとする。

### 第4章 情報交換

（情報交換の手段及び内容並びに取扱い）

第7条 甲及び乙は、保有する計算機システムを甲が設置する専用線により接続し、乙は情報を甲に提供し、甲は雨量・水位・震度等の情報を、乙に提供する。

2 前項により甲が受領した情報は、予警報一斉伝達装置により受領したものに準じて取り扱うことができる。

3 第1項により甲が乙に提供する情報は、乙及び気象庁、福岡管区気象台等の気象官署の公表する情報等を含めることができる。

4 情報の提供及び交換に必要な事項については、別途定めるものとする。

## 第5章 その他

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成9年4月1日から平成10年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月までに甲又は乙から申し出のないときには、この協定はさらに1年間延長されたものとみなし、以後同様とする。

(疑義の解決)

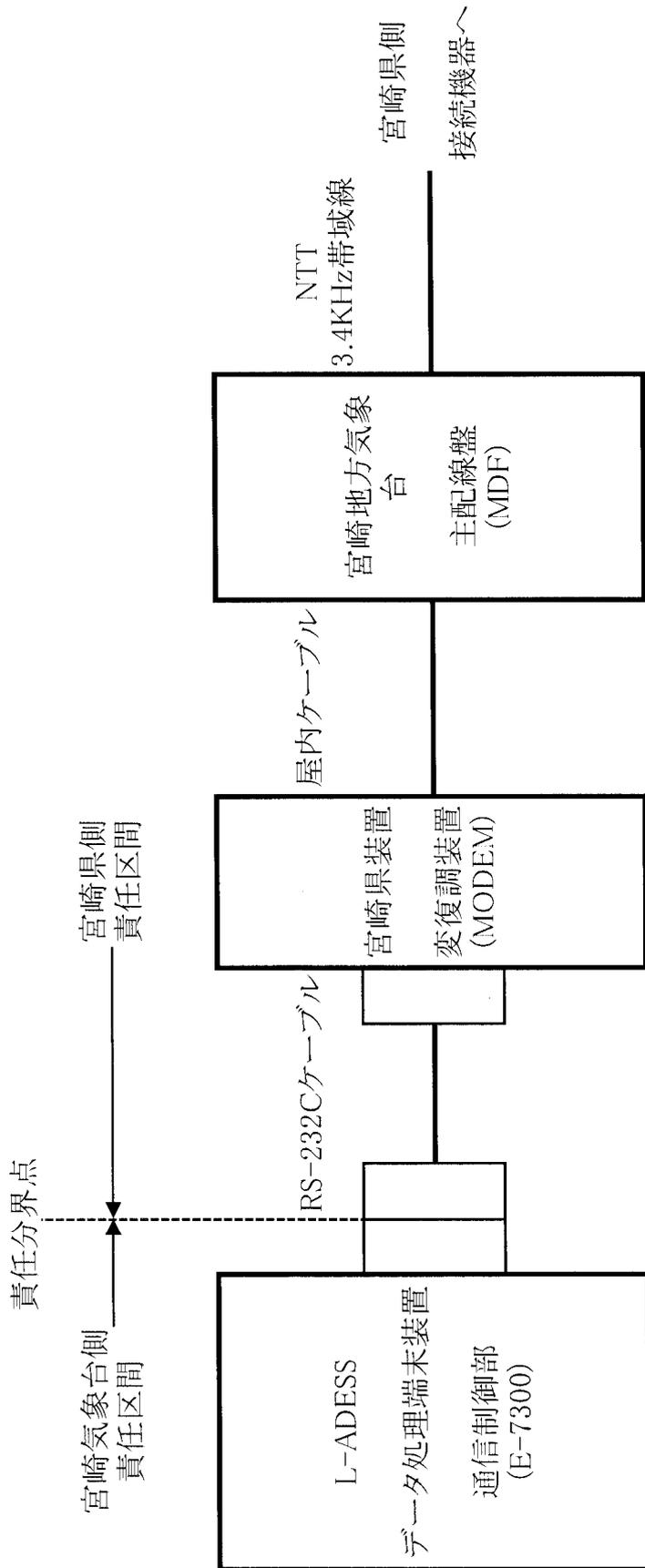
第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し各自1通を保管する。

平成9年4月1日

甲	宮 崎 県		
	宮崎県知事	松形	祐堯
乙	宮崎地方気象台		
	宮崎地方気象台長	竹内	勤

接続構成及び責任分界点



## 5-6 宮崎県と宮崎地方気象台間の防災情報の交換に関する細目協定

宮崎県（以下「甲」という。）と宮崎地方気象台（以下「乙」という。）は、「宮崎県と宮崎地方気象台間の防災情報の交換に関する協定（以下「協定」という。）」第7条の定めに基づき提供及び交換する情報に関して、次のとおり細目協定を締結する。

（甲から提供する情報）

第1条 甲から乙に提供する情報及びその範囲は、別表1のとおりとする。

（乙から提供する情報）

第2条 乙から甲に提供する情報及びその範囲は、別表2のとおりとする。

（第三者への情報及び発表）

第3条 甲及び乙は、前2条に定められた情報について、それぞれ別表3及び別表4の機関に配信することができる。

2 甲は、乙から提供を受けた情報を、甲が保有する総合情報ネットワーク（防災情報処理システム）により、各市町村及び住民に周知・啓蒙するために活用することができる。

3 甲が乙に提供した震度データは、気象庁（乙及び気象管署を含む）が発表する地震情報に含めることができる。

（情報の加工）

第4条 甲及び乙は、受領した情報について加工して利用する場合には、事前に協議するものとする。

（目的外の利用）

第5条 甲及び乙は、受領した情報を協定の目的以外に利用する場合は、事前に協議するものとする。

（その他）

第6条 この細目協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この細目協定の締結を証するため、本細目協定書2通を作成し各自1通を保管する。

平成9年4月1日

甲 宮崎県消防防災課長

迫間 信

乙 宮崎地方気象台防災業務課長

久野 正春

別表 1

情報の種類	提供範囲
雨量	宮崎県内の観測所及び槻木観測所（付表 1 に示す範囲）
水位	宮崎県内の観測所（付表 2 に示す範囲）
震度	宮崎県内の観測所（付表 3 に示す範囲）

別表 2

情報の種類	提供範囲
天気予報・注意報・警報	宮崎地方気象台発表のもの
台風情報	気象庁予報部発表のもの
地震・火山情報	気象庁・福岡管区気象台発表のもの
津波予報・情報	気象庁・福岡管区気象台発表のもの
アメダス定時報	（付表 4 に示す範囲）
レーダー・アメダス合成値	宮崎県を含む範囲
降水短時間予報値	宮崎県を含む範囲

付表 1

宮崎県 （22 地点）	祝子ダム、大崩、日南ダム、白木俣、松尾ダム、吾味、渡川ダム、上古園、綾南ダム、堂屋敷、須木、綾北ダム、田代八重、岩瀬ダム、河の口、長谷ダム、広渡ダム
熊本県 （1 地点）	槻木

付表 2

宮崎県 （20 地点）	三ツ瀬、熊田、宇和田、坂元橋、谷之城橋、益安橋、東郷橋、広渡橋、東光寺橋、中水流、木城、下古園、田代八重、嵐田、阿保ヶ平、岩瀬橋、高岡橋、浅藪、岩崎、鳥子
----------------	---

付表 3

宮崎県 （44 地点）	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、清武町、田野町、佐土原町、北郷町、南郷町、三股町、山之口町、高城町、山田町、高崎町、高原町、野尻町、須木村、高岡町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、東郷町、南郷村、西郷村、北郷村、北方町、北川町、北浦町、諸塚村、椎葉村、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
----------------	---

付表 4

宮崎県	高千穂、見立、古江、鞍岡、中小屋、諸塚、北方、延岡、上椎葉、日向、神門、西米良、高鍋、加久藤、西都、えびの、小林、池の尾、本庄、宮崎、霧島御池、青島、都城、鰐塚山、深瀬、油津、串間
-----	--

別表 3

情報の種類	提供範囲
警報事項	市町村関係機関

別表 4

情報の種類	提供範囲
震度	気象庁、福岡管区気象台等の気象官署

## 6-1 九州・山口9県災害時相互応援協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）において、大規模な災害が発生し、被災県独自では十分に応急措置が実施できない場合において、九州・山口9県相互間の応援を円滑に行うために必要な事項について定めるものとする。

### (応援項目)

第2条 応援項目は、次のとおりとする。

- 一 災害応急措置に必要な職員の派遣
- 二 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- 三 避難・収容施設及び住宅の提供
- 四 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- 五 医療支援
- 六 その他災害応急措置の応援のため必要な事項

### (協定の運用体制)

第3条 本協定の円滑な運用を図るため、幹事県及び副幹事県を置く。

- 2 幹事県は、本協定の定めるところにより、協定運用の総合調整に当たる。
- 3 副幹事県は、幹事県が被災等によりその事務を遂行できない場合において、幹事県の事務を代行する。
- 4 幹事県及び副幹事県は、別に定める九州・山口9県の輪番によるものとし、その任期は1年とする。
- 5 各県は本協定の運用に関する総合連絡担当部局及び前条各号に定める応援項目ごとの担当部局をあらかじめ定め、災害が発生したときは、総合連絡担当部局を通じ速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

### (応援要請手続等)

第4条 応援を受けようとする被災県は、災害の状況及び必要とする応援内容を明らかにして、直ちに電話又はファクシミリ等により関係県に対して応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- 2 前項の応援要請を受けた県は、実施しようとする応援内容を被災県に通知するものとする。
- 3 前2項の規定による応援要請に係る手続等の細則は、第2条各号に定める応援項目ごとに別に定める。
- 4 被災県は、第1項の規定により関係県に対して個別に応援要請をするいとまがないときは、幹事県に対して一括して応援を要請できるものとする。
- 5 幹事県は、前項の規定により応援要請を一括して受けたときは、速やかに各県に通報し、実施しようとする応援内容を取りまとめ、被災県に通知するものとする。
- 6 被災県以外の県は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、第1項又は第4項の要請ができない状況にあると判断されるときは、同項の要請を待たないで、幹事県の調整の下に必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなす。

### (応援部隊の指揮等)

第5条 応援部隊は、応急措置の実施については、応援を受ける県の指揮の下に行動するものとする。

- 2 応援を受けるべき被災県が指揮不能の場合は、応援部隊は幹事県の調整の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。

2 応援を受けた県が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた県から要請があった場合には、応援した県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の各県の任務)

第7条 幹事県は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に定める事務を行う。

一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。

二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。

三 他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。

四 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務。

2 第3条第5項に定める各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

(適用)

第9条 この協定は、平成7年11月8日から適用する。

この協定の締結を証するため、各県知事記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成7年11月8日

福岡県知事	麻	生	渡
佐賀県知事	井	本	勇
長崎県知事	高	田	勇
熊本県知事	福	島	譲二
大分県知事	平	松	守彦
宮崎県知事	松	形	祐堯
鹿児島県知事	土	屋	佳照
沖縄県知事	大	田	昌秀
山口県知事	平	井	龍

## 6-2 九州・山口9県災害時相互応援協定運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、九州・山口9県災害時相互応援協定（以下「協定」という。）の運営に関し、必要な総括的事項を定めるものとする。

(幹事県及び副幹事県等)

第2条 協定第3条第4項の規定に基づき定める幹事県及び副幹事県の輪番は、会計年度ごとに別表第1のとおりとする。

2 幹事県及び副幹事県が共に被災した場合は、各県は、協議の上、必要に応じ速やかに次期幹事県又は副幹事県を臨時の幹事となる県として選定するものとする。

(各県の総合連絡担当部局)

第3条 協定第3条第5項の規定に基づき定める協定の運用に関する各県の総合連絡担当部局は別表第2のとおりとする。

2 前項の総合連絡担当部局は、協定第2条第6号に定める事項を併せて担当することとする。

(応援要請に係る手続等の細則)

第4条 協定第4条各項（第3項を除く。）の規定に基づく応援の要請、通知等は、原則として各県の総合連絡担当部局を通じて行うものとする。

2 協定第4条第3項の規定に基づく応援要請に係る手続等の細則は、協定第2条第1号から第5号までに規定するものについては応援内容ごとに別に定める実施要領等による。

3 被災県は、協定第2条第6号に規定する事項について応援を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして要請を行うものとする。

一 協定第2条第2号から第5号までの応援項目以外に係る物資の提供、資機材の貸与等(以下「その他の物的応援」という。)を要請しようとする場合にあっては、必要とする物資、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段

二 その他の物的応援以外の応援を要請しようとする場合にあっては、必要とする応援の具体的内容

4 前項の要請を受けた関係県は、次の各号に掲げる事項を明らかにして被災県に対して通知を行うものとする。

一 その他の物的応援を実施しようとする場合にあっては、提供、貸与等の対象となる物資、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段

二 その他の物的応援以外の応援を実施しようとする場合にあっては、応援の具体的内容

(経費の負担基準)

第5条 協定第6条第1項の規定に基づき応援を受けた県が負担すべき経費の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 職員の派遣に係る次の経費

ア 応援をした県が定める規定により算定した応援に係る職員の旅費の額及び諸手当の額

イ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合における賠償に係る経費（応援を受けた県との往復の途上において生じたものを除く。）

ウ その他応援を受けた県と応援をした県が協議して定めた経費

二 提供を受けた物資の購入費及び輸送費

三 貸与を受けた資機材の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

四 提供を受けた施設の借上料（被災者が負担すべきものを除く。）

五 前各号に係る応援以外の応援を受けた場合にあっては、当該応援に要した経費

2 協定第6条第2項の規定に基づき応援をした県が応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、前項の基準により算定した額を応援を受けた県に請求するものとする。この場合にお

いて、両県が前項の基準により難いと認めるときは、別に協議の上前項の基準によることなく負担関係を定めることを妨げないものとする。

(職員の公務災害補償)

第6条 応援した県の職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員公務災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成7年11月8日から施行する。

別表第1

幹事県及び副幹事県の任期及び輪番

任 期	幹 事 県	副 幹 事 県
平成7年度	福 岡 県	長 崎 県
平成8年度	佐 賀 県	熊 本 県
平成9年度	長 崎 県	大 分 県
平成10年度	熊 本 県	宮 崎 県
平成11年度	大 分 県	鹿 児 島 県
平成12年度	宮 崎 県	沖 縄 県
平成13年度	鹿 児 島 県	山 口 県
平成14年度	沖 縄 県	福 岡 県
平成15年度	山 口 県	佐 賀 県

別表第2

各県の総合連絡担当部局

福 岡 県	総 務 部 消 防 防 災 課
佐 賀 県	総 務 部 消 防 防 災 課
長 崎 県	総 務 部 消 防 防 災 課
熊 本 県	総 務 部 消 防 防 災 課
大 分 県	生 活 環 境 部 消 防 防 災 課
宮 崎 県	生 活 環 境 部 消 防 防 災 課
鹿 児 島 県	総 務 部 消 防 防 災 課
沖 縄 県	総 務 部 消 防 防 災 課
山 口 県	総 務 部 消 防 防 災 課

(注)平成16年度以降は、上記輪番を繰り返すものとする。

## 6-3 宮崎県市町村防災相互応援協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条第1項の規定の趣旨に基づき、県内において大規模な災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、円滑に市町村間相互の応援を行うために、必要な事項について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この協定において、災害とは、法第2条第1号に定める災害をいう。

### (連絡窓口)

第3条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

### (応援項目)

第4条 応援項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (2) 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 遺体の火葬のための施設の提供
- (6) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (7) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- (8) ボランティア団体の受付及び活動調整
- (9) その他応援のため必要な事項

### (応援要請の手続)

第5条 被災市町村の長は、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、口頭により行い、事後において速やかに文書を提供するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条に掲げる応援項目の種類及び内容
- (3) 応援を希望する期間
- (4) その他必要な事項

### (応援の実施)

第6条 応援を要請された市町村長は、あらゆる手段を講じ、応援に努めるものとする。

2 被災市町村以外の市町村の長は、災害の実態に照らし、特に緊急を要し、被災市町村の長が前条に定める要請ができないと判断される場合には、県消防防災課と協議の上、同条の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同条の応援要請があったものとみなす。

### (応援部隊の指揮)

第7条 応援部隊は、応援を要請した市町村長の指揮の下に行動するものとする。

### (経費負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた市町村の負担とする。ただし、特段の事情がある場合は、当事者間の協議によるものとする。

(平常時の任務)

第9条 この協定に基づく応援が円滑に行われるように、各市町村は、自らの応援能力等を正確に把握するものとする。

2 前項の規定による応援能力を相互に把握するため、年1回以上、連絡会を開催して応援に必要な情報の交換をするものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、市町村が別に消防組織法の規定に基づき締結した消防相互応援等その他の協定を排除するものではない。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市町村が協議して定めるものとする。

(効力発生の時期)

第12条 この協定は、平成8年9月1日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書44通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成8年8月29日

## 6-4 宮崎県消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律226号）第21条の規定に基づき、宮崎県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）は、消防の相互応援に関して次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、県内において市町村単独では対応することのできない大規模・特殊災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

### （応援業務の範囲）

第2条 この協定における応援業務の範囲は、消防組織法第1条に規定する消防の任務とする。

### （応援出動）

第3条 応援出動は、災害発生地の市町村の長の要請に基づいて行うものとする。ただし、緊急を要する場合については、災害を覚知した市町村の長の判断により要請を待たずに応援出動することができるものとする。

### （応援要請の方法）

第4条 応援の要請は、災害の発生した市町村の長から電話その他の方法により、次の事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害等の状況
- (2) 応援を要する人員及び機械器具等の種別数量
- (3) その他必要な事項

### （応援人員の派遣）

第5条 前条の規定により、応援の要請を受けた市町村の長は、管轄する区域における業務に支障のない限り、応援のための人員等（以下「応援隊」という。）を派遣しなければならない。

なお、応援隊の派遣が困難な場合は、直ちに要請側の市町村の長に通報するものとする。

### （応援の指揮）

第6条 応援隊の指揮は、要請側の市町村の長又は消防長若しくは消防団長が行うものとする。  
2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急を要するときは、直接応援隊の隊員に命令することができる。

### （報告）

第7条 応援隊の長は、次に掲げるときは、第6条に規定する指揮者に報告しなければならない。

- (1) 応援隊が災害発生地に到着したとき
  - (2) 応援隊が災害発生地から引揚げるとき
- 2 応援隊の長は、随時、指揮者に対し応援隊の活動状況について報告するものとする。

### （費用の負担）

第8条 応援出動に要した費用は、原則として応援側市町村の負担とする。ただし、応援隊の故意又は過失によらない事故等が発生した場合、又は多額の費用を要した場合等は、要請側及び応援側市町村両者の協議による。

### （補則）

第9条 この協定は、市町村の協議により改定することができる。  
2 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村の消防長及び消防本部を置かない町村にあってはその長から委任を受けた者又は消防団長が協議の上別に定める。

### 附 則

- 1 この協定は、平成7年6月19日から効力を生じる。
- 2 宮崎県市町村消防相互応援協定（昭和42年9月11日締結）は、廃棄する。

この協定の締結を証するため、本書47通を作成し、各自記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成7年6月19日

## 6-5 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会で締結している災害時の相互応援協定又は都道府県間で個別に締結している災害時の相互応援協定では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、地震等による大規模災害が発生した都道府県（以下「被災県」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(広域応援)

第2条 被災県は、次の表の自ら所属するブロック知事会以外のブロック知事会を構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援（以下「広域応援」という。）を要請することができる。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

2 所属するブロック知事会（以下「ブロック」という。）が複数ある都道府県については、被災県からの広域応援が要請された場合、重複しているブロックの間で協議のうえ、いずれかのブロックに属するものとして対応すべきことを決定するものとする。

(ブロックによる広域応援の連絡調整)

第3条 広域応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県及び副幹事県（以下「幹事県等」という。）を置く。

- 2 幹事県は、原則として前条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。
- 3 幹事県は、被災県に対する広域応援を速やかに行うため、ブロック内の総合調整を行うものとする。
- 4 幹事県が被災等によりその事務を遂行できない場合に備え、各ブロックは、協議のうえ、副幹事県を決定しておくものとする。
- 5 幹事県等がともに被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。
- 6 各ブロックの幹事県は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末までに全国知事会に報告するものとする。幹事県又は副幹事県を変更したときも同様とする。
- 7 全国知事会は、前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめるうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

(連絡窓口)

- 第4条 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。
- 2 各都道府県は、連絡担当部局を変更した場合には、速やかに全国知事会に報告するものとする。
  - 3 全国知事会は、第1項及び前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめるうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

(広域応援の内容)

- 第5条 広域応援の内容は、被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援・施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

(広域応援の要請)

- 第6条 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに自らが所属するブロックの幹事県に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提供するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援の要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。
- (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
  - (2) 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容
  - (3) 職種及び人数
  - (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
  - (5) 応援期間（見込みを含む。）
  - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 前項の連絡及び要請を受けた幹事県は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。
  - 3 全国知事会は、前項の連絡を受けたときは、速やかに、各ブロックと調整を行ったうえで、被災県に対する広域応援計画を作成し、各ブロックの幹事県等及び被災県に、広域応援の内容を連絡するものとする。
  - 4 広域応援計画で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。
  - 5 前第1項による要請をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

- 第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。
- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え支弁を求めることができるものとする。
  - 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(隣接県に対する応援要請)

- 第8条 被災県は、隣接するブロックの一部の都道府県に対し応援を要請することができる。この場合において、被災県は、応援を要請する都道府県名を指定して行うものとする。
- 2 前項の応援（以下「ブロック外応援」という。）については、第5条、第6条（第3項を除く。）及び第7条の規定を準用する。
  - 3 全国知事会は、被災県が指定した都道府県に対し、ブロック外応援の内容を伝えるとともに、協力方を要請するものとする。
  - 4 前項の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなければならない。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、都道府県が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第10条 各都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成8年9月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成8年7月18日

全 国 知 事 会 会 長  
岡山県知事

北海道東北地方知事会会長  
福島県知事

関 東 地 方 知 事 会 会 長  
千葉県知事

中 部 圏 知 事 会 会 長  
愛知県知事

近畿ブロック知事会会長  
和歌山県知事

中国地方知事会会長  
山口県知事会

四国知事会常任世話人  
香川県知事

九州地方知事会会長  
大分県知事

6-6 県における災害応急対策及び災害復旧に必要な技能知識  
または経験を有する職員の数

平成20年5月16日現在  
(単位：人)

区 分		A	B	計	備考
職種別					
	建設機械操作職				
	作業船操作職	3	9	12	
	作業船機関職	3	11	14	
医学 職	医師	176	26	202	
	歯科医師	4		4	
	獣医師	129	29	158	
	薬剤師	64	23	87	
	X線技師	25	14	39	
	看護師	339	631	970	
	保健師	53	20	73	
	助産師				
	准看護師	8		8	
	衛生検査技師等	26	26	52	
	小 計	824	769	1,593	
	建築職	53	14	67	
土木 職	一般土木	311	102	413	
	農業土木	114	39	153	
	林業	156	36	192	
	小 計	581	177	758	
その 他 必 要 な 職 種	電気技術職	14	14	28	
	無線通信職	2		2	
	機械職	18	3	21	
	栄養士職	8	3	11	
	化学職	36	25	61	
	小 計	78	45	123	
	計	1,542	1,025	2,567	

- (注) 1 Aは、設計、監督、操作、運転等当該業務を独立して遂行する能力を有する者で、おおむね係長相当職以上の者  
2 Bは、補助的業務に従事する者で、A以外の者

## 6-7 災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者に係る 損害補償に関する条例

昭和37年12月25日  
宮崎県条例第35号

### (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第71条第1項の規定による従事命令または協力命令をうけて、応急措置の業務に従事し、又は協力したものに係る損害補償について定めるものとする。

### (損害補償の種目)

第2条 前条に規定する損害補償は、療養補償金・休業補償金・障害補償金・遺族補償金・葬祭補償金及び打切補償金の6種目とする。

### (補償の内容)

第3条 前条に規定する補償金の支給の要件、支給額等については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）中扶助金に係る規定の例による。

### (委託)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 6-8 災害時における交通誘導業務等に関する協定

宮崎県（以下「甲」という。）と社団法人宮崎県警備業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における交通誘導業務等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、宮崎県地域防災計画に基づき、甲が乙に対して、災害時における次の各号の業務（以下「要請業務」という。）に関する協力を要請するときに必要な事項を定めるものとする。

- (1) 被災地の被害拡大防止及び救援・救護活動等を円滑にするための交通誘導
- (2) 避難場所等の警戒活動
- (3) その他甲が必要と認める業務

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合において、必要と認めるときは、宮崎県警察本部長（以下「警察本部長」という。）を通じて乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請がなされた場合は、可能な限りこれに応じるものとする。

（協力要請の解除）

第3条 甲は、要請業務の必要がなくなったときは、警察本部長を通じて乙に対し協力要請の解除を通知するものとする。

（費用の負担等）

第4条 要請業務の実施に伴う費用（以下「費用」という。）は、甲が負担する。

2 乙は、要請業務の終了後、費用を警察本部長を通じて甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、費用を乙に支払うものとする。

（災害補償）

第5条 要請業務の実施により、出動した警備員が災害を受けた場合の補償は、当該警備員の使用者である警備業者の責において行うものとする。

（損害賠償）

第6条 要請業務の実施により、出動した警備員が甲又は第三者に損害を与えた場合の賠償は、当該警備員の使用者である警備業者の責において行うものとする。

（訓練）

第7条 乙は、要請業務を円滑に実施するため、甲が実施する防災訓練に参加するなど、平素から災害時を想定した訓練に努めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、警察本部長と社団法人宮崎県警備業協会長が協議の上、定めるものとする。

（適用）

第9条 この協定は、平成9年4月11日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成9年4月11日

甲 宮崎県  
宮崎県知事 松形 祐 堯

乙 社団法人宮崎県警備業協会  
会長 白井 徹 也

## 6-9 災害時における交通誘導業務等に関する細目協定

宮崎県警察本部長（以下「甲」という。）と社団法人宮崎県警備業協会会長（以下「乙」という。）とは、宮崎県（以下「県」という。）と社団法人宮崎県警備業協会（以下「協会」という。）との間で締結された災害時における交通誘導業務等に関する協定（以下「基本協定」という。）第8条第2項の規定に基づき、基本協定の実施細目に関し、次のとおり協定する。

### （出動要請）

第1条 基本協定第2条の規定により、県が協会に協力を要請しようとするときは、甲は、乙に対し災害警備出動要請通知書（様式第1号）により通知するものとする。

2 災害警備出動要請通知書により通知するいとまがないときは、甲は、乙に対し口頭又は電話等により通知し、事後、速やかに災害警備出動要請通知書を交付するものとする。

### （業務の実施等）

第2条 乙は、前条の規定により協力要請を受けたときは、指定された日時・場所に必要な資機材を携行の上、警備員を出動させるものとする。

2 前項の規定により出動した警備員は、当該警備員が所属する警備業者の指揮を受けて、甲が指定する要請業務に従事するものとする。

3 乙は、警備員の出動後、警備業者ごとの現場責任者の氏名、出動警備員数等を災害警備出動報告書（日報）（様式第2号）により毎日甲に報告するものとする。

### （出動警備員の資格）

第3条 乙が前条第1項の規定により出動させる警備員は、警備業務の経験が1年以上である者であり、かつ、原則として警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）で定める検定合格者をもって充てるものとする。

### （業務の解除）

第4条 基本協定第3条の規定により、県が協力要請を解除しようとするときは、甲は、乙に対し速やかに災害警備出動要請解除通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 乙は、要請業務終了後速やかに、警備業者ごとの出動警備員数、出動日数等を災害警備出動結果報告書（様式第4号）により甲に報告するものとする。

### （出動可能人員数等の報告）

第5条 乙は、県の要請に応じるため、警備業者ごとの出動可能人員数等を災害時出動可能体制表（様式第5号）により毎年4月末日までに甲に報告するものとする。

### （協議）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

### （適用）

第7条 この協定は、平成9年4月11日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成9年4月11日

甲 宮崎県警察本部長 和田 康 敬

乙 社団法人宮崎県警備業協会会長 白 井 徹 也

## 6-10 九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ

国土交通省九州地方整備局（以下「九州地整」という。）企画部長と宮崎県土木部長は、災害対策基本法第77条に関して、国土交通省所管施設における大規模な災害時の応援について、次のとおり申し合わせを行う。

なお、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ」（平成10年3月27日）については、廃止するものとする。

### （応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材の貸与や職員の応援等に関するものとする。

- (1) 施設の被害状況の把握
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 災害応急措置
- (4) その他必要と認められる事項

### （被災状況の連絡）

第2条 宮崎県の所管施設に大規模な災害が発生し、または災害の発生のおそれがある場合には、相互に連絡するものとする。

### （応援の実施）

第3条 九州地整局長は、宮崎県土木部長からの応援要請に対して、必要性について判断のうえ、応援を行うものとする。

### （応援の手続）

第4条 宮崎県の所管施設に大規模な災害が発生し、または災害の発生するおそれがある場合、宮崎県土木部長は、九州地整企画部長に電話等により応援要請を伝え、すみやかに別紙1の文書にて応援要請を提出するものとする。

2 九州地整企画部長は、前項の要請を受け、応援を行う場合には、宮崎県土木部長に電話等により応援する旨を伝え、すみやかに様式2の文書にて応援内容を通知する。

### （手続きができない場合の応援）

第5条 宮崎県の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能のため、応援の手続きができない等の場合、九州地整局長は、災害対策基本法第77条に基づき、応援を行うことがある。この場合は、すみやかに別紙2の文書にて応援内容を通知する。

### （経費の負担）

第6条 九州地整が、災害初動時に第1条(1)、(2)の応援を行う場合の経費負担は、九州地整負担とする。その他の応援に係る経費については、原則として応援を受けた機関の負担とする。

2 前項の災害初動時とは、原則として九州地整が支援に関する災害対策本部を設置している期間とする。

### （平常時の連絡）

第7条 九州地整企画部と宮崎県土木部は、防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

### （その他）

第8条 この申し合わせに定めのない事項は、九州地整企画部長と宮崎県土木部長が協議して定めるものとする。

### （運用）

第9条 この申し合わせは、平成15年3月24日から適用するものとする。

平成15年3月24日

国土交通省九州地方整備局 企画部長

宮崎県土木部長

## 6-11 地方自治体等への災害対策車等貸付要領

国九整達第7号  
平成15年6月23日

(目的)

第1条 この要領は、九州地方整備局が災害対策用として保有する建設機械類（以下「災害対策車等」という。）の地方自治体等への貸付について、必要な事項を定めることを目的とする。

なお、災害対策車等とは別表1に示す機械機器等をいう。

(使用範囲)

第2条 災害対策車等は、異常な天然現象その他により地方自治体等が管理する道路又は河川等に災害が発生したとき、当該現地において応急対策の指揮、連絡及び広報活動等を行うために貸付（以下「緊急貸付」という。）するほか、防災訓練等を行うために貸付（以下「平常貸付」という。）することができる。

(管理)

第3条 緊急貸付期間中及び平常貸付期間中に係る災害対策車等の管理は、災害対策車等保有事務所より出動した時点から災害対策車等保有事務所への返納が完了するまで、借受地方自治体等の責において管理するものとする。

なお、借受期間中に破損した部分等は、原形復旧して返納するものとする。

(緊急貸付)

第4条 地方自治体等からの要請により、災害対策車等を緊急貸付しようとするときは、「災害の応急復旧工事等について（通達）（昭和53年建設省機発第419号）」及び「災害復旧のための応急組立橋の利用について（昭和50年事務連絡）」、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ（平成15年3月24日）」によるほか、別図1の指示連絡系統（緊急貸付）に基づき、災害対策本部長（九州地方整備局災害対策本部運営要領第2条に規定する本部長。以下次条において同じ。）が指示するものとする。

ただし、直轄管理区間等において緊急使用が見込まれる事態が発生し、災害対策本部長より返却の指示があった場合、直ちに地方自治体等は使用を中止して、災害対策本部長が指定する場所に返却するものとする。

(平常貸付)

第5条 地方自治体等からの要請により、災害対策車等を平常貸付しようとするときは、あらかじめ貸付を受けようとする地方自治体等が、当該地方自治体等の行政域を通過または近接する直轄管理の道路または河川を管理する事務所長及び管理所長（以下「近隣事務所長等」という。）を経由し、災害対策車等保有事務所長と協議のうえ、別図1の指示連絡系統（平常貸付）に基づき、災害対策車等保有事務所長が貸付するものとする。

ただし、直轄管理区間等において緊急使用が見込まれる事態が発生し、災害対策本部長より返却の指示があった場合、直ちに地方自治体等は使用を中止して、災害対策本部長が指定する場所に返却するものとする。

(運搬要員及び運転要員並びに通信要員の確保)

第6条 災害対策車等の貸付にあたっては、原則として地方自治体等が運搬及び運転並びに通信のための要員を確保するものとする。

(運転経費の負担)

第7条 緊急貸付及び平常貸付に係る災害対策車等の運搬及び運転に要する経費は、借受地方自治体等が全額を負担するものとする。

(特例)

第8条 地方自治体等への災害対策車等の貸付について、この要領により難しいときは、九州地方整備局長の承認を受けて特例を設けることができる。

(貸付手続)

第9条 本要領に基づく災害対策車等の緊急貸付については、別紙1の災害対策用建設機械借受（貸付）返納要請・命令書によることを原則とする。

附 則

1. この要領は平成15年6月23日から施行する。
2. 地方自治体等への災害対策車等貸付要領（平成8年11月29日建九達第17号）は廃止する。
3. 九州地方整備局内において、災害対策本部が設置されていない場合の緊急貸付については、災害対策本部長を九州地方整備局長と読みかえるものとする。

## 災害対策用機械機器等一覧表

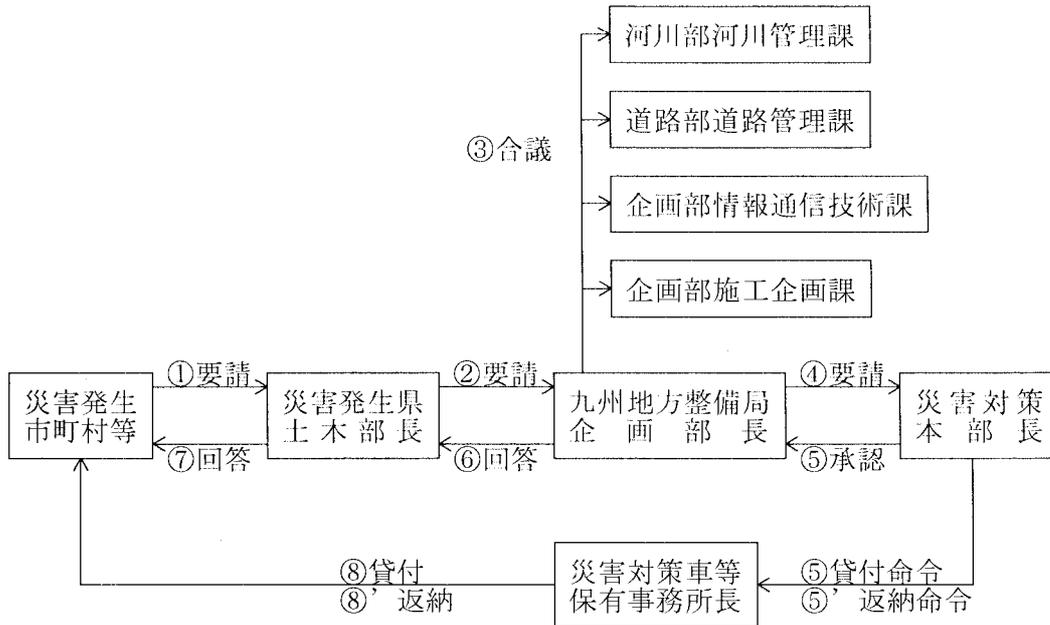
平成 17 年 4 月 1 日現在

機械機器名	規 格	台数	保 有 事 務 所	備 考
対策本部車 ※	拡幅型	4	大分、宮崎、 鹿国、九州技術	
待機支援車 ※		2	鹿国、九州技術	
情報収集車 ※		4	大分、宮崎、 鹿国、九州技術	
排水ポンプ車 ※		3	九州技術	
照明車 ※		4	大分、宮崎、 九州技術 (2)	
橋梁点検車 ※		1	九州技術	
作業車 ※		1	九州技術	
調査車 ※		1	武雄	
小型土のう造成機	自走式	4	九州技術、川内川、大分、宮崎	
応急組立橋		3	九州技術 (2)、鹿国	
簡易遠隔操縦装置	バックホ用	6	九州技術 (3)、大分、宮崎 鹿国	
	フルドーザ用	1	九州技術	
気球空撮装置		18	福国、遠賀、北九州、佐国、 八代、大分、武雄、長崎、熊本、 宮崎、延岡、川内川、鹿国、 大隅、雲仙、九州技術、菊池川、 佐伯	
緊急内水対策車		41	遠賀(2)、大分(5)、佐伯(4)、 延岡(2)、宮崎(6)、大隅(3)、 川内(6)、熊本、菊池、筑後(4)、 武雄(4)、長崎(3)	
照明車		13	佐伯、延岡、宮崎、大隅 (3)、川内川(6)、熊本	

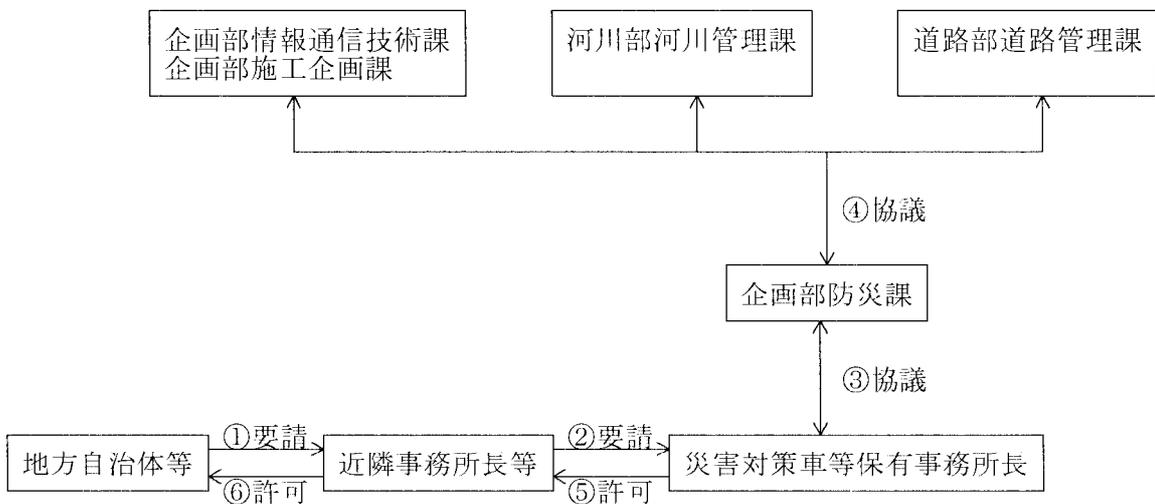
注) ※印の機械機器については、K-COSMOS、画像伝送装置、単信無線等国土交通省独自に免許されているものを撤去、あるいは使用しないことを確認のうえ貸付けるものとする。

別図1

指示連絡系統（緊急貸付）



指示連絡系統（平常貸付）



## 6-12 防災画像情報の相互提供に関する協定

国土交通省九州地方整備局企画部長（以下「甲」という。）と宮崎県土木部長（以下「乙」という。）とは、甲または乙が収集した防災画像情報（以下「画像情報」という。）を相互に提供することについて、次のとおり協定する。

なお、「防災画像情報の相互提供に関する協定」（平成12年12月27日）については廃止とする。

（提供情報の種類等）

第1条 甲または乙が相互に提供する画像情報は、甲または乙が独自に収集した災害発生状況、災害復旧状況、防災訓練などの防災活動に関するものに限るものとする。

（情報提供の手続き）

第2条 画像情報の提供に当たっては、甲乙相互に協調して行うものとする。

（提供情報の処理）

第3条 甲または乙は、提供された画像情報については、乙または甲の了解を得た関係機関へ配信できるものとする。

（情報提供の方法及び運営）

第4条 甲乙相互に行う情報提供及び運営は、「建設省と宮崎県の間を結ぶ通信回線の運営に関する協定」に基づき行うものとする。

（情報提供の開始時期）

第5条 甲乙相互の画像提供は、平成12年12月28日からを継続するものとする。

（経費の負担）

第6条 画像情報の提供に要する経費については、甲乙それぞれが負担するものとする。

（有効期限）

第7条 この協定の有効期限は、平成15年3月31日までとする。ただし、甲または乙いずれからもこの協定の改廃について申し出がないときは、更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項は、必要に応じて、九州地方整備局企画部企画課長と宮崎県土木部河川課長が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成15年3月24日

甲 国土交通省 九州地方整備局  
企画部長 熊谷 清

乙 宮崎県  
土木部長 岩切 武志

### 6-13 防災画像情報の相互提供に関する申し合わせ

平成15年3月24日付けで、国土交通省九州地方整備局企画部長と宮崎県土木部長との間で取り交わした「防災画像情報の相互提供に関する協定」に基づき、次のとおり申し合わせを行う。なお、「防災画像情報の相互提供に関する申し合わせ」（平成12年12月27日）については廃止とする。

(情報提供できる関係機関)

第1条 協定3条における了解を得た関係機関とは、次のとおりとする。

国土交通省関係機関	宮崎県関係機関
<ul style="list-style-type: none"><li>・内閣官房(危機管理)</li><li>・国土交通省</li><li>・国土交通省九州地方整備局(出先機関を含む。)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・宮崎県(出先機関を含む。)</li><li>・宮崎県管内市町村及び消防本部</li></ul>

(情報提供連絡窓口)

第2条 防災画像情報の相互提供に当たっての連絡調整窓口は、次のとおりとする。

機関名	実務責任者	実務担当者
九州地方整備局	企画部 防災対策官	企画部 企画課 企画調査係長 河川部 電気通信課 計画係長
宮崎県	土木部 河川課 課長補佐(技術担当)	土木部 河川課 災害係長

平成15年3月24日

九州地方整備局 企画課長

宮崎県土木部 河川課長

## 7-1 各機関における救急自動車保有一覧表

危機管理局

所有機関名	配置場所	台数	所在地	電話番号	備考
日本赤十字社 宮崎県支部	県支部	2	宮崎市別府町3-1	0985 22-4045	
宮崎市消防局	消防局	1	和知川原1丁目 64-2	0985 27-1119	
〃	北消防署	2	和知川原1丁目 64-2	0985 27-1119	予備車 1台含む
〃	南消防署	2	月見ヶ丘2丁目 44-7	0985 53-0033	予備車 1台含む
〃	東分署	1	吉村町鴨田甲 744-1	0985 23-4111	
〃	北部出張所	1	宮崎市佐土原町大字下那珂 字老町田2900	0985 73-2117	
〃	西部出張所	1	国富町大字嵐田字中須2419	0985 75-4664	
〃	中部出張所	1	宮崎市生日台東1丁目2番地 1	0985 47-8058	
〃	青島出張所	1	青島3丁目4-22	0985 65-1133	
〃	南部出張所	1	清武町大字今泉字上ノ原甲 3609-5	0985 85-1183	
〃	住吉救急出張所	1	宮崎市大字芳士62番地2	0985 36-3119	
延岡市消防本部	消防署	3	延岡市野地町2丁目2761番地	0982 33-3327	
〃	東海分署	2	大門町818	0982 35-1954	
日南市消防本部	〃	4	日南市中央通1丁目9-7	0987 23-1316	予備車 1台含む
日向市消防本部	〃	3	日向市亀崎2丁目23番地	0982 52-2840	
串間市消防本部	〃	3	串間市大字南方122	0987 72-0297	
西都市消防本部	〃	2	西都市大字三宅2445-13	0983 43-3003	
東児湯消防組合	〃	2	高鍋町大字持田3419-9	0983 22-1360	
〃	都農分遣所	1	都農町大字川北5434-1	0983 25-0698	
〃	川南分遣所	1	川南町大字平田1407-13	0983 27-0578	
〃	新富分遣所	1	新富町上富町6346	0983 23-1019	
都城市消防局	南消防署	3	都城市菖蒲原町19-7	0986 26-1104	
〃	北消防署	2	太郎坊町1840	0986 38-1671	
〃	高崎分署	1	都城市高崎町大牟田 1247-98	0986 62-2120	
〃	鷹尾分署	1	都城市鷹尾3丁目13-4	0986 23-1161	
西諸広域消防本部	中央消防署	2	小林市大字真方493番地	0984 23-2002	
〃	えびの消防署	1	えびの市大字大明司863番地 1	0984 33-6119	
〃	高原分遣所	1	高原町大字西麓174番地	0984 42-1373	
〃	野尻分遣所	1	野尻町東麓1147番地1	0984 44-1222	
〃	須木分遣所	1	小林市須木大字中原1969番地 16	0984 48-2075	

7-2 化学消防車及び化学消火剤の現状

危機管理局

(1) 化学消防車

区 分	連 絡 先	台数	種 別 及 び 能 力
宮 崎 市 (北消防署)	宮崎市消防局 0985-27-1119	2	国消2型・日本機械 ポンププロポーション方式 原液 500ℓ 水 1,300ℓ 混合比 3% 最大放出量 7 kg/cm <sup>2</sup> 440 ~ 1,760ℓ/min 〃 6%
宮 崎 市 (南消防署)			国消1型・吉谷機械ポンプ・二段タービン ポンププロポーション方式 原液 300ℓ 水 1,000ℓ 混合比 3% 最大放出量 7 kg/cm <sup>2</sup> 500 ~ 1,200ℓ/min
都 城 市 (南消防署)	都城市消防局 0986-23-2125 (指令課)	1	国消II型 小川ポンプ高圧2級 バランスタービンポンプ 原液 500ℓ 水 2,000ℓ 混合比 3% 400 ~ 1,200ℓ/min 〃 6%
延 岡 市 (消防署)	延岡市消防本部 0982-33-3327	1	国消3型 森田式高圧二段 バランスタービンポンプ 原液 1,200ℓ 水 1,700ℓ 混合比 3% 最大放出量 14.0 kg/cm <sup>2</sup> において 2,000ℓ/min 以上 〃 6%
日 南 市 (消防署)	日南市消防本部	1	級別A-2級 日本機械 圧送自動比例混合方式プロポーション 原液 1,200ℓ 水 1,300ℓ 混合比 3% 混合液流量 700 ~ 2,100ℓ/min 〃 6%
日 向 市 (消防署)	日向市消防本部 0982-52-2840	1	国消II型 日本機械 二段タービン 圧送自動比例混合方式 原液 1,200ℓ 水 1,500ℓ 混合比 3% 最大放出量 7 kg/cm <sup>2</sup> 〃 6%
宮 崎 空 港	宮崎空港事務所 0985-51-3223	3	1号車 原液 600ℓ 水 8,500ℓ 混合比 3% 粉末 300 kg
			2号車 原液 550ℓ 水 4,500ℓ 混合比 6% 粉末 180 kg
			3号車(給水車) 原液 180ℓ 水 6,000ℓ 混合比 6%

## (2) 化学消化剤

地区	会社名 (保有社名)	所在地 (TEL)	連絡先	担当課	製品名	数量 (l)	定置場所～保安部署 距離(km)所要時間(分)	輸送手段 (保有、手配車両台数)	備考
油津	宮崎海上保安部	日南市油津4-12-1	0987-22-3021	整備救難課	エ77ホム	900			
"	新日本石油(株) 日南油槽所	日南市大学平野大節8339-7	0987-23-3144	石油	"	1,800	0.5 km 5分	トラック 3台	目井津港
"	宮崎県漁連日南支所	日南市石河588-127	0987-23-5231	日南支所	"	2,000	1.0 km 6分	"	目井津港
"	日南市消防本部	日南市中央通1-9-7	0987-23-1316	警防課	"	1,940	6.0 km 15分	"	油津港
"	宮崎県漁連南郷事業所	南郷町大学中村乙 4613-3	0987-64-0034	南郷事業所	"	1,200	6.0 km 15分	"	油津港
宮崎	エクソンモービル	宮崎市内海986-5	0985-67-0401	石油	"	1,000	40 km 60分	"	内海港
"	東西オイルターミナル (株) 宮崎油槽所	宮崎市港町1丁目18	0985-22-6759	石油	"	2,900	60 km 90分	"	宮崎港
"	宮崎市消防局	宮崎市和知川原1-64-2	0985-27-1119	警防課	"	2,400		化学消防車 2台	
串間	串間市消防本部	串間市南方122	0987-72-0297	消防係	"	200	40 km 60分	タンク車 1台	

8-1 国立・公立・公的病院一覧(再掲)

福祉保健部医療薬務課

1 国立病院・療養所 (4病院:厚生労働省所管3 文部科学省所管1)									
病院の名称	電話番号	〒所在地	診療科目	病床数					
				総数	一般	療養	結核	精神	感染症
独立行政法人国立病院機構都城病院	(0986) 23-4111	885-0014 都城市祝吉町5033番地1	内・小・整・脳神・産婦・眼・耳鼻・呼・泌尿・歯・放・麻・外・小・歯・皮	307	307				
独立行政法人国立病院機構宮崎病院	(0983) 27-1036	889-1301 児湯郡川南町大字川南19403番地4	小・循・内・呼・外・歯・整・放・神・内	320	320				
独立行政法人国立病院機構宮崎東病院	(0985) 56-2311	880-0911 宮崎市大字田吉4374番地1	内・小・放・リハ・呼・神内・外・呼・外・歯	300	240		60		
宮崎大学医学部附属病院	(0985) 85-1510	889-1601 宮崎郡清武町大字木原5200番地	内・精・小・外・整・産婦・眼・耳鼻・放・麻・泌尿・脳神・歯口・外・歯・循・心・血・外	616	576			40	

2 県立病院 (5病院)									
病院の名称	電話番号	〒所在地	診療科目	病床数					
				総数	一般	療養	結核	精神	感染症
県立宮崎病院	(0985) 24-4181	880-8510 宮崎市北高松町5番30号	内・小・精・神内・外・整・脳神・産婦・耳鼻・皮・泌尿・放・麻・眼・心・血・外・歯口・外・リハ・循	630	613			11	6
県立延岡病院	(0982) 32-6181	882-0835 延岡市新小路2丁目1番10号	内・小・外・整・産婦・耳鼻・皮・泌尿・放・麻・脳神・神内・眼・リハ・心・血・外・精・歯口・外・循・心・内	460	456				4
県立日南病院	(0987) 23-3111	887-0013 日南市木山1丁目9番5号	内・小・外・整・産婦・眼・耳鼻・皮・泌尿・精・放・脳神・神内・麻・リハ・心・内・循・形	340	336				4
県立富養園	(0983) 33-1131	889-1498 児湯郡新富町大字三納代2226番地2	精・神	391				391	
県立こども療育センター	(0985) 85-6500	889-1601 宮崎郡清武町大字木原山内4257番地8	整・歯・小	65	65				

3 市町村立病院 (15病院)									
病院の名称	電話番号	〒所在地	診療科目	病床数					
				総数	一般	療養	結核	精神	感染症
宮崎市立田野病院	(0985) 86-1155	889-1702 宮崎市田野町乙7696番地	内・小・外・耳鼻・整・リハ	42	42				
三股町国保病院	(0986) 52-1155	889-1901 北諸県郡三股町大字樺山3902番地	内・整・外・皮・脳神	40	40				
国保中部病院	(0987) 27-1111	889-3141 日南市大堂津5丁目10番1号	内・消・外・整・放・耳鼻・眼・リハ	99	94		5		
小林市立市民病院	(0984) 23-4711	886-0004 小林市大字細野2235番地3	内・小・外・整・産婦・泌尿・放・麻・耳鼻	147	143				4
えびの市立病院	(0984) 33-1023	889-4301 えびの市大字原田3223番地	内・外・リハ・整・放	50	50				
国保高原病院	(0984) 42-1022	889-4412 西諸県郡高原町大字西麓871番地	内・外・リハ	56	56				
都農町国保病院	(0983) 25-1031	889-1201 児湯郡都農町大字川北5202番地	内・消・小・外・整・放・リハ	65	61				4
高千穂町国保病院	(0982) 73-1700	882-1101 西臼杵郡高千穂町大字三田井435番地1	内・小・外・整・泌尿・皮・循・眼・耳鼻	120	120				
日之影町国保病院	(0982) 87-2021	882-0401 西臼杵郡日之影町大字七折9074番地3	内・外・整	50	50				
五ヶ瀬町国保病院	(0982) 73-5500	882-1203 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所2109番地1	内・外・整・リハ・放・消	54	36	18			
串間市民病院	(0987) 72-1234	888-0001 串間市大字西方7917番地	内・外・整・泌尿・皮・放・リハ・産婦・耳鼻	120	120				
日向市立東郷病院	(0982) 69-2013	883-0102 日向市東郷町山陰丙1412番地1	内・外・整・リハ	30	30				
美郷町国保西郷病院	(0982) 66-3141	883-1101 美郷町西郷区田代29番地	内・小・外・整・放・呼・胃・循・リハ	29	29				
諸塚村国保病院	(0982) 65-0140	883-1301 東臼杵郡諸塚村大字家代2661番地	内・小・外	28	28				
椎葉村国保病院	(0982) 67-2008	883-1601 東臼杵郡椎葉村大字福良1747番地5	内・外・整	30	30				

4 公的病院 (1病院)									
病院の名称	電話番号	〒所在地	診療科目	病床数					
				総数	一般	療養	結核	精神	感染症
社会福祉法人恩賜財団宮崎県済生会日向病院	(0982) 63-1321	889-0616 門川町南町4丁目128番地	内・外・整・リハ・放・小・眼・消・耳鼻・麻・脳神	204	151	49			4

8-2 日本赤十字社宮崎県支部常備救護班編成状況

区分	要員	医 師	看護師長	看護師	主事	自動車 操作要員	計
1ヶ班の編成基準		1人	1人	2人	1人	1人	6人
常備救護班員数		7人	7人	15人	8人	7人	44人

常備救護班の所在地

区分	所 属
第 一 班	協定締結 昭和35年7月1日
	独立行政法人国立病院機構 宮崎東病院 宮崎市大字田吉4374-1 電話 0985(56) 2311

区分	所 属
第 五 班	協定締結 昭和15年4月1日
	社会福祉法人 愛泉会 日南病院 日南市風田3649-2 電話 0987(23) 3131

区分	所 属
第 二 班	協定締結 昭和35年7月1日
	独立行政法人国立病院機構 宮崎病院 川南町大字川南19403-4 電話 0983(27) 1036

区分	所 属
第 六 班	協定締結 平成7年11月1日
	宮崎大学医学部附属病院 清武町大字木原5200 電話 0985(85) 1510

区分	所 属
第 三 班	協定締結 昭和35年7月1日
	宮崎県済生会日向病院 門川町大字門川尾末880 電話 0982(63) 1321

区分	所 属
第 七 班	日本赤十字社宮崎県支部 宮崎市別府町3-1 電話 0985(22) 4045

区分	所 属
第 四 班	協定締結 昭和35年7月1日
	独立行政法人国立病院機構 都城病院 都城市祝吉町5023-1 電話 0986(23) 4111

## 8-3 災害救助業務委託契約書

福祉保健部福祉保健課

災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条に基づく救助の一部について業務を委託するため、宮崎県知事 黒木博（以下「甲」という。）と日本赤十字社宮崎県支部長 黒木博（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結した。

第1条 甲は非常災害が発生し、または厚生大臣から他の都道府県の救助について応援を命ぜられた場合において、必要があると認めるときは、次の事項の全部又は一部を乙に委託するものとする。

1. 医療及び助産
2. 死体の処理のうち、死体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案

第2条 乙は、前条の委託事項を実施するため常に必要な救護班の編成計画を樹立しておき、甲が当該事項を委託したときはすみやかに救護班を編成し、出動させるものとする。

2 甲は乙が委託事項を実施するに当たっては、これが推進について配慮するものとする。

第3条 乙が実施する救助の程度、方法及び期間は、災害救助法施行細則（昭和23年宮崎県規則第4号）の規定によるものとする。

第4条 甲は、乙が委託事項を実施するために支弁した左の各号に掲げる費用に対し、その費用のための寄付金、その他の収入を控除した額を補償するものとする。

1. 人件費

委託事項の実施に従事した救護員の旅費、役務提供の対価に相当する費用（日本赤十字社の有給職員を除く。）、時間外手当及び深夜手当として日本赤十字社内国旅費規則、同救護規則第26号の規定による費用弁償に関する規定及び同時間外手当、深夜手当支給規程により、又は準じて算定した額。

2. 救護所設置費

救護所設置のために使用した消耗器材費及び建物等の借上料又は損料の実費

3. 救護諸費

(1) 医療及び助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療器具の破損、修理等の実費。

(2) 死体の処理のために使用した死体の洗浄、縫合、消毒等の処置として一体当たり千八百円以内の実施の額。

4. 輸送費及び人夫費

医療、助産、死体の処理及び救護所設置のために必要な輸送費及び人夫賃についての当該地域における通常の実費。

5. その他の費用

前各号に該当しない費用であって、委託事項のために使用した費用の実費。

6. 扶助金

委託事項の実施に従事した救護員（日本赤十字社の有給職員を除く。）が、業務上の理由により負傷し、疾病にかかり又は死亡したとき、その者又は遺族に対し、日本赤十字法第32条の規定によって支給した扶助金の額。

7. 事務費

委託事項の実施のための事務処理に使用した文房具等の消耗品、電話料、電報料等の実費。

第5条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため本書式通作成し、甲乙押印して各壹通を所持するものとする。

昭和34年10月30日

甲 宮 崎 県 知 事 黒 木 博

乙 日本赤十字社宮崎県支部長 黒 木 博

## 8-4 宮崎県医師会長と日赤県支部長との協定書

福祉保健部福祉保健課

非常災害時における罹災者の医療救助の万全を期するため、日本赤十字社宮崎県支部長（以下「支部長」という。）と宮崎県医師会長（以下「会長」という。）は次の通り協定する。

1. 宮崎県医師会は災害救助法第32条の規定に基づき、日本赤十字社宮崎県支部が宮崎県知事の委託により行う医療救助に協力し、罹災者の医療救助に遺憾なきを期する。
2. 宮崎県医師会の会員（以下「会員」という。）は日本赤十字社宮崎県支部の地区又は分区（以下「地区等」という。）の災害救助計画に基づき市の区域又は町村の区域において編成される現地医療班（以下「医療班」という。）に医員として参加する。
3. 前号に規定する医員はその属する医療班の班長として、地区等の災害救助計画に基づき、その他区の地区長、もしくは分区の分区長（以下「地区長等」という。）の命を受け、班員を指揮し、罹災者の医療救助を行い、又は医療救助の必要な施設資材の整備若しくは、班員の訓練、その他救助に関連する業務に協力する。
4. 前号の医療救助は地区等の災害救助計画に基づき、開設される現地救護所（以下「救護所」という。）において、罹災負傷者の応急医療又は、助産の処理を行うものであって、その実施期間はおおむね5日以内とする。
5. 会員は非常災害の時が必要ある場合は、その手持医療資材を医療班が医療救助の実施のために、利用することに便宜を与えるものとする。  
会員は、前項により、利用させる資材の種数及び数量を地区長等と協議し、予め之を定める。
6. 会員は、非常災害の時が必要ある場合は、その所管にかかる医療施設を救護所、或いは地区等の災害救助計画に基づく、委託病院又は委託産院として利用することに便宜を与えるものとする。  
会員は、前項により、利用させる施設の範囲について、地区長等と協議し、予めこれを定める。
7. 前号の委託病院及び委託産院においては、救護所における応急医療及び助産の処置に引続く医療救助を行うものであって、その期間はおおむね14日以内とする。
8. 第3号の規定により、会員が医療救助に従事した場合は、支部長は、日本赤十字救護規則第26条の規定により、費用を弁償する。
9. 第3号の規定により、会員が医療救助に従事し、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、支部長は日本赤十字社救護規則第27条の規定により、扶助金を支弁する。
10. 第6号の規定により、医療班が利用し、又は消耗した医療資材については支部長は現品を以てこれを補填し又は災害救助法施工細則（昭和23年1月宮崎県規則第4号）において定める医療のため支出する費用と同額を支払うものとする。
11. 第7号の規定により、現地救護所委託病院又は委託産院として利用した医療施設については、支部長は、医療救助のため支出する費用として宮崎県において定めたものと同額の費用を支払うものとする。
12. この協定は昭和32年4月1日より1ヶ年間効力を有するものとし、期間満了の日までに、いづれか一方より何等意思表示をしない時は期間満了の日の翌日より向う1ヶ年間順次協定を更新したものとみなす。

昭和32年4月1日

宮崎県医師会長 大田原 靖 喜

日本赤十字社県支部長 二 見 甚 郷

## 8-5 日本赤十字社宮崎県支部防災業務計画

### 第1章 総則

#### 第1節 本計画の目的

本計画は、日本赤十字社宮崎県支部（以下「支部」という。）が、赤十字精神にのっとり、日本赤十字社法及び日本赤十字社定款の定めるところに従い、また、災害救助法（昭和22年法律第118号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、日本赤十字社防災業務計画及び宮崎県地域防災計画に基づき、災害対策に関しとるべき措置等を定め、もって災害救護活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

#### 第2節 基本方針

##### 第1 計画の効果的推進

本計画の実施にあたっては、支部は、宮崎県及び宮崎県赤十字血液センター赤十字奉仕団等と一体となって、災害予防対策、災害応急対策並びに災害復旧対策を効果的に遂行するものとする。また、支部は、本計画を効果的に推進するため、訓練や研修を実施して職員への周知徹底に努めるとともに、常に計画の見直しを行い必要な事項について適宜改定を行う。

##### 第2 災害救護活動の種類・実施期間

支部は、災害救護活動として、医療救護活動及びその他の救護活動を被災状況に応じて実施するものとする。

活動の実施期間は、概ね被災者の緊急的なニーズが満たされるまでの間とする。

##### 第3 支部の災害救護活動

支部は、災害救護活動については、その自主判断に基づいて独自に、又は、国及び地方公共団体等の行う救援業務に協力して行うものとする。

### 第2章 災害予防対策

#### 第1節 災害救護体制の確立

支部は、災害に的確に対応できるよう平常から災害救護体制の確立を図るものとする。

##### 第1 連絡体制の整備

###### 1 職員の招集・参集体制の整備

支部は、職員の招集を円滑に行うため、職員等の配備基準及び緊急連絡系統図を作成し、また、職員は参集途上での情報収集・伝達手段の確保に努めるとともに、災害発生による道路損壊、交通機関の途絶、職員自身や家族の被災などの場合等を考慮して、予め時系列的な参集可能職員数を把握しておくものとする。また、職員の参集が不可能となった場合に当該職員のとるべき行動、安否の確認方法を徹底しておくものとする。

###### 2 情報収集・伝達体制の整備

支部は、情報の収集と共有化に努めることとし、相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、非常災害優先電話回線の設置を行うとともに、機器の高度化や増強、代替通信システムの整備等を進め、情報伝達経路の多重化を図る。

また、実践的な通信訓練を実施し、災害時における確実な運用体制の構築に努める。

##### 第2 災害救護資機材等の整備

###### 1 災害救護資機材の整備充実

支部は、自己完結型災害救護体制を確立できるよう、必要な災害救護資機材の整備充実を図る。また、大規模災害により近隣支部の協力を得て災害救護活動を実施する場合に備えて、支部相互に共用できる災害救護資機材についても検討のうえ準備する。

災害救護資機材は、点検を定期的に行うとともに、併せて操作訓練を行うよう努め、常に稼働できる状態を維持する。

## 2 支部災害救援物資の備蓄

救援物資は、災害救護に適する物資を主体として備蓄し、所要数量を地区分区に分置するなど、被災時に迅速な配分が実施できるよう措置する。

## 3 協力機関との協議

支部は、災害時の職員の派遣、救援物資の輸送並びに通信の確保等について、関係する機関から積極的な協力が得られるよう、予めこれらの機関と協議を行う。

### 第3 社屋等に係る災害予防

#### 1 災害時の機能維持対策等

支部は、災害時においても個々の機能を維持するために、建物の安全性と電気・水・燃料等の確保に努める。また、宮崎県赤十字血液センターにおいては、建物内にいる利用者の安全性にも十分に配慮する。

#### 2 代替施設

支部は、災害時に、損壊等により支部社屋において災害対策を推進することが困難となる場合を想定して、予め適切な代替施設について検討しておく。

### 第4 周辺避難所及び危険箇所の把握

支部は、指定避難所の所在地、収容人数等について確認しておくとともに、避難所周辺の状況を予め把握しておく。

また、災害の拡大が懸念されるような危険箇所についても状況を把握しておく。

## 第2節 災害救護に関する教育訓練等

### 第1 災害救護に関する教育訓練等の原則

支部は、全ての職員に対し、率先して災害救護業務に従事する心構えを常に喚起する。また、支部は、職員に対して災害救護活動を円滑に実施するため、初期活動の重要性とその活動内容、日本赤十字社の独自の活動と地域防災計画による活動における役割、災害救護用資機材の取り扱い方法等について、知識と技術を習得させ、災害時には職員自らの判断で行動できるようにする。

### 第2 職員の研修・訓練等

#### 1 災害救護に必要な知識・技術の研修

支部は、本社の開催する研修会等に積極的に職員を派遣するなどして、災害救護に必要な知識・技術を研修させる。また、研修修了者を効果的に活用して職員への知識等の周知徹底を図るとともに、実践的な災害救護訓練を実施する。

#### 2 ブロック支部との相互の応援体制の確立

支部は、広域災害を念頭において隣接支部やブロック内支部との相互の応援体制の確立を図り、ブロック又は複数支部による合同災害救護訓練の実施に努める。

また、地方公共団体の総合防災訓練に参加し、または他の防災関係機関との合同訓練を実施することにより、災害時における各機関の役割を認識し、併せて日本赤十字社の災害救護業務についての理解を促進する。

### 第3 防災に関する意識の啓発

支部は、1月17日の「防災とボランティアの日」及びその前後の「防災とボランティア週間」並びに9月1日の「防災の日」及びその前後の「防災週間」における行事やその他の機会をとらえて防災に関する意識の啓発を行う。

## 第3節 災害救助法に係る防災体制の整備

### 第1 団体・個人の協力に関する連絡調整

支部は、災害救助法第31条の2の規定により、救助に関し地方公共団体以外の各種の団体、個人が行う協力が総合的かつ有機的に実施されるよう、それらの連絡調整を行う。

### 第2 救助又は応援に関する業務の委託

支部は、同法第32条の規定による宮崎県知事と支部長との間で昭和34年10月30日締結された災害救助業務委託契約により、災害が発生した場合には、この委託契約に基づき

速やかに救護班を派遣し、被災地に救護所を開設するなどして災害救護活動を行う。

### 第3 罹災者の医療救助に関する協定

支部は、同法第32条の規定に基づき、宮崎県医師会長と支部長との間で昭和32年4月1日締結された罹災者の医療救助に関する協定書により、災害が発生した場合には、この協定書に基づき宮崎県医師会員は支部の地区又は分区の災害救助計画に基づき、市の区域または町村の区域において編成される現地医療班長として参加し、速やかに被災地に救護所を開設するなどをして医療救助活動を行う。

### 第4節 支部常備救護班の編成

支部は、本県又は隣県における災害発生の際、罹災者の医療救助の万全を期するため、県内の各国立医療機関及び済生会病院等と災害救助に関する協定を結び常備救護班を編成し、災害の規模に応じて必要な救護班を派遣する。

常備救護班の編成単位は、医師1名、婦長1名、看護婦2名、主事1名、自動車操作要員1名の合わせて6名とするが、被災地の状況に応じ、必要な要員を追加するものとする。

### 第5節 血液センターに係る災害予防対策

支部は、災害予防対策を効果的に推進するため、宮崎県赤十字血液センターに対し以下の事項について必要に応じ指導・助言を行う。

- (1) 施設における安全性を確保し、機能維持に努めること。
- (2) 災害が発生した場合における職員の参集体制など各種の対応について検討しておくこと。
- (3) 施設の職員及び献血者等に対して、避難訓練を実施し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 危険物に関して、適切な管理を行うこと。
- (5) 災害時の血液製剤の供給体制及び需給調整体制を確立し、適正な在庫量の確保に努めること。

### 第6節 赤十字防災ボランティアの活動体制の整備

支部は、災害時における防災ボランティア活動を積極的に推進するため別に定めるところにより、赤十字防災ボランティアの活動体制を整備する。

#### 第1 登録

支部は、災害救護活動や防災ボランティアの意義と役割について啓蒙し、積極的に人材を掘り起こして、赤十字防災ボランティアとしての登録を受付けるものとする。

#### 第2 研修・訓練

支部は、登録された赤十字防災ボランティアに対し必要な研修・訓練を行う。

#### 第3 防災ボランティアリーダー等の養成

支部は、研修修了者のうち、業務を委任できる資質と能力を持つボランティアをリーダー及び地区リーダーとして養成する。

## 第3章 災害応急対策

### 第1節 災害警戒時における支部の措置

支部長は、災害が発生する恐れのある場合には、必要な職員を招集し情報の収集にあたるとともに、必要と認められる場合には、救護班等に待機を指示する。

また、支部長は、必要に応じ「支部災害警戒本部」を設置し、災害発生に備えて体制の整備にあたることとし、災害が発生した場合には、これを支部災害救護実施対策本部（以下「支部災害対策本部」という。）に移行できるようにして、災害救護活動の立ち上がりに万全を期する。

## 第2節 災害時における支部の措置

支部は、災害が発生した場合において、次の災害応急対策を講ずる。

### 第1 職員の招集

支部長は、災害が発生した場合には、予め定めるところにより、職員を招集する。

### 第2 初期の対応

支部は、災害発生後、直ちに被災状況の情報収集等を開始する。

また、支部長は、必要と認められる場合には、他からの指示等の有無にかかわらず災害救護活動を開始する。同時に、対応状況並びに被災状況について、可及的速やかに日本赤十字社社長に対し報告を行う。

### 第3 支部災害対策本部の設置・運営

1 支部長は、災害が発生した場合には、必要に応じ救護業務の実施に関し連絡統制を図るため支部災害対策本部を設置し、次の業務を行う。

- (1) 非常通信、被災の調査及び報告に関すること
- (2) 救護班の派遣及び輸送に関すること
- (3) 救護資機材の確保・供給に関すること
- (4) 血液製剤の確保・供給に関すること
- (5) 支部救護物資等の輸送及び配分に関すること
- (6) 赤十字防災ボランティアへの協力依頼とその活動に関すること
- (7) 義援金及び救援物資の受付及び配分に関すること
- (8) 本社、宮崎県その他関係機関との連絡調整に関すること
- (9) 被災地区・分区及び災害救護活動に従事する職員相互間の連絡調整に関すること
- (10) 広報及び記録に関すること
- (11) その他、災害救護対策に関し必要とされる業務

2 支部長は、支部災害対策本部を設置したときは、平常の業務に加えて災害救護業務を円滑に遂行する必要があるため、同対策本部の職員配置や業務分担について適切に対応する。また、同対策本部には、必要に応じ、宮崎県赤十字血液センター等の職員も参加させる。

3 支部長は、災害救護活動が中長期にわたる場合においては、救護班等に対する応援・交代や資機材の補給をばしめとする後方支援も考慮に入れた措置を講じる。

4 支部長は、損壊等により支部災害対策本部を支部社屋内に設置することが困難ないし不適切と判断される場合には、代替施設内に設置することとする。

### 第4 現地災害対策本部の運営

支部長は、必要により現地災害救護実施対策本部（以下「現地災害対策本部」という。）を設置するとともに、活動等の拠点としても活用する。現地災害対策本部は、支部災害対策本部の指示を受けて業務にあたる。

### 第5 災害救護活動の相互支援

日赤第6ブロック各県支部管内において大規模災害が発生し、被災地支部単独では十分な救護活動が実施できない場合において、次のような支部相互間による救護活動の支援が迅速かつ円滑に遂行できるよう平成9年4月1日から適用する支援態勢の申し合わせを行う。

#### 1 近接する他支部等の応援要請

支部長は、災害救護活動を遂行するうえで必要があると認められる場合は、近接する他支部の応援を要請する。また、支部長は、なお救護力が不足すると考えられる場合は、広く他支部の応援を要請する。

#### 2 応援救護班等を被災地他支部への派遣

支部長は、原則として本社の指示又は被災地他支部長からの要請を受けて、災害救護活動の応援のための救護班等を被災地他支部に派遣する。

ただし、支部長は、近接する被災地の災害の状況により必要と認められる場合には、独自の判断において救護班等を被災地他支部に派遣する。この場合、支部長は、すみや

かに本社又は被災地他支部長に実施した措置を報告して必要な指示を仰ぐものとする。

### 第3節 医療救護活動等

#### 第1 医療救護活動

支部は、医療救護班の派遣や傷病者の受け入れ等の医療救護活動を行う。

なお、被災地に設置する医療救護所、あるいは巡回等による応急医療を基本とし、在宅や避難所における高齢者・障害者などのいわゆる災害弱者への対応をも十分に考慮して柔軟に対処する。

##### 1 初期医療救護活動

災害救護活動の初期段階における医療救護活動は、被災地の医療機能が回復もしくは地方公共団体による系統的な活動が開始されるまでの間、日本赤十字社独自の活動として積極的に実施する。

##### 2 医療救護活動の継続

初期医療救護活動が終了した後においても、災害の状況に応じて医療救護活動を継続する。

この場合、時間の経過とともに変化する被災者のニーズに柔軟に対応できるよう医療救護班の編成等を考慮する。

##### 3 重傷病者の後送

医療救護班は、収容治療を行う必要があると判断される重傷病者については、直ちに病院へ後送する。なお、患者の後送にあたっては、搬送手段や受入病院については、防災関係機関と必要な調整を行う。

##### 4 撤収時期

支部長は、被災地における医療機関の機能の回復状況を勘案し、医療救護活動の撤収時期を地方公共団体、地元医師会等と協議のうえ決定する。

#### 第2 血液製剤等の供給

宮崎県赤十字血液センターは、輸血用血液製剤や血漿分画製剤が大量に必要となるときは、報道機関の協力による献血者の確保及び需給調整システムの活用により、必要な血液製剤等の確保に努める。

なお、広報にあたっては、献血希望者が一時的に殺到するなどの混乱が生じないように十分配慮して行う。

### 第4節 その他の救護活動等

#### 第1 その他の救護活動

支部は、災害の発生直後から、医療救護活動のほか、必要なその他の救護活動を行う。

その他の救護活動とは、およそ次のような活動をいう。

- (1) 救出活動、応急手当、担架搬送
- (2) 避難誘導、避難所の設営、避難者の世話、炊出し
- (3) 支部災害救援物資等及び受け付けた救援物資の輸送及び配分
- (4) 情報の収集・伝達、交通案内、通訳、カウンセリング
- (5) その他災害時に要請される救護活動

##### 1 緊急の救護活動

災害救護活動の初期段階における緊急の救護活動は、日本赤十字社独自の活動として積極的に実施する。

##### 2 初期段階後の救護活動

初期段階後の救護活動は、時間の経過とともに被災者の中から発生する多様なニーズに応じて行うものとする。この場合、地方公共団体やその他の関係団体と十分協議しながら柔軟かつ時宜を得た救護活動を実施する。

##### 3 撤収時期

支部長は、被災地の復興状況、被災者のニーズ、災害救助法の適用期間及び医療救護活動の撤収時期等を勘案して、その他救護活動の撤収時期を決定する。

## 第2 支部災害救護物資等の配分

支部は、支部災害救援物資等及び受け付けた救援物資を被災者のニーズに応じて、遅滞なく配分する。なお、配分にあたっては、地方公共団体や防災ボランティア等の必要な協力も得ながら行う。

## 第5節 赤十字防災ボランティアの活動

支部は、積極的に赤十字防災ボランティアの参加・協力を求めて災害救護活動の一層の推進を図る。

### 第1 赤十字防災ボランティアの協力

支部は、赤十字防災ボランティアに対し、災害救護活動の円滑な実施のため、必要な情報とサービスの提供を行い、赤十字防災ボランティアの特性と能力に応じた協力が得られるよう努める。

### 第2 行政機関等との関係

支部は、赤十字災害救護ボランティア活動を円滑に実施するため、行政機関等と十分な連絡調整を図る。

## 第6節 義援金及び救援物資の受付・配分

### 第1 義援金及び救援物資の受付

支部は、宮崎県内外で災害が発生した場合、本社の指導に従い義援金を受け付ける。また、他支部内で発生した災害に対して寄託された義援金は、速やかに被災地他支部へ送付する。なお、近年の災害救援の実態から、救援物資は特定の要件を満たすものに限って受け付ける。

### 第2 義援金の配分

- 1 支部長は、義援金宮崎県支部配分検討委員会を組織して義援金の迅速・公正な配分に努める。
- 2 支部長は、宮崎県その他の機関に寄託された義援金と合せて配分することが適当と判断したときは、支部に寄託された義援金の全部又は一部を、宮崎県等が設置する配分委員会に移送する。

## 第7節 安否調査

支部は、在日外国人に係る安否調査を赤十字国際機関及び各国赤十字社との連携のもとに積極的に行う。なお、この実施にあたっては、行政等の協力が必要となるので、連絡を密にして行う。

## 第8節 広報活動

支部は、災害救護活動について、報道機関等を通じて適切な広報を行い、赤十字に対する理解と協力を求める。

また、情報の混乱や錯綜を防止し効果的な広報を行うため、広報窓口を一本化して正確な情報提供に努める。

## 第4章 災害復旧対策

### 第1節 被災施設等の復旧

支部は、被災した施設・設備について、その被害状況を迅速に調査し、これに基づいて復旧計画を作成し、早期復旧を図るとともに、同種の被害を繰り返し受けることのないよう努める。

### 附 則

本計画は、平成9年12月25日から施行する。

## 9-1 県の機関における地区別車両台数

総務事務センター  
(平成20年12月1日)

地区	機関名	普通自動車		小型自動車		軽自動車	大型特殊自動車	小型特殊自動車	原動機付自転車	合計
		右記以外	特種	右記以外	特種					
本 庁	秘書広報課			2						2
	総合政策課	1		2						3
	生活協同男女参画課			1						1
	総務課			1						1
	市町村課			1						1
	総務事務センター	2		12						14
	危機管理局危機管理課	1	1	2	1					5
	文化文教・国際課	1		1						2
	人権同和对策課			1						1
	福祉保健課			3						3
	医療業務課		1							1
	国保・援護課			2						2
	長寿介護課			1						1
	障害福祉課							2		2
	衛生管理課					1				1
	健康増進課		6							6
	こども家庭課			5		3			1	9
	環境森林課			4						4
	環境管理課		1	1						2
	環境対策推進課			2						2
	自然環境課			1				3		4
	森林整備課								1	1
	工業支援課			1						1
	商業支援課			1						1
	経営金融課					1				1
	労働政策課			1						1
	企業立地推進局	1								1
	観光推進課			1						1
	農政企画課			2						2
	営農支援課			3		2				5
	畜産課	1		2				8		11
	水産政策課			3						3
	漁港漁場整備課			2						2
	農村整備課			1						1
	港湾課			2						2
	道路保全課		1					2		3
	管轄課			6						6
	高速道対策局			2						2
	監査事務局			2						2
	【教育委員会】									
教育庁総務課	1		1						2	
生涯学習課			1						1	
スポーツ振興課	1		2						3	
文化財課			3						3	
財務複利課			2						2	
計		9	10	80	1	7		15	2	124

地区	機関名	普通自動車		小型自動車		軽自動車	大型特殊自動車	小型特殊自動車	原動機付自転車	合計	
		右記以外	特種	右記以外	特種						
宮崎	消費生活センター			1						1	
	宮崎県税・総務事務所			8		4				12	
	消防学校		4	1						5	
	中央福祉こどもセンター			3		7				10	
	中央保健所			11	1	4				16	
	都城保健所					1				1	
	衛生環境研究所				2					2	
	看護大学				1					1	
	身障相談センター	1								1	
	こども療育センタ					1	1			2	
	健康増進課			2						2	
	精神保健福祉センター				1					1	
	計量検定所				2					2	
	工業技術センター				3					3	
	工業技術センター(食品開発センター)	1								1	
	中部農林振興局				18		1			1	20
	中部農林振興局(中部農業改良普及センター)				11	1	3				15
	総合農業試験場				6		6		49	2	63
	病害虫・肥料検査センター				4						4
	宮崎家畜保健衛生				5	1					6
	水産試験場				4		1				5
	宮崎土木事務所			3	17		2				22
	高岡土木事務所			1	9	3	2			3	18
	西都土木事務所				2						2
	中部港湾事務所				5					1	6
	建設技術センター	2	2		3						7
	都市公園総合事務所				3				1	2	6
	東九州自動車道用地事務所 宮崎支所	1			2						3
	【教育委員会】										
	宮崎教育事務所				1						1
	教育研修センター				1						1
	県立図書館			1	1						2
	総合博物館				1						1
	スポーツ指導センター						6		2		8
	県立美術館	1			1						2
	埋蔵文化財センター				2						2
	宮崎大宮高校									1	1
	宮崎工業高校									1	1
	宮崎商業高校								1	1	2
	宮崎農業高校	2	1		1			1	13		18
	宮崎南高校									2	2
	本庄高校				1				2		3
	宮崎西高校									1	1
宮崎北高校									1	1	
宮崎海洋高校	1			1					1	3	
明星視覚支援学校	1							1		2	
みやざき中央支援学校								1		1	
赤江まつばら支援学校								1	1	2	
みなみのかげ支援学校								1		1	
清武せいりゅう支援学校			3							3	
計		13	14	132	7	38	1	72	18	295	

地区	機関名	普通自動車		小型自動車		軽自動車	大型特殊自動車	小型特殊自動車	原動機付自転車	合計	
		右記以外	特種	右記以外	特種						
日南	日南県税・総務事務所			4		1				5	
	日南保健所			6	1	2				9	
	南那珂農林振興局			18		1				19	
	南那珂農林振興局(南那珂農業改良普及センター)			7	1	3				11	
	総合農試亜熱帯支			1		3		5		9	
	高等水産研修所			1						1	
	日南土木事務所		1	13	2	2				18	
	串間土木事務所		1	7		3				11	
	油津港湾事務所		1	3						4	
	【教育委員会】										
	南那珂教育事務所			1						1	
	日南高校								1	1	
	日南農林高校			2		1		6	1	10	
	福島高校								1	1	
	計			3	63	4	16		11	3	100
	都城	消費生活センター都城支所	1								1
都城県税・総務事務所				6						6	
南部福祉こどもセンター				3		5				8	
都城保健所				11	1	3				15	
都城児童相談所						1				1	
みやざき学園				3				2		5	
都城食肉衛生検査所						1				1	
高崎食肉衛生検査所						1				1	
木材利用技術センター				4				1		5	
北諸県農林振興局				19						19	
北諸県農林振興局(北諸県農業改良普及センター)				10		1				11	
総合農試畑作園芸支場				1		2		10		13	
都城家畜保健衛生所				6		1		1		8	
都城土木事務所			2	13	2	2			3	22	
【教育委員会】											
北諸県教育事務所				1						1	
都城農業高校		1		2		1		14		18	
都城工業高校									1	1	
都城西高校								1	1	2	
都城きりしま支援学校	2						2		4		
計		4	2	79	3	18		31	5	142	

地区	機関名	普通自動車		小型自動車		軽自動車	大型特殊自動車	小型特殊自動車	原動機付自転車	合計
		右記以外	特種	右記以外	特種					
小林	小林県税・総務事務所			3						3
	小林保健所			4	1	3				8
	小林食肉衛生検査所					2				2
	西諸県農林振興局			16		2				18
	西諸県農林振興局(西諸県農業改良普及センター)			9	1	1				11
	総合農試薬草・地域作物センター			1		1		1		3
	畜産試験場	2		5				24	2	33
	優良受精卵センター			1				2		3
	水産試験場小林分場			1		1				2
	小林土木事務所		4	11	3	3				21
	【教育委員会】 西諸県教育事務所			1						1
	高原高校	1		1				7		9
	計		3	4	53	5	13		34	2
西都	産業技術専門学校			1	2	1		1		5
	児湯農林振興局(児湯農業改良普及センター)			11	1	3				15
	西都土木事務所	1	4	8	2	3				18
	【教育委員会】 西都原考古博物館			1		1				2
	妻高校								1	1
計		1	5	22	3	8		1	1	41
児湯	高鍋県税・総務事務所			3		2				5
	児湯福祉事務所			1		7				8
	高鍋保健所			6	1	3				10
	都農食肉衛生検査所					1				1
	産業技術専門学校高鍋校			1						1
	児湯農林振興局			25						25
	総合農試薬草支場							1		1
	総合農試茶業支場			1		1		14		16
	農業大学校	2		4		4		10	2	22
	畜産試験場川南支			3			1	28		32
	高鍋土木事務所	1	1	9	1	2			1	15
	【教育委員会】 児湯教育事務所			1						1
	高鍋高校								1	1
高鍋農業高校	2		4		3		17	1	27	
都農高校								1	1	
計		5	1	58	2	23	1	70	6	166

地区	機関名	普通自動車		小型自動車		軽自動車	大型特殊自動車	小型特殊自動車	原動機付自転車	合計
		右記以外	特種	右記以外	特種					
日向	日向県税・総務事務所			4						4
	日向保健所		1	8	1	2				12
	日向食肉衛生検査所					2				2
	林業技術センター			4		1		5	2	12
	東臼杵農林振興局(東臼杵南部農業改良普及センター)			10		1				11
	日向土木事務所		3	16	3	3				25
	北部港湾事務所			8		1				9
	【教育委員会】									
	日向工業高校								1	1
	門川高校			3		1		6		10
	日向ひまわり支援学校								1	1
	計			4	53	4	11		11	4
延岡	消費生活センター延岡支所	1								1
	延岡県税・総務事務所			6						6
	北部福祉こどもセンター			2		6				8
	延岡保健所	1		10		4				15
	延岡児童相談所			3		1				4
	東臼杵農林振興局			41						41
	東臼杵農林振興局(東臼杵北部農業改良普及センター)			5	1	1				7
	延岡家畜保健衛生			4						4
	延岡土木事務所		5	19	2	3			1	30
	東九州自動車道用地事務所			9						9
	【教育委員会】									
	東臼杵教育事務所			1						1
	延岡商業高校								1	1
	延岡わかあゆ支援学校	1	1					1	1	4
計		3	6	100	3	15		1	3	131
高千穂	西臼杵支庁		2	23		7				32
	西臼杵支庁(西臼杵農業改良普及センター)			3	1	3				7
	高千穂保健所		1	3		2				6
	【教育委員会】									
	西臼杵教育事務所					1				1
	高千穂高校			3				4	1	8
	五ヶ瀬中等教育学校							1		1
計			3	32	1	13		5	1	55
合計		38	52	672	33	162	2	251	45	1,255

## 9-2 宮崎地区における鉄道車両の状況

### (1) JR九州

配置箇所	型式	編成両数
志布志駅	47形	2両×2編成
	40形	1両×2編成
	40形	2両×1編成
南宮崎駅	40形	2両×2編成
	40形	1両×2編成
	47形	2両×2編成
都城駅	40形	1両×2編成
	47形	2両×1編成

災害時には市中の建設会社との委託契約でクレーン等の車両を借り上げ、救援を行うこととしているため、事故救援車両の配置無し。

## 9-3 船舶の状況

### (1) 県

(単位：トン、ノット)

基地名	船舶名	トン数	速力	備考
青島	たちばな	49.80	10	無線電話 10.1W、乗員6人
油津	みやぎき丸	294.78	13	無線電信電話 250.100.50.1W、乗員20人
油津	たかちほ	49	35	無線電話 10.1W、乗員6人

### (2) 宮崎海上保安部

(単位：人)

基地名	船舶名	トン数 (トン)	搭載可能人員		貨物 (トン)	備考
			限定沿海で3時間以内とした場合	1.5時間未満の平水の場合		
油津	きりしま	184	58	58	30	無線電話、乗員15人
油津	さつき	26	26	28	14	無線電話、乗員5人
細島	たかちほ	105	36	41	20	無線電話、乗員10人
細島	はまゆり	40	20	22	5	無線電話、乗員5人

9-4 船艇・航空機の配備状況

(H20. 12. 1 現在)

(1) 船艇

港名	船名	船主	総トン数	船質	航行区域	主機関	
						種類	馬力×基
油津	きりしま	海上保安庁	184	軽合金	近海区域(限定)	ディーゼル	
"	さつき	海上保安庁	26	鋼	近海区域(限定)	ディーゼル	910×2
細島	たかちほ	海上保安庁	105	"	近海区域(限定)	ディーゼル	2400×2
"	はまゆり	海上保安庁	40.38	"	沿海区域(限定)	ディーゼル	450×2

(2) 航空機

基地	機種	機号	所属	とう載可能人員(人)	とう載可能物質 (キログラム)	備考
鹿児島	サーブスカニア式 SAAB340B型	MA951	海上保安庁	27	13,155	乗員5
鹿児島	同上	MA952	海上保安庁	27	13,155	乗員5
鹿児島	アグスタ式AW139型	MA962	海上保安庁	10	6,400	乗員5
鹿児島	ベル412型	MH907	海上保安庁	10	5,398	乗員5
鹿児島 巡視船 みおす 搭載機	ベル212型	MH540	海上保安庁	6	410	乗員5
鹿児島 巡視船 はやと 搭載機	ベル212型	MH550	海上保安庁	6	410	乗員5

9-5 緊急時ヘリコプター離着陸場一覧

番号	市町村名	名称	所在地	ヘリポート状況	着陸帯状況	緯度	経度	備考	備考	備考
1	宮崎市	宮崎公立大学	船塚	グラウンド	芝地	31°55'43"	131°25'05"	周囲民家多し		良好
2		県総合運動公園運動広場	熊野	広場	芝地	31°49'09"	131°26'54"	問題無し		良好
3		大淀川河川敷市役所前	鶴島	河川敷	アスファルト	31°54'28"	131°24'59"	西側200m送電線、300m先橋有り		良好
4		大淀川河川敷市民緑地	田吉	河川敷グラウンド	芝地	31°53'32"	131°26'33"	東西に橋が有るが問題無し		良好
5		県営総合運動場陸上競技場	錦本町	グラウンド	芝地	31°55'17"	131°25'49"	砂塵注意、周囲民家・高層マンション有り		良好
6		宮崎北高校	新名爪	学校グラウンド	土砂	31°58'06"	131°26'06"	砂塵注意、サッカーゴール・照明灯間電線H=6m注意		良好
7		セントランスプラザ多目的広場	山崎町	グラウンド	芝地	31°57'03"	131°27'52"	問題無し		良好
8		消防学校グラウンド	郡司分	学校グラウンド	芝地	31°51'01"	131°26'01"	周辺民家多し		良好
9		生目の杜運動公園	郡江	多目的グラウンド	芝地	31°56'44"	131°22'34"	北側に送電線有り		良好
10		宮崎港	港東	広場	アスファルト	31°54'34"	131°27'52"	東側に石油タンク有り		良好
11		宮崎臨海公園	新別府町	広場	芝地	31°55'26"	131°28'13"	北西に高い中継アンテナ有り、休日には人が多い注意		良好
12		萩の台公園	広原	公園	芝地	31°59'42"	131°25'59"	問題無し		良好
13		内海港	内海	漁港	コンクリート	31°45'27"	131°28'23"	海側先端は崩壊注意		良好
14		大瀬町柳瀬橋下河川敷	大瀬町	広場	芝地	31°57'40"	131°22'32"	付近に柳瀬橋有り		良好
15		平和台公園第2駐車場	下北方町	駐車場	アスファルト	31°56'57"	131°24'38"	周囲立木・無線塔有り		良好
16		大宮中学校	下北方町	学校グラウンド	土砂	31°56'29"	131°24'56"	砂塵注意		良好
17		大淀川ゴルフ場	跡江	ゴルフ場	芝地	31°57'10"	131°23'49"	200m上流配電線H=30m		良好
18		平和台大橋河川敷(下流右岸)	小松	広場	芝地	31°55'53"	131°24'19"	400m下流高圧線H=80m		良好
19		生目台公園	生目台西	公園	芝地	31°54'14"	131°22'29"	送電線・アンテナ注意		良好
20		環境美化センター	古城大谷	グラウンド	芝地	31°53'12"	131°22'33"	問題無し		良好
21		宮崎産業経営大学	古城丸尾	学校グラウンド	土砂	31°52'56"	131°24'12"	航大訓練エリア注意		良好
22		宮崎大学	学園木花台	学校グラウンド	芝地	31°49'43"	131°25'04"	砂塵注意		良好
23		木花台多目的広場	熊野	公園	芝地	31°49'41"	131°25'43"	問題無し		良好
24		青島ゴルフクラブ	折生迫	ゴルフ場	芝地	31°47'48"	131°27'37"	練習場		良好
25	(田野町)	田野運動公園野球場	白砂坂上	野球場	土砂	31°50'36"	131°18'27"	砂塵注意、照明灯H=25m 多目的広場と隣接		良好
26		田野東地区野球場	甲	野球場	土砂	31°49'49"	131°20'02"	砂塵注意、北方向に送電線H=40mと九州自動車道有り		良好
27		田野運動公園多目的広場	白砂坂上	グラウンド	芝地	31°50'40"	131°18'32"	問題無し		良好
28		田野南地区運動場	倉谷	広場	土砂	31°49'07"	131°17'44"	砂塵注意、北方向に九州自動車道有り		良好
29		田野小学校	甲	学校グラウンド	土砂	31°50'12"	131°18'09"	砂塵注意		良好
30		七野小学校	乙	学校グラウンド	芝地	31°49'51"	131°16'34"	道路沿い配電線注意・砂塵注意		良好
31		田野中学校	甲	学校グラウンド	土砂	31°50'07"	131°18'04"	砂塵注意		良好
32	(佐土原町)	広瀬中学校	下田島	学校グラウンド	土砂	32°01'03"	131°28'27"	砂塵注意、周辺民家・学校・病院有り		良好
33		佐土原中学校	上田島	学校グラウンド	土砂	32°02'39"	131°25'20"	砂塵注意、南にポールH=8m有り		良好
34		佐土原高校	下田島	野球場	芝地	32°01'17"	131°27'59"	ネットH=4~8m有り		良好
35		久峰総合公園陸上競技場	下那珂	グラウンド	芝地	32°01'16"	131°27'35"	問題無し		良好
36		佐土原運動場(日向大橋河川敷)	下田島	グラウンド	土砂	32°02'50"	131°28'14"	問題無し		良好
37		佐土原東運動場	下田島	グラウンド	土砂	32°01'12"	131°29'13"	北側約600mに通信タワー注意		良好
38		佐土原真米運動場	西上那珂	グラウンド	芝地	32°01'06"	131°23'45"	東側約200mに配電線注意		良好
39		佐土原石崎運動場	下那珂	グラウンド	土砂	32°00'04"	131°28'22"	砂塵注意		良好
40		石崎川ふれあい公園(親水公園)	東上那珂	公園	芝地	32°01'17"	131°25'57"	やや狭い		良好

番号	市町村名	名称	所在地	着陸帯状況	緯度	経度	備考	播種状況
41	宮崎市(佐土原町)	石崎浜荘	下那珂	芝地	31°59'57"	131°29'16"	すぐ横に老人福祉館	良好
42		石崎浜海岸	下那珂	土砂	32°00'13"	131°29'20"	やや狭い	良好
43	(高岡町)	高岡小学校	内山	土砂	31°57'21"	131°17'52"	保育園が隣接、直上飛行注意、周辺民家多し	良好
44		高岡中学校	内山	土砂	31°57'43"	131°18'03"	砂塵注意、付近民家等多し	良好
45		サンスポーツランド高岡	小山村	土砂	31°56'05"	131°19'34"	砂塵注意	良好
46		天ヶ城公園さくら広場	内山	芝地	31°57'34"	131°17'34"	桜の木多し注意	良好
47		川口農村広場	浦之名	土砂	31°56'34"	131°15'44"	周囲配電線有り	良好
48		穆佐地区運動広場	小山村	土砂	31°56'01"	131°19'46"	付近小学校有り	良好
49		高岡内山地区運動広場	内山	土砂	31°58'03"	131°16'40"	周囲立木、配電線有り	良好
50		橋山運動広場	内花見	土砂	31°56'38"	131°19'30"	砂塵注意	良好
51	部城市	都城運動公園陸上競技場	妻ヶ丘町	芝地	31°43'38"	131°04'45"	問題無し	良好
52		姫城公園	下長飯町	芝地	31°42'39"	131°04'06"	問題無し	良好
53		志和池市民広場	上水流通	芝地	31°48'01"	131°05'49"	木・フェンス(H=10~15m)が少し高い	良好
54		梅北運動公園	梅北町	土砂	31°41'21"	131°03'21"	北東側に医師会病院有り、車入口チェーン有り	良好
55		庄内市民広場	庄内町	芝地	31°46'12"	131°01'24"	木H=10m・照明灯H=15m、西方向老人ケアハウス(病院)有り	良好
56		夏尾中学校	夏尾町	芝地	31°50'37"	130°58'23"	周囲木H=8~20m	不可
57		折田代農村公園	吉之元町	芝地	31°50'29"	130°54'17"	北西の端に配電線H=4m有り注意	良好
58		志比田へりポート	志比田町	アスファルト	31°44'37"	131°03'51"	防波堤入口に車止めの杭有り、西側に工場電線有り、北側に電線有り	良好
59		母智丘多目的広場	関之尾町	芝地	31°44'57"	130°59'58"	周囲の木が少し高い	良好
60		都城上水流通河川敷	上水流通	芝地	31°48'04"	131°06'32"	問題無し	良好
61		西岳中学校	高野町	土砂	31°48'26"	130°57'35"	周囲立木、配電線有り	良好
62		西岳小学校	高野町	土砂	31°48'30"	130°57'30"	周囲立木、配電線有り	良好
63		沖水農村広場	太郎坊	芝地	31°46'39"	131°05'50"	周囲ネット、周辺畑	良好
64		志和池中学校	上水流通	土砂	31°48'35"	131°05'39"	西側200m高圧線、北側100m無線塔	良好
65	(山之口町)	山之口運動公園陸上競技場	花木	芝地	31°47'15"	131°09'34"	サッカークラウドが有るときがあるので注意	良好
66		山之口中学校	花木	土砂	31°46'29"	131°09'10"	砂塵注意、西方向鉄道有り	良好
67		山之口運動公園多目的広場	花木	芝地	31°47'16"	131°09'39"	問題無し	良好
68		麓小学校	山之口	芝地	31°47'57"	131°09'41"	着陸帯草地と土砂の境目段差有り注意	良好
69		富吉小学校	富吉	芝地	31°46'06"	131°09'00"	着陸帯草地と土砂の境目段差有り注意	良好
70		下富吉農村公園	富吉	土砂	31°46'10"	131°08'06"	砂塵注意、すぐ横に牧場、保畜園有り	良好
71	(高岡町)	四家小学校	四家	芝地	31°55'22"	131°10'56"	周囲民家多し、周囲木H=12~15m	良好
72		高城総合運動公園	徳満坊	芝地	31°48'43"	131°07'49"	問題無し	良好
73		高城高校	徳満坊	土砂	31°47'47"	131°07'47"	砂塵注意	良好
74		石山小学校	石山	芝地	31°50'05"	131°07'44"	問題なし	良好
75		有水中学校	有水	土砂	31°51'22"	131°08'30"	砂塵注意	良好
76	(山田町)	山田第1運動公園	山田	芝地	31°48'46"	131°02'25"	周辺民家多し	良好
77		山田中学校	山田	土砂	31°48'27"	131°02'08"	西側民家多し	良好
78		一堂ヶ丘公園	山田	芝地	31°49'25"	131°02'42"	周囲の木が少し高い	良好
79		山田第2運動公園	霧島	芝地	31°47'20"	131°01'21"	道路沿い鶏舎3棟他周辺鶏舎・豚舎・牛舎点在多し	良好
80		山田小学校	山田	土砂	31°48'57"	131°02'18"	砂塵注意	良好
81	(高岡町)	高岡総合公園多目的広場	大卒田	土砂	31°52'55"	131°03'55"	砂塵注意、西方向の木H=20m有り	良好

番号	市町村名	名称	所在地	ヘリポート状況	着陸帯状況	緯度	経度	備考	播磨電線状況
82	郡城市(高崎町)	高崎総合公園陸上競技場	大牟田	陸上競技場	芝地	31°52'45"	131°04'05"	問題無し	良好
83		前田農村広場	前田	グラウンド	芝地	31°54'37"	131°01'48"	問題無し	良好
84		縄瀬農村広場	縄瀬	グラウンド	芝地	31°50'55"	131°05'59"	問題無し	良好
85		江平農村広場	江平	グラウンド	芝地	31°53'19"	131°05'50"	周囲小学校、民家有り	良好
86		椎屋公園	備水	公園	芝地	31°55'58"	131°06'45"	北東側送電線注意	良好
87	延岡市	熊野江中学校	熊野江町	学校グラウンド	土砂	32°40'34"	131°47'04"	砂塵注意、西側に国道H=15m有り	良好
88		延岡商業高校野球場	桜ヶ丘	野球場	土砂	32°36'32"	131°40'15"	砂塵注意、周囲民家多し	良好
89		黒岩中学校	大野町	学校グラウンド	芝地	32°37'47"	131°37'32"	砂塵少し有り、グラウンド少し狭い	良好
90		西階陸上競技場	西階町	陸上競技場	芝地	32°34'12"	131°38'28"	補助グラウンドは砂塵が多く照明灯が有り使用不可	良好
91		西階野球場	西階町	野球場	土砂	32°34'06"	131°38'30"	砂塵注意、民家と隣接 隣の競技場の方が良い	良好
92		一ヶ岡小学校	南一ヶ岡	学校グラウンド	土砂	32°31'17"	131°40'39"	白砂、砂塵多し、民家多し	良好
93		延岡大瀬川河川敷	大貫町	ヘリポート	アスファルト	32°33'52"	131°38'32"	国交省ヘリポート、ヘリポートマーク有り	良好
94		島浦公園多目的広場	島浦町	広場	芝地	32°39'39"	131°48'51"	係留中の漁船注意	不良
95		須美江家族旅行村グラウンド	須美江町	グラウンド	芝地	32°39'33"	131°45'52"	北西約400m先に谷間を横切る送電線有り	良好
96		延岡旭化成	長浜町	旧ヘリポート	アスファルト	32°34'42"	131°41'55"	周りに柵有り施設	良好
97		延岡学園高校サッカー場	大峽町	学校グラウンド	土砂	32°37'37"	131°40'31"	砂塵注意	良好
98		延岡商業高校	桜ヶ丘	学校グラウンド	土砂	32°36'53"	131°40'07"	砂塵注意	良好
99		延岡星雲高校(延岡東高校)	牧町	学校グラウンド	土砂	32°35'48"	131°41'43"	ゴルフ練習場(ネット)注意、砂塵注意	良好
100		九州保健福祉大学	吉野町	学校グラウンド	土砂	32°34'03"	131°36'53"	砂塵注意	良好
101		大武体育館グラウンド	大武町	グラウンド	芝地	32°35'41"	131°41'19"	周囲立木注意	良好
102		方財海浜公園	方財町	グラウンド	土砂	32°35'18"	131°42'33"	砂塵注意	良好
103		妙田サッカー場	長浜町	グラウンド	芝地	32°34'33"	131°41'45"	問題無し	良好
104		延岡高校	古城町	学校グラウンド	土砂	32°34'05"	131°39'28"	愛宕山・送電線・砂塵注意	良好
105		延岡工業高校第1グラウンド	緑ヶ丘	学校グラウンド	土砂	32°33'32"	131°41'11"	照明灯注意、砂塵注意	良好
106		青朋高校(延岡第二高校)	平原町	学校グラウンド	土砂	32°32'54"	131°40'18"	照明灯注意、砂塵注意	良好
107		浜川公園グラウンド	塩浜町	グラウンド	土砂	32°32'36"	131°40'46"	砂塵注意	良好
108		土々呂海浜公園	土々呂町	グラウンド	土砂	32°30'56"	131°41'00"	砂塵注意	良好
109		延岡新港	新浜地先	漁港	コンクリート	32°31'19"	131°41'12"	問題無し	良好
110	(北方町)	北方総合運動公園	笠下寅	グラウンド	芝地	32°33'16"	131°31'47"	月曜日定休日、問題無し	良好
111		北方中学校	川水流卯	学校グラウンド	土砂	32°34'03"	131°31'35"	砂塵注意、進出経路下民家有り	良好
112		菅原たい積場	菅原末	空き地	芝地	32°37'50"	131°26'52"	砂塵注意、季節によっては草の生長に注意	良好
113		北方ゴルフクラブ	笠下寅	ゴルフ場駐車場	アスファルト	32°32'31"	131°32'27"	通常駐車車両有り	良好
114	(北浦町)	北浦小・中学校	古江	学校グラウンド	土砂	32°42'29"	131°49'24"	砂塵注意、幼稚園隣接、校舎上空飛行注意	良好
115		三川内小学校	三川内	学校グラウンド	土砂	32°45'56"	131°47'52"	砂塵注意、やや狭い、西に広い町有地有り	良好
116		弘川展望所	古江	造成地	土砂	32°43'51"	131°50'27"	砂塵注意	良好
117		北浦グラウンド	古江	グラウンド	土砂	32°42'46"	131°49'24"	照明灯の上避雷針有り(H=20m)、砂塵注意	良好
118		古江港グラウンド	古江	公園グラウンド	芝地	32°42'12"	131°49'09"	問題無し	良好
119		三川内ふれあい広場	三川内	グラウンド	土砂	32°45'49"	131°47'48"	周囲、小・中学校有り	良好
120	日南市	鶴戸中学校	宮浦	学校グラウンド	土砂	31°40'05"	131°26'56"	若干グラウンドが狭い、砂塵注意	良好
121		宮崎県漁協連日南支所	西町	広場	芝地	31°34'47"	131°24'01"	県魚連と土地開発公社は隣接しており、単独では狭いので両方を使用	良好
122		細田中学校	上方	学校グラウンド	土砂	31°33'57"	131°30'59"	砂塵注意、北東側に配電線有り	良好

番号	市町村名	名称	所在地	ヘリポート状況	着陸帯状況	緯度	経度	備	考	播種状況
123	日南市	吾田中学校	戸高	学校グラウンド	土砂	31°36'26"	131°22'53"	周辺民家多し		良好
124		日南総合運動公園プール駐車場	殿所	駐車場	アスファルト	31°37'06"	131°22'52"	北東側送電線H=30m有り、駐車車両有り夏場特に注意		良好
125		東郷中学校(日南)	東弁分	学校グラウンド	土砂	31°37'31"	131°23'20"	砂塵注意		良好
126		竹香園グラウンド	星倉	グラウンド	土砂	31°37'34"	131°21'51"	日南高校と隣接、校舎上空飛行注意		良好
127		日南工業高校	板敷	学校グラウンド	土砂	31°38'17"	131°21'19"	砂塵注意、北西方向に送電線H=20m有り		良好
128		日南総合運動公園陸上競技場	殿所	陸上競技場	芝地	31°36'58"	131°23'00"	北東側送電線注意		良好
129		サボテンハンパ園	富士	広場	芝地	31°41'13"	131°28'00"	問題無し、周囲の木は台風で倒木		良好
130		日南ダム	酒谷	広場	芝地	31°38'28"	131°16'04"	近くに遊具・展望台有り		良好
131		富士通コンポーターネット	東弁分	グラウンド	芝地	31°37'30"	131°24'15"	問題無し		良好
132		油津中学校	梅ヶ浜	学校グラウンド	土砂	31°35'15"	131°24'28"	周辺民家、砂塵注意		良好
133		日南下水道課グラウンド	平野	グラウンド	芝地	31°35'52"	131°23'51"	サッカーコート有り		良好
134		王子製紙グラウンド	平野	グラウンド	芝地	31°35'58"	131°23'07"	北西側約250mに煙突注意		良好
135		日南消防訓練場	西弁分	グラウンド	芝地	31°35'39"	131°22'37"	すぐ横駐車場		良好
136		山王グラウンド	隈谷	グラウンド	芝地	31°33'53"	131°23'19"	すぐ横国道10号線注意		良好
137		鉄肥中学校	楠原	学校グラウンド	土砂	31°37'49"	131°21'05"	砂塵注意		良好
138		乱杭野駐車場	板敷	駐車場	アスファルト	31°39'35"	131°20'31"	やや狭い、周辺アンテナ注意		不可
139		向原河川緑地	星倉	駐車場	アスファルト	31°37'48"	131°21'54"	問題無し		良好
140		県病院横日南土地開発公社用地	中平野	駐車場	土砂	31°35'34"	131°23'40"	駐車車両多数、飛散物(ゴミ、ビニール)砂塵多し		良好
141		油津港東緑地	平野	公園グラウンド	芝地	31°34'12"	131°24'36"	問題無し		良好
142		酒谷地区運動広場	酒谷	グラウンド	土砂	31°37'27"	131°17'24"	進入離脱両方向下に小・中学校有り		良好
143		ハマボウ公園	下方	公園	芝地	31°33'54"	131°22'28"	問題無し		良好
144	小林市	西小林中学校	南西方	学校グラウンド	土砂	32°00'29"	130°54'46"	砂塵注意、木H=12~15m		良好
145		小林商業高校	堤	学校グラウンド	土砂	31°58'56"	130°59'07"	砂塵注意、周辺民家多し		良好
146		小林総合運動公園陸上競技場	南西方	陸上競技場	芝地	32°00'02"	130°57'08"	問題無し		良好
147		小林生駒高原	南西方	広場	芝地	31°58'51"	130°54'31"	北側ビニールハウス注意		良好
148		小林総合運動公園展望広場	南西方	広場	芝地	32°00'06"	130°57'01"	問題無し		良好
149		小林消防団訓練広場	細野	広場	芝地	31°58'01"	130°56'52"	横に牧場有り牛に注意		良好
150		小林高校	真方	学校グラウンド	土砂	31°59'50"	130°58'24"	周辺住宅地		良好
151		三松小学校	堤	学校グラウンド	土砂	31°58'17"	131°00'04"	周辺住宅地		良好
152		東方小学校	東方	学校グラウンド	土砂	32°00'37"	131°00'26"	周囲1km以内に牛舎有り		良好
153		永久津小学校	北西方	学校グラウンド	土砂	32°01'20"	130°58'19"	周囲校舎、立木に注意		良好
154	(須木村)	須木中学校	中原	学校グラウンド	土砂	32°04'27"	131°04'10"	砂塵注意		良好
155		田代八重	田代八重	造成地	土砂	32°08'30"	131°06'11"	17年1月18日現在 残土盛土有り、着陸帯の整地が必要		不可
156		須木山村広場	下田	グラウンド	芝地	32°04'16"	131°05'18"	砂塵注意、照明灯H=22m		良好
157		須木内山地区運動広場	内山	グラウンド	芝地	31°59'55"	131°07'07"	問題無し		不可
158		須木小学校	中原	学校グラウンド	土砂	32°04'09"	131°04'28"	過去着陸の実績有り		良好
159	日向市	お倉ヶ浜総合公園多目的広場	日光寺	多目的広場	土砂	32°23'38"	131°37'57"	砂塵注意、西側鉄塔・北側体育館・南側ゴルフネット各H=40m		良好
160		富島中学校	日知屋	学校グラウンド	土砂	32°24'57"	131°38'13"	白砂・砂塵多し		良好
161		大玉谷運動公園陸上競技場	日知屋	陸上競技場	芝地	32°26'39"	131°38'07"	問題無し		良好
162		美々津運動広場	美々津町	広場	土砂	32°19'30"	131°36'13"	砂塵注意、JR日豊本線と隣接、車両入場不可		良好
163		日向岬グリーンパーク	日知屋	広場	芝地	32°25'05"	131°40'09"	問題無し		不良

番号	市町村名	名称	所在地	ヘリポート状況	着陸帯状況	緯度	経度	備考	機雷電磁状況
164	日向市	塩見小学校	塩見	学校グラウンド	土砂	32°25'04"	131°36'05"	砂塵注意	良好
165		日向消防広場	財光寺	訓練場	アスファルト	32°24'17"	131°38'24"	やや狭い、敷地内電線注意	良好
166		平岩農村公園	平岩	グラウンド	土砂	32°22'18"	131°37'36"	砂塵注意	良好
167		粉木農村公園	平岩	グラウンド	土砂	32°21'38"	131°36'06"	すぐ横果樹防護ネット有り	良好
168		幸脇小学校	幸脇	学校グラウンド	芝地	32°20'30"	131°36'45"	サンカーゴール有り	良好
169	(東郷町)	東郷総合グラウンド	山陰	グラウンド	土砂	32°23'32"	131°31'51"	砂塵注意、照明灯H=10m、フェンスH=7m	良好
170		牧水公園	下三ヶ	グラウンド	芝地	32°21'35"	131°27'48"	問題無し	良好
171		東郷中学校(東郷町)	山陰	学校グラウンド	土砂	32°23'34"	131°31'09"	砂塵注意	良好
172		越表小学校	田口原	学校グラウンド	土砂	32°20'56"	131°23'19"	砂塵注意、東ポールH=5m、周囲木H=7~13m	不可
173		寺迫小学校	山陰	学校グラウンド	芝地	32°18'58"	131°34'59"	南東側約250mに送電線注意	良好
174		坪谷小学校	坪谷	学校グラウンド	芝地	32°21'47"	131°27'02"	西側にポールH=50m有り、砂塵注意	良好
175	串間市	串間総合運動公園多目的広場(勿体森)	西方	広場	土砂	31°28'11"	131°13'07"	北側に送電線H=50m有り、砂塵注意	良好
176		串間総合運動公園陸上競技場(勿体森)	西方	陸上競技場	芝地	31°28'00"	131°13'08"	問題無し	良好
177		福島川河川緑地公園	南方	グラウンド	芝地	31°27'14"	131°14'09"	問題無し	良好
178		福島中学校	西方	学校グラウンド	土砂	31°28'24"	131°13'33"	砂塵注意、周囲を木に囲まれている、南側送電線有り	不良
179		大東中学校前サッカーグラウンド	大平	グラウンド	芝地	31°31'27"	131°14'07"	問題無し	良好
180		北方中学校(串間市)	北方	学校グラウンド	土砂	31°29'08"	131°14'51"	砂塵注意、周囲木H=15m	良好
181		本城中学校	本城	学校グラウンド	土砂	31°26'08"	131°15'45"	砂塵注意	良好
182		都井中学校	都井	学校グラウンド	芝地	31°23'35"	131°19'01"	問題無し	不可
183		市木地区多目的運動広場	市木	広場	土砂	31°27'33"	131°21'15"	砂塵注意	良好
184		高松漁港	高松	漁港	アスファルト	31°27'21"	131°10'10"	魚網注意、北西に高松漁村広場有り	良好
185		都井岬観光ホテル前広場	大納	広場	芝地	31°21'55"	131°20'04"	東側に広場有り、近くに公衆電話有り	不良
186		秋山小学校	秋山	学校グラウンド	芝地	31°30'02"	131°15'57"	周辺立木が高い	良好
187		上ノ城工業団地	西方	空き地	土砂	31°28'47"	131°14'16"	砂塵注意、南側アンテナH=15m注意	良好
188		崎田小学校跡地	崎田	グラウンド	芝地	31°25'01"	131°14'31"	北東側避雷針H=12注意	不可
189		高松漁村広場	高松	公園	芝地	31°27'27"	131°10'11"	すぐ横国道220号線注意	良好
190		福島港	西方	埠頭	砂利	31°26'52"	131°12'17"	停泊船舶に注意	良好
191		フィールドミュージアム幸島公園	市木	公園	芝地	31°26'51"	131°22'11"	問題無し	不可
192		大納港	大納	漁港	アスファルト	31°24'47"	131°20'42"	駐車車両注意	良好
193	西都市	西部原運動公園陸上競技場	三宅	陸上競技場	土砂	32°06'24"	131°23'29"	砂塵注意	良好
194		妻中学校	右松	学校グラウンド	土砂	32°06'21"	131°24'08"	周辺民家多し	良好
195		三財中学校	下三財	学校グラウンド	土砂	32°04'17"	131°20'23"	西側に牛舎・上空飛行注意、砂塵注意	良好
196		銀鏡中学校	銀鏡	学校グラウンド	芝地	32°15'39"	131°15'09"	北にポールH=9m、周囲木H=20m	良好
197		尾八重穂点広場	尾八重	広場	土砂	32°16'27"	131°19'10"	家屋有り	良好
198		サングリーン企業団地	鹿野田	造成地	芝地	32°04'46"	131°22'43"	問題無し	良好
199		杉安川仲島公園	穂北	公園	芝地	32°08'39"	131°22'56"	やや狭い	良好
200		緑ヶ丘運動公園	茶臼原	グラウンド	土砂	32°08'57"	131°24'55"	近く鶏舎有り、砂塵注意	良好
201		茶臼原運動公園	茶臼原	グラウンド	土砂	32°08'22"	131°25'27"	周辺牛舎多数	良好
202		山角河川敷緑地	調殿	グラウンド	芝地	32°06'38"	131°24'59"	問題無し	良好
203		三納中学校	三納	学校グラウンド	土砂	32°06'52"	131°20'53"	砂塵注意	良好
204		三納球場	三納	野球場	土砂	32°05'37"	131°22'09"	砂塵注意	良好

番号	市町村名	名称	所在地	ポータル状況	着陸帯状況	緯度	経度	備考	携帯電波状況
205	西都市	受間河川敷広場	鹿野田	河川敷	草地	32° 04' 39"	131° 23' 55"	河川敷	良好
206		現王島河川敷広場	現王島	河川敷	草地	32° 03' 25"	131° 25' 26"	河川敷	良好
207		都於郡農村運動公園	岩爪	広場	土砂	32° 03' 16"	131° 23' 04"	周囲立木有り	良好
208		長園農村公園	荒武	グラウンド	土砂	32° 01' 42"	131° 21' 55"	周囲配電線有り	良好
209		西都西地区運動場	下三財	グラウンド	土砂	32° 04' 06"	131° 20' 49"	砂塵注意、周辺牛舎有り	良好
210		閉地区運動広場	上三財	グラウンド	土砂	32° 04' 28"	131° 18' 53"	砂塵注意	良好
211	えびの市	永山公園河川敷	永山	広場	芝地	32° 03' 11"	130° 48' 16"	問題無し、南東の広場は周囲に電線有り	良好
212		王子原運動公園	島内	広場	芝地	32° 02' 40"	130° 46' 45"	問題無し	良好
213		えびの文化センター	大明司	駐車場	アスファルト	32° 03' 06"	130° 49' 44"	駐車場照明灯H=4.7m注意	良好
214		霧島演習場	西長江浦	造成地	土砂	31° 59' 44"	130° 48' 21"	周囲無し	良好
215		えびの高原ビック広場	宋永	広場	芝地	31° 56' 38"	130° 50' 32"	周囲松林H=5~10m、夏季キャンプ客多し	良好
216		えびの高原多目的広場	宋永	広場	芝地	31° 56' 46"	130° 50' 44"	少し傾斜有り、県道1号と隣接	良好
217		真幸堰川内河川敷(上流側)	向江	広場	草地	32° 02' 55"	130° 45' 48"	河川敷	良好
218		真幸中学校	向江	学校グラウンド	土砂	32° 02' 43"	130° 45' 42"	周辺民家有り、立木注意。	良好
219		王子原野球場	島内	野球場	土砂	32° 02' 41"	130° 46' 51"	照明灯有り、(照明灯間隔60m)	良好
220		永山公園広場	永山	広場	芝地	32° 03' 08"	130° 48' 18"	県道近い	良好
221		加久藤中学校	栗下	学校グラウンド	土砂	32° 02' 38"	130° 48' 45"	周辺民家有り	良好
222		上江中学校	上江	学校グラウンド	土砂	32° 01' 43"	130° 50' 46"	周囲防護ネット・立木有り	良好
223		飯野中学校	原田	学校グラウンド	土砂	32° 02' 40"	130° 52' 18"	周辺民家あり、砂塵注意	良好
224		飯野高校	原田	学校グラウンド	土砂	32° 02' 36"	130° 52' 06"	周囲防護ネット有り	良好
225	清武町	木原河川敷運動公園	木原	広場	芝地	31° 51' 02"	131° 24' 27"	西側鉄塔H=30m	良好
226		清武総合運動公園多目的広場	合泉	広場	芝地	31° 50' 48"	131° 22' 21"	問題無し、周辺整備工事中	良好
227		加納公園多目的広場	加納	グラウンド	土砂	31° 52' 31"	131° 23' 41"	砂塵注意	良好
228		加納小学校	加納	学校グラウンド	土砂	31° 52' 07"	131° 23' 25"	砂塵注意	良好
229		大久保小学校	合泉	学校グラウンド	土砂	31° 51' 25"	131° 21' 48"	砂塵注意	良好
230		宮崎大学病院	木原	学校グラウンド	芝地	31° 50' 22"	131° 24' 06"	周囲フェンスH=8m	良好
231		清武小学校	合泉	学校グラウンド	土砂	31° 51' 14"	131° 23' 16"	砂塵注意	良好
232		清武中学校	合泉	学校グラウンド	土砂	31° 51' 10"	131° 23' 18"	送電線注意、砂塵注意	良好
233		加納中学校	加納	学校グラウンド	土砂	31° 52' 38"	131° 23' 48"	砂塵注意	良好
234	北郷町	北郷町農村公園	郷之原	広場	芝地	31° 40' 34"	131° 22' 07"	保育園・老人ホームが隣接、直上飛行注意	良好
235		坂元球場	北河内	野球場	土砂	31° 41' 44"	131° 20' 53"	照明灯H=12m、砂塵注意	良好
236		大藤河川公園	大藤	駐車場	土砂	31° 40' 01"	131° 22' 12"	問題無し、南側に広大なグラウンド有り	良好
237		ホテル北郷フェニックス	郷之原	ゴルフ場駐車場	アスファルト	31° 42' 11"	131° 21' 49"	通常駐車車両有り	良好
238		広渡ダム上流	北河内	空き地	砂利	31° 43' 44"	131° 16' 04"	すぐ横車道(県道)注意	不可
239		昼野運動公園	北河内	グラウンド	芝地	31° 41' 54"	131° 19' 58"	近くに鶏舎卵(ふらん)場有り	良好
240	南郷町	覆原中学校	覆原	学校グラウンド	芝地	31° 32' 17"	131° 18' 25"	進入経路の木がやや高い	良好
241		南郷中学校(南郷町)	中村	学校グラウンド	土砂	31° 32' 13"	131° 22' 06"	砂塵注意、校舎上空飛行注意	良好
242		日南農林高校	中村	学校グラウンド	土砂	31° 32' 39"	131° 22' 02"	砂塵注意、グラウンド北側に家畜実習室有り	良好
243		湯上小学校	脇本	学校グラウンド	土砂	31° 31' 02"	131° 21' 28"	砂塵注意	良好
244		中央公園多目的広場	西町	グラウンド	土砂	31° 32' 30"	131° 23' 20"	砂塵注意、周囲がすり鉢状になっている	良好
245		中央公園野球場	西町	野球場	土砂	31° 32' 28"	131° 22' 28"	砂塵注意、ネットH=28m	良好

番号	市町村名	名称	所在地	へいボート状況	着陸帯状況	緯度	経度	備考	携帯電話番号
246	南郷町	南郷小学校	中村	学校グラウンド	土砂	31°32'10"	131°22'21"	砂塵注意、グラウンドがやや狭い、周辺民家多し	良好
247		ハートフルセッター	中村	グラウンド	芝地	31°31'22"	131°22'24"	団地隣接注意、文化会館前に広い空地有り	良好
248		大島小浜港	中村	漁港	アスファルト	31°32'14"	131°24'35"	魚網等飛散物注意、南側民家近し	良好
249		津屋野農村公園	津屋野	グラウンド	芝地	31°32'50"	131°21'26"	南西側電線注意	良好
250		湯上グラウンド	湯上	グラウンド	土砂	31°31'03"	131°21'32"	砂塵注意、敷地内アンテナ注意	良好
251		坪子池農村公園	賢波	公園	土砂	31°29'57"	131°21'32"	砂塵注意	不可
252	三股町	旭ヶ丘運動公園	蓼池	陸上競技場	芝地	31°45'18"	131°07'02"	問題無し	良好
253		三股中学校	樺山	学校グラウンド	土砂	31°43'49"	131°07'52"	砂塵注意、周辺民家多し	良好
254		ふれあい中央広場	樺山	グラウンド	土砂	31°43'39"	131°07'21"	砂塵注意、サッカーコート有り	良好
255		一町田公園	宮村	グラウンド	芝地	31°42'28"	131°07'15"	周辺民家有り	良好
256		新馬場公園	新馬場	公園	芝地	31°44'22"	131°06'51"	やや狭い、周辺民家有り	良好
257	高原町	後川内中学校	後川内	学校グラウンド	芝地	31°55'26"	131°04'15"	砂塵注意、北東方向のアンテナH=15m注意	良好
258		狭野小学校	蒲牟田	学校グラウンド	土砂	31°54'14"	130°58'47"	砂塵注意、グラウンドやや狭い	良好
259		皇子原公園	蒲牟田	広場	芝地	31°54'22"	130°57'43"	南側花壇有り注意	良好
260		教育文化ゾーン(高原中学校)	西麓	学校グラウンド	芝地	31°55'50"	131°00'15"	問題無し、周辺にサッカー場他空地有り	良好
261		高原小学校	西麓	学校グラウンド	土砂	31°55'39"	131°00'24"	周辺の木高い	良好
262		広原小学校	広原	学校グラウンド	土砂	31°57'39"	130°59'19"	サッカーコート有り	良好
263	野尻町	野尻運動広場(大塚原)	三ヶ野山	グラウンド	芝地	31°57'49"	131°04'48"	周辺民家多し、周囲障害物照明灯・アンテナ他	良好
264		野尻中学校	東麓	学校グラウンド	土砂	31°57'35"	131°04'58"	周辺民家多し	良好
265		あすなろ公園上面広場	東麓	広場	土砂	31°58'07"	131°06'25"	砂塵注意	良好
266		紙屋中学校	紙屋	学校グラウンド	土砂	31°57'48"	131°11'00"	周囲立木、配電線有り	良好
267		花立原グラウンド	紙屋	グラウンド	土砂	31°57'42"	131°10'09"	周囲丘、照明灯有り	良好
268		野尻湖環境広場	東麓	広場	芝地	31°57'07"	131°07'39"	野尻湖横、周囲立木注意	良好
269	国富町	国富運動公園	本庄	グラウンド	芝地	31°59'22"	131°19'18"	南側民家多し	良好
270		八代中学校	八代南俣	学校グラウンド	土砂	32°01'32"	131°18'27"	砂塵注意、北側民家隣接	良好
271		北俣小学校	八代北俣	学校グラウンド	土砂	32°02'47"	131°19'03"	砂塵注意、グラウンドやや狭い	良好
272		深年小学校	深年	学校グラウンド	芝地	32°01'14"	131°17'26"	砂塵注意、校舎上空飛行注意、木H=20m	良好
273		木脇中学校	木脇	学校グラウンド	土砂	31°59'23"	131°21'21"	砂塵注意、グラウンドやや狭い	良好
274		本庄川河川敷グラウンド(左岸)	本庄	河川敷	芝地	31°59'29"	131°18'21"	ラグビーコートH=6.5m注意	良好
275		国富球技場	三名	グラウンド	芝地	32°01'25"	131°21'08"	問題無し	良好
276		国富向高運動広場	森永	広場	芝地	31°59'35"	131°17'35"	問題無し	良好
277		国富ふれあい広場(法華嶽公園)	深年	広場	芝地	32°02'31"	131°15'21"	立木有り	良好
278		森永農村広場	森永	広場	芝地	31°59'42"	131°17'08"	付近に民家有り	良好
279		宮崎アスモ	木脇	空き地	草地	31°59'44"	131°22'23"	付近に高圧線有り	良好
280	綾町	綾国際交流広場サッカー場	南俣	グラウンド	芝地	32°00'04"	131°14'47"	南方鶏舎6棟有り	良好
281		綾都市公園野球場	南俣	野球場	土砂	32°00'05"	131°14'53"	砂塵注意、照明灯H=25m、南方に鶏舎6棟有り	良好
282		綾中学校	北俣	学校グラウンド	土砂	32°00'02"	131°15'18"	砂塵注意、移動式サッカーコート有り	良好
283		綾自然休養村公園陸上競技場	北俣	陸上競技場	芝地	32°00'54"	131°14'44"	周囲の木が少し高い	良好
284		綾自然休養村公園野球場	北俣	野球場	芝地	32°00'51"	131°14'47"	照明灯H=15m、木H=8~15m有り	良好
285		松原公園	入野	広場	芝地	32°00'07"	131°13'45"	着陸帯にアスファルト片散乱	良好
286		小田爪橋河川敷(上流400m)	北俣	広場	芝地	32°00'44"	131°14'45"	付近に配電線有り	良好

番号	市町村名	名称	所在地	へりポート状況	着陸帯状況	緯度	経度	備考	播磨畜産状況
287	綾町	尾堂橋河川敷(下流200m)	北俣	河川敷	芝地	32°00'29"	131°15'32"	河川敷	良好
288		三本松橋河川敷(上流400m)	南俣	河川敷	草地	31°59'37"	131°15'04"	河川敷	良好
289		広沢原(菅林祭会場跡地)	入野	広場	土砂	31°59'49"	131°10'25"	周囲山	不可
290		陣之尾ふれあい公園	南俣	広場	草地	31°59'48"	131°12'45"	周囲立木(3月まで切干大根やぐら)	良好
291	高鍋町	高鍋総合運動公園野球場	北高鍋	野球場	土砂	32°07'54"	131°31'09"	砂塵注意、北-北東に送電線有りH=25m	良好
292		小丸川河川敷左岸	持田	グラウンド	芝地	32°07'54"	131°31'39"	北東に堤防H=4m、南東にサッカーゴールH=3m	良好
293		小丸川河畔運動公園多目的広場	持田	グラウンド	芝地	32°07'51"	131°31'51"	東側生コンブランH=30m、西側野球場照明灯H=36m	良好
294		小丸川河畔運動公園野球場	持田	野球場	土砂	32°07'52"	131°31'56"	砂塵注意、照明灯H=25m	良好
295		東児湯消防本部	上江	へりポート	アスファルト	32°09'15"	131°30'04"	消防本部の敷地内	良好
296		南九州大学サッカー場	南高鍋	学校グラウンド	芝地	32°06'50"	131°31'13"	ラゾビーボールに注意	良好
297		南九州大学野球場	南高鍋	学校グラウンド	芝地	32°06'50"	131°31'22"	西側に畜舎有り	良好
298		農業大学校	持田	学校グラウンド	芝地	32°10'03"	131°31'10"	学校敷地内に牛舎有り	良好
299	新富町	富田浜学校	日置	広場	芝地	32°04'14"	131°30'44"	問題無し	良好
300		総合文化公園中央広場	上富田	公園	芝地	32°04'14"	131°29'02"	照明灯H=5~10m、周囲に文化ホールH=20m有り	良好
301		上新田運動広場	新田	野球場	芝地	32°06'09"	131°26'56"	周囲木H=15m、学校有り	良好
302		日置運動広場	日置	野球場	土砂	32°05'19"	131°30'37"	砂塵注意	良好
303		新田運動広場	新田	野球場	芝地	32°04'43"	131°26'26"	周囲照明灯H=15m注意	良好
304	西米良村	大王グラウンド(山村広場)	村所	グラウンド	土砂	32°13'53"	131°09'07"	砂塵注意、照明灯H=15m	良好
305		西米良健康増進広場	村所	グラウンド	土砂	32°13'44"	131°08'43"	南側送電線注意	良好
306		西米良中学校	村所	学校グラウンド	土砂	32°13'31"	131°09'28"	砂塵注意	良好
307		山塚原運動公園	高城	グラウンド	芝地	32°10'18"	131°26'57"	周囲木H=15m	良好
308		北山河川敷グラウンド	高城	広場	芝地	32°09'53"	131°27'24"	問題無し	良好
309		木城小学校	椎木	学校グラウンド	土砂	32°09'35"	131°28'09"	砂塵注意	良好
310		木城中学校	椎木	学校グラウンド	土砂	32°09'35"	131°28'01"	砂塵注意	良好
311		石河内小学校	石河内	学校グラウンド	土砂	32°13'13"	131°25'05"	砂塵注意	良好
312		中原運動公園	椎木	グラウンド	芝地	32°08'34"	131°27'05"	北側に畜舎、送電線有り	良好
313	川南町	川南運動公園陸上競技場	川南	陸上競技場	芝地	32°11'31"	131°31'50"	問題無し	良好
314		川南小学校	川南	学校グラウンド	土砂	32°12'23"	131°31'21"	砂塵注意、周囲民家多し	良好
315		唐瀬原中学校	川南	学校グラウンド	芝地	32°12'48"	131°31'50"	砂塵注意、南側民家有り、サッカー場前豚舎有り	良好
316		東小学校	川南	学校グラウンド	芝地	32°13'05"	131°32'56"	保育園と県畜産試験場が隣接	良好
317		山本小学校	川南	学校グラウンド	土砂	32°13'52"	131°30'32"	砂塵注意	良好
318		山本農村公園	川南	広場	芝地	32°14'00"	131°29'57"	やや狭い、周囲を木に囲まれている、ゲートボール用日よけ小屋有り	良好
319		十文字農村公園	川南	広場	芝地	32°11'08"	131°28'53"	保育園隣接	良好
320		国光原中学校	川南	学校グラウンド	土砂	32°10'06"	131°30'57"	砂塵注意	良好
321		通山小学校	平田	学校グラウンド	土砂	32°10'12"	131°31'58"	砂塵注意、北東方向に豚舎・鶏舎有り	良好
322		通海浜公園	川南	広場	芝地	32°10'00"	131°32'49"	北側埋立地のクレーン注意	良好
323		川南東地区運動広場	川南	グラウンド	芝地	32°13'47"	131°33'34"	周囲牛舎有り	良好
324		唐瀬農村公園	川南	グラウンド	芝地	32°12'59"	131°30'45"	周囲畜舎多数有り	良好
325		通山農村公園	平田	グラウンド	芝地	32°10'10"	131°31'54"	周囲、小学校、ビニールハウス有り	良好
326	都農町	都農中学校	川北	学校グラウンド	土砂	32°15'46"	131°33'49"	砂塵注意、小学校グラウンドと隣接	良好
327		藤見公園陸上競技場	川北	陸上競技場	芝地	32°16'02"	131°33'26"	北側送電線注意	良好

番号	市町村名	名	称	所在地	へリポイント状況	着陸帯状況	緯度	経度	備	考	標準高度
328	都農町	名貴多目的広場	広場	名貴	土砂	土砂	32°14'36"	131°33'08"	砂塵注意、北側工場避雷針H=27m		良好
329	都農町	都農下浜地区	広場	下浜	土砂	土砂	32°14'52"	131°34'30"	西側・南側民家多し		良好
330	都農町	都農高校	学校グラウンド	川北	土砂	土砂	32°15'08"	131°33'32"	砂塵注意		良好
331	都農町	都農ワイナリー駐車場	駐車場	川北	アスファルト	アスファルト	32°16'29"	131°33'12"	西側電線、北西側テナテナH=32m注意		良好
332	海浜総合公園	海浜総合公園	グラウンド	加草	芝地	芝地	32°28'59"	131°39'53"	問題無し		良好
333	草川小学校	草川小学校	学校グラウンド	加草	土砂	土砂	32°29'10"	131°39'56"	砂塵注意、周囲民家多し		良好
334	西門川活性化センター	西門川活性化センター	公園	川内	土砂	土砂	32°29'22"	131°34'20"	やや狭い、砂塵注意		良好
335	五十鈴小学校	五十鈴小学校	学校グラウンド	門川尾末	土砂	土砂	32°28'16"	131°37'54"	砂塵注意、サッカーゴール有り		良好
336	門川中学校	門川中学校	学校グラウンド	西茶町	土砂	土砂	32°28'44"	131°38'55"	砂塵注意、周辺民家		良好
337	西川温泉心の杜	西川温泉心の杜	公園	庵川	芝地	芝地	32°29'14"	131°40'34"	やや狭い		良好
338	北川町	北川中央広場	河川敷・堤防上	川内名	土砂	土砂	32°41'14"	131°41'48"	河川敷であるが増水時堤防上に空き地有り、砂塵注意		良好
339	北川町	北川総合運動公園イベント広場	学校グラウンド	川内名	土砂	土砂	32°41'17"	131°41'31"	砂塵注意		良好
340	北川町	北川総合運動公園	グラウンド	川内名	土砂	土砂	32°39'46"	131°42'37"	砂塵注意		良好
341	本村広場	本村広場	グラウンド	長井	土砂	土砂	32°40'00"	131°42'42"	北側に鉄塔H=30m、畜舎有り		良好
342	北川防災ステーション	北川防災ステーション	空き地	長井	砂利	砂利	32°40'00"	131°42'42"	問題無し		良好
343	諸塚村	諸塚村民グラウンド	グラウンド	家代	土砂	土砂	32°31'06"	131°30'06"	諸塚小学校がグラウンドとして使用、砂塵注意		良好
344	池の窪グリーンパーク	池の窪グリーンパーク	空き地	家代	土砂	土砂	32°31'23"	131°21'48"	すぐ横車道、通行車両に注意		良好
345	水見椎茸団地	水見椎茸団地	椎茸集積地	家代	土砂	土砂	32°30'39"	131°20'23"	飛散物(ゴミ、トタン)注意、若干凸凹有り		良好
346	椎葉村	椎葉運動公園グラウンド	グラウンド	下福良	土砂	土砂	32°27'16"	131°08'50"	三方を山と法面で囲まれ、照明灯もH=15m以上有る		良好
347	椎葉中学校	椎葉中学校	学校グラウンド	下福良	土砂	土砂	32°27'22"	131°09'08"	砂塵注意、北方向約350m先にダム有り		良好
348	椎葉村民体育館駐車場	椎葉村民体育館駐車場	駐車場	下福良	アスファルト	アスファルト	32°27'16"	131°08'51"	体育館側電線有り		良好
349	尾八重地区運動場	尾八重地区運動場	広場	上福良	芝地	芝地	32°28'30"	131°06'17"	砂塵注意、ポールH=12m注意		不良
350	美郷町(南郷区)	南郷中学校(南郷区)	学校グラウンド	神門	土砂	土砂	32°23'01"	131°20'03"	砂塵注意		良好
351	水清谷小学校	水清谷小学校	学校グラウンド	水清谷	土砂	土砂	32°23'44"	131°22'02"	砂塵注意、北に配電線H=5m、木H=6m		良好
352	南郷区総合運動公園	南郷区総合運動公園	グラウンド	神門	芝地	芝地	32°23'17"	131°20'04"	照明灯H=20m		良好
353	渡川農村公園	渡川農村公園	グラウンド	上渡川	土砂	土砂	32°20'58"	131°16'49"	周囲フェンスH=3m		良好
354	水清谷農村公園	水清谷農村公園	グラウンド	水清谷	芝地	芝地	32°23'31"	131°21'57"	南北に配電線H=13m有り、周辺山、木H=13~25m		良好
355	鬼神野農村公園	鬼神野農村公園	グラウンド	鬼神野	土砂	土砂	32°22'58"	131°18'08"	直下に小学校有り、砂塵注意		良好
356	渡川中学校	渡川中学校	グラウンド	上渡川	土砂	土砂	32°20'47"	131°16'00"	H17.3隣校、砂塵注意、周辺民家		良好
357	(西郷村)	西郷総合グラウンド	グラウンド	田代	芝地	芝地	32°26'15"	131°25'20"	照明灯H=15m、周辺住宅地		良好
358	西郷中学校	西郷中学校	学校グラウンド	田代	土砂	土砂	32°26'18"	131°25'37"	砂塵注意、南にポールH=10m		良好
359	和田地区農村広場	和田地区農村広場	野球場	田代	土砂	土砂	32°27'46"	131°26'10"	砂塵注意、南南東に配電線H=10m、照明灯H=15m、北に山H=30m		良好
360	果林業技術センター	果林業技術センター	グラウンド	田代	土砂	土砂	32°25'47"	131°25'51"	砂塵注意		良好
361	造次郎フライトパーク着地場	造次郎フライトパーク着地場	着地場	田代	土砂	土砂	32°27'51"	131°25'25"	砂塵注意、大雨時水没の可能性有り		良好
362	美郷大内原	美郷大内原	へりポイント	大内原	コンクリート	コンクリート	32°25'39"	131°28'41"	問題無し		良好
363	(北郷村)	中原運動広場	広場	宇納間	芝地	芝地	32°30'01"	131°26'38"	ガラス張りの建物隣接、砂塵注意		良好
364	北郷小学校(北郷区)	北郷小学校(北郷区)	学校グラウンド	宇納間	土砂	土砂	32°29'57"	131°27'23"	砂塵注意、南側ビニールハウス有り、校舎上空飛行注意		良好
365	細宇納間地区運動広場	細宇納間地区運動広場	広場	宇納間	土砂	土砂	32°30'22"	131°28'09"	砂塵注意		良好
366	北郷区総合運動広場	北郷区総合運動広場	グラウンド	入下	芝地	芝地	32°29'36"	131°29'17"	砂塵注意、照明灯注意		不良
367	北郷区入下集会所	北郷区入下集会所	駐車場	入下	アスファルト	アスファルト	32°29'41"	131°29'41"	問題無し		良好
368	小原運動広場	小原運動広場	グラウンド	宇納間	土砂	土砂	32°30'42"	131°25'51"	敷地内スปีカーH=15m注意		良好

番号	市町村名	名	所在地	へリポート状況	着陸帯状況	緯度	経度	備	考	携帯電波状況
369	美郷町(北郷村)	黒木小学校	黒木	学校グラウンド	土砂	32° 31' 27"	131° 30' 57"	砂塵注意		良好
370	高千穂町	高千穂総合公園総合競技場	三田井	グラウンド	土砂	32° 42' 57"	131° 18' 12"	砂塵注意		良好
371		高千穂小学校	三田井	学校グラウンド	土砂	32° 42' 42"	131° 18' 38"	砂塵注意、民家隣接、周囲の木H=15~20m		良好
372		高千穂中学校	三田井	学校グラウンド	土砂	32° 42' 00"	131° 18' 12"	砂塵注意、北方向にアンテナH=120m		良好
373		上野中学校	上野	学校グラウンド	土砂	32° 45' 21"	131° 17' 59"	砂塵注意、校舎上空飛行注意		良好
374		田原中学校	田原	学校グラウンド	土砂	32° 46' 16"	131° 15' 20"	砂塵注意、照明灯(H=14m)の間に電線有り、木H=10m		良好
375		高千穂総合公園野球場	三田井	野球場	土砂	32° 42' 57"	131° 18' 04"	照明灯注意、砂塵注意		良好
376		向山南小中学校	向山	学校グラウンド	芝地	32° 40' 02"	131° 18' 34"	砂塵注意		良好
377		五ヶ所公民館グラウンド	五ヶ所	グラウンド	土砂	32° 48' 31"	131° 16' 31"	砂塵注意		良好
378		四季見原すこやか公園の森キャンプ場	上野	駐車場	アスファルト	32° 46' 35"	131° 20' 09"	駐車車両確認必要		良好
379	日之影町	日之影町民グラウンド	七折	多目的広場	土砂	32° 40' 11"	131° 22' 03"	北側に送電線有り(へリポート水平面以下)		良好
380		日之影中学校	岩井川	学校グラウンド	土砂	32° 39' 29"	131° 22' 26"	砂塵注意、南側に高圧線、南と西に電線、照明灯の上に避雷針有り		良好
381		八戸こいの広場	八戸	広場	芝地	32° 37' 13"	131° 25' 55"	周辺民家多し、電線も多い		良好
382		八戸中学校	七折	学校グラウンド	芝地	32° 37' 19"	131° 25' 47"	砂塵注意		良好
383		高巣野小学校	七折	学校グラウンド	土砂	32° 41' 02"	131° 19' 40"	砂塵注意		良好
384		宮水小学校	七折	学校グラウンド	土砂	32° 39' 39"	131° 22' 53"	照明灯から電線有り、南側に病院と老人ホーム有り		良好
385		高齢者等人材活用センター	七折	グラウンド	土砂	32° 41' 02"	131° 21' 43"	砂塵注意、活性化センター隣接、窓ガラス注意		良好
386	五ヶ瀬町	五ヶ瀬中学・高校	三ヶ所	学校グラウンド	土砂	32° 40' 44"	131° 12' 21"	砂塵注意		良好
387		三ヶ所中学校	三ヶ所	学校グラウンド	土砂	32° 41' 08"	131° 11' 51"	砂塵注意、進入経路下に国民健康保険病院有り		良好
388		鞍岡小学校	鞍岡	学校グラウンド	土砂	32° 38' 52"	131° 09' 50"	砂塵注意、やや狭い		良好
389		五ヶ瀬Gパーク多目的広場	三ヶ所	広場	芝地	32° 40' 44"	131° 12' 28"	横にドーム・陸上競技場		良好
390		鞍岡中学校	鞍岡	学校グラウンド	土砂	32° 38' 32"	131° 09' 30"	砂塵注意		不良
391		五ヶ瀬ハイランドスキー場駐車場	鞍岡	駐車場	アスファルト	32° 34' 38"	131° 07' 14"	駐車車両の確認必要		良好
392		五ヶ瀬ハイランドスキー場グラウンデ	鞍岡	スキーグラウンデ	芝地	32° 35' 08"	131° 06' 10"	冬季積雪		良好

※ 携帯電波の電波状況はNITTDコネクティブ(nova)で測定  
緯度経度は世界測地系

## 9-6 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領

県警交通規制課  
(宮崎県公安委員会)

### 第1 目的

この要領は、宮崎県公安委員会事務専決規定（昭和43年宮崎県公安委員会規定第1号）の定めるところにより、交通部長若しくは警察署長が専決する災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両等として使用されるものであることの確認について、公安委員会が当該車両の需要数を事前に把握し、確認手続の省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両として使用されるものに該当するかどうかの審査（以下「事前届出」という。）を行う場合の処理及び確認手続について、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両に係る取扱い

#### 1 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出

公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災対法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を実施するものとする。

#### 2 事前届出の対象とする車両

災害時において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両で、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

- (1) 災害時において、次のいずれかの事項を実施するために使用される計画がある車両であること。
  - ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
  - イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
  - ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
  - エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
  - オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
  - カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
  - キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
  - ク 緊急輸送の確保に関する事項
  - ケ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項
- (2) 指定行政機関等が保有し、若しくは契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

#### 3 申請・届出先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部交通規制課

#### 4 申請に必要な書類

- (1) 緊急通行車両等事前届出書
- (2) 輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類
- (3) 自動車検査証の写し

各2通

#### 5 緊急通行車両届出済証の交付

公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、「緊急通行車両届出済証」を交付する。なお、災害が発生した場合においては、警察署又は交通検問所等において「届出済証」を確認のうえ標章を交付するものとする。

#### 6 届出済証の再交付・返納

- (1) 届出済証の再交付  
事前届出の内容に変更が生じ又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には届出済証の再交付を行うものとする。
- (2) 届出済証の返還  
届出済証の交付を受けた者は、車両が緊急通行車両に該当しなくなったとき、当該車両が廃車になったとき、その他緊急通行車両としての必要性がなくなったときは、速やかに届出済証を返還しなければならない。

10-1 学校、公民館等における収容能力一覧表

教育委員会 財務福利課  
" 生涯学習課

	小学校		中学校		公立 公民館等数	自治 公民館等数	
	学校数	保有面積	学校数	保有面積			
宮崎市	46	233,049	23	146,510	26	384	
都城市	38	148,715	19	93,687	27	276	
延岡市	31	113,919	17	74,207	8	198	
日南市	13	45,467	7	27,656	8	101	
小林市	11	34,965	8	28,953	3	64	
日向市	17	60,113	8	36,227	11	76	
串間市	13	29,638	6	20,519	5	135	
西都市	9	31,791	6	22,852	6	125	
えびの市	8	23,496	4	16,165	7	62	
宮崎郡	清武町	3	18,703	2	16,038	1	36
南那珂郡	北郷町	2	5,109	1	3,990	1	23
	南郷町	3	11,079	2	7,341	2	17
北諸県郡	三股町	6	22,194	1	10,603	16	0
西諸県郡	高原町	4	11,363	2	9,760	2	18
	野尻町	3	9,895	2	6,787	2	43
東諸県郡	国富町	6	17,143	3	12,348	1	0
	綾町	1	5,603	1	4,316	1	22
児湯郡	高鍋町	2	12,573	2	10,577	2	66
	新富町	4	12,402	3	11,811	3	60
	西米良村	1	1,769	1	2,723	1	8
	木城町	3	6,044	1	4,425	1	34
	川南町	5	16,631	2	9,905	7	6
	都農町	4	12,355	1	6,577	1	46
東臼杵郡	門川町	4	15,658	2	10,130	2	40
	諸塚村	3	5,851	1	3,587	1	15
	椎葉村	8	10,764	2	5,759	1	10
	美郷町	8	16,295	3	9,524	3	19
西臼杵郡	高千穂町	8	21,342	4	11,619	4	0
	日之影町	4	9,616	1	4,690	1	35
	五ヶ瀬町	4	9,483	2	6,811	3	12
合計		272	973,025	137	636,097	157	1,931

※県立宮崎西中学校は保有面積が無いので、学校数のみ宮崎市分に計上する

※五ヶ瀬中等教育学校前期課程は学校数、面積共に計上しない

※小学校・中学校は平成20年5月1日現在、公民館等は平成20年4月1日現在

## 10-2 公営住宅の分布状況

(平成20.3.31現在)

市町村名	主体	戸数
高千穂町	県営	84
	町営	116
日之影町	町営	83
五ヶ瀬町	町営	54
	県営	84
管内計	市町村 合計	253 337

市町村名	主体	戸数
延岡市	県営	1,308
	市営	2,475
管内計	県営 市町村 合計	1,308 2,475 3,783

市町村名	主体	戸数
日向市	県営	510
	市営	1,285
門川町	県営	248
	町営	438
美郷町	村営	157
諸塚村	村営	34
椎葉村	村営	92
	県営	758
管内計	市町村 合計	2,006 2,764

市町村名	主体	戸数
西都市	県営	146
	市営	927
西米良村	村営	58
管内計	県営 市町村 合計	146 985 1,131

市町村名	主体	戸数
宮崎市高岡町	市営	268
国富町	県営	162
	町営	495
綾町	町営	281
管内計	県営 市町村 合計	162 1,044 1,206

市町村名	主体	戸数
高鍋町	県営	128
	町営	478
新富町	県営	154
	町営	599
木城町	町営	200
川南町	県営	18
	町営	482
都農町	県営	10
	町営	417
管内計	県営 市町村 合計	310 2,176 2,486

市町村名	主体	戸数
小林市	県営	212
	市営	693
えびの市	県営	108
	市営	509
高原町	町営	209
野尻町	町営	60
管内計	県営 市町村 合計	320 1,471 1,791

市町村名	主体	戸数
宮崎市	県営	4,446
(高岡町除く)	市営	5,090
清武町	県営	31
	町営	184
管内計	県営 市町村 合計	4,477 5,274 9,751

市町村名	主体	戸数
都城市	県営	788
	市営	3,614
三股町	県営	84
	町営	781
管内計	県営 市町村 合計	872 4,395 5,267

市町村名	主体	戸数
串間市	県営	99
	市営	412
管内計	県営 市町村 合計	99 412 511

市町村名	主体	戸数
日南市	県営	344
	市営	1,077
北郷町	町営	262
南郷町	県営	92
	町営	317
管内計	県営 市町村 合計	436 1,656 2,092

		戸数
県営	合計	8,972
市町村営	合計	22,147
総	合計	31,119

1 1 - 1 給水車等の保有状況

福祉保健部衛生管理課  
(平成20年4月1日現在)

分類	水道事業者名	単位	宮崎市	都城市	延岡市	日南市	小林市	日向市	串間市
車両	消防用・専用区分		専用	専用	消防・土木兼用	専用		専用	
	給水車2ト	台	1	1					
	給水車3ト	台							
	給水車4ト	台	1					1	
	給水車5ト	台				1			
	給水車10ト	台			1				
	ポンプ車	台							
	トラック	台	2	4	2	1			
	クレーン車	台							
	普通バン	台							
	小型貨物	台							
	軽バン	台							
	ユニック	台			1				
	ユンボ	台							
	ショベル	台							
軽トラック	台								
バックホウ	台								
給水容器	給水タンク4,500リットル	個							
	給水タンク4,000リットル	個	2						
	給水タンク2,000リットル	個	10						
	給水タンク1,800リットル	個							
	給水タンク1,500リットル	個			2				
	給水タンク1,000リットル	個	1	5	1		1	1	
	給水タンク800リットル	個					1		
	給水タンク500リットル	個	2	6	7	4	4	1	3
	給水タンク400リットル	個							
	給水タンク300リットル	個							
	給水タンク200リットル	個							
	給水タンク100リットル	個							
	ポリ容器20リットル	個			29	20		60	
	ポリ容器18リットル	個							
	ポリ容器12リットル	個	30						
	ポリ容器10リットル	個							
	ポリ容器5リットル	個							
	ポリ容器4リットル	個							
	給水袋18リットル	個							
	給水袋10リットル	個				1,000		360	
給水袋6リットル	個	14,400	900	600	1,000	800	1,000		
給水袋5リットル	個								
給水袋4リットル	個								
給水袋3リットル	個								
加圧装置付水槽	台				1				
機材	応急給水装置	基	3						
	非常用浄水装置	台	6	1			1	1	
	発電機	台	3	3	1	1		1	
	発光機(投光機含む)	台	5	4	3				
	鉄管切断機	台	1						
	電動ネジ切機	台	2						
	圧着機	台							
	コンクリートカッター	台							
	ポンプ類	台							
管類	長管50mm(5m標準)	m	30						
	長管75mm(5m標準)	m	19						
	長管100mm(5m標準)	m	57						
	長管150mm(5m標準)	m							
	長管200mm(5m標準)	m							
	長管250mm(5m標準)	m							
	長管350mm(5m標準)	m							
	継手類								
その他	漏水探知機	台							
	オイルフェンス(長さ20m)	本							
	小型ランマー	台							
	無線機	台							
	応急給水栓								

1 1 - 1 給水車等の保有状況

分類	水道事業者名	単位	西都市	えびの市	清武町	北郷町	南郷町	三股町	高原町
車両	消防用・専用区分								
	給水車2トン	台							
	給水車3トン	台							
	給水車4トン	台							
	給水車5トン	台							
	給水車10トン	台							
	ポンプ車	台							
	トラック	台			2				
	クレーン車	台							
	普通バン	台							1
	小型貨物	台							
	軽バン	台							3
	ユニック	台							
	ユンボ	台							
ショベル	台								
軽トラック	台								
バックホウ	台			1					
給水容器	給水タンク4,500リットル	個							
	給水タンク4,000リットル	個							
	給水タンク2,000リットル	個		1					
	給水タンク1,800リットル	個							
	給水タンク1,500リットル	個							
	給水タンク1,000リットル	個			2			2	
	給水タンク800リットル	個							
	給水タンク500リットル	個	39	2	6		4		6
	給水タンク400リットル	個							
	給水タンク300リットル	個							
	給水タンク200リットル	個							
	給水タンク100リットル	個							
	ポリ容器20リットル	個		200	33				35
	ポリ容器18リットル	個							
	ポリ容器12リットル	個							
	ポリ容器10リットル	個	500						
	ポリ容器5リットル	個	500						
	ポリ容器4リットル	個							
	給水袋18リットル	個							
	給水袋10リットル	個							
給水袋6リットル	個						500		
給水袋5リットル	個								
給水袋4リットル	個								
給水袋3リットル	個								
加圧装置付水槽	台								
機材	応急給水装置	基							
	非常用浄水装置	台							
	発電機	台			2				
	発光機 (投光機含む)	個			6				
	鉄管切断機	台							
	電動ネジ切機	台							
	圧着機	台							
	コンクリートカッター	台							
	ポンプ類	台							
管類	長管50mm (5m標準)	m							
	長管75mm (5m標準)	m							
	長管100mm (5m標準)	m					60		
	長管150mm (5m標準)	m							
	長管200mm (5m標準)	m							
	長管250mm (5m標準)	m			8				
	長管350mm (5m標準)	m							
継手類									
その他	漏水探知機	台							
	オイルフェンス (長さ20m)	本							
	小型ランマー	台							
	無線機	台							
	応急給水栓								

1 1 - 1 給水車等の保有状況

分類	水道事業者名	単位	野尻町	国富町	綾町	高鍋町	新富町	西米良村	木城町
車両	消防用・専用区分								
	給水車2ト	台							
	給水車3ト	台							
	給水車4ト	台							
	給水車5ト	台							
	給水車10ト	台							
	ポンプ車	台							
	トラック	台							
	クレーン車	台							
	普通バン	台		1					
	小型貨物	台							
	軽バン	台							
	ユニック	台							
	ユンボ	台							
ショベル	台								
軽トラック	台								
バックホウ	台								
給水容器	給水タンク4,500リットル	個							
	給水タンク4,000リットル	個							
	給水タンク2,000リットル	個			1				
	給水タンク1,800リットル	個							
	給水タンク1,500リットル	個					1		
	給水タンク1,000リットル	個		2	1	1			
	給水タンク800リットル	個							
	給水タンク500リットル	個		10			18		
	給水タンク400リットル	個							
	給水タンク300リットル	個		8					4
	給水タンク200リットル	個		2					
	給水タンク100リットル	個		1					
	ポリ容器20リットル	個	10						
	ポリ容器18リットル	個							
	ポリ容器12リットル	個							
	ポリ容器10リットル	個	100	300					
	ポリ容器5リットル	個							
	ポリ容器4リットル	個							
	給水袋18リットル	個							
	給水袋10リットル	個					3000		
給水袋6リットル	個	500	1,800		1000				
給水袋5リットル	個								
給水袋4リットル	個								
給水袋3リットル	個								
機材	加圧装置付水槽	台							
	応急給水装置	基							
	非常用浄水装置	台	1	1					
	発電機	台	4						
	発光機（投光機含む）	個							
	鉄管切断機	台							
	電動ネジ切機	台							
	圧着機	台							
	コンクリートカッター	台							
	ポンプ類	台		1					
管類	長管50mm（5m標準）	m							
	長管75mm（5m標準）	m							
	長管100mm（5m標準）	m							
	長管150mm（5m標準）	m							
	長管200mm（5m標準）	m							
	長管250mm（5m標準）	m							
	長管350mm（5m標準）	m							
	継手類			38					
その他	漏水探知機	台							
	オイルフェンス（長さ20m）	本							
	小型ランマー	台							
	無線機	台							
	応急給水栓								

1 1 - 1 給水車等の保有状況

分類	水道事業者名	単位	川南町	都農町	門川町	美郷町	諸塚村	椎葉村	高千穂町
車両	消防用・専用区分								専用
	給水車2トン	台							
	給水車3トン	台							
	給水車4トン	台							
	給水車5トン	台							
	給水車10トン	台							
	ポンプ車	台							
	トラック	台							
	クレーン車	台							
	普通バン	台							1
	小型貨物	台							
	軽バン	台							1
	ユニック	台							
	ユンボ	台							
ショベル	台								
軽トラック	台					1		1	
バックホウ	台								
給水容器	給水タンク4,500リットル	個					1		
	給水タンク4,000リットル	個							
	給水タンク2,000リットル	個							
	給水タンク1,800リットル	個							
	給水タンク1,500リットル	個							
	給水タンク1,000リットル	個	1						
	給水タンク800リットル	個							
	給水タンク500リットル	個	1				1		3
	給水タンク400リットル	個							
	給水タンク300リットル	個					1		1
	給水タンク200リットル	個							
	給水タンク100リットル	個							
	ポリ容器20リットル	個					26		
	ポリ容器18リットル	個							
	ポリ容器12リットル	個							
	ポリ容器10リットル	個							
	ポリ容器5リットル	個							
	ポリ容器4リットル	個							
	給水袋18リットル	個							
	給水袋10リットル	個				500			
	給水袋6リットル	個	1,300	100	500				
給水袋5リットル	個								
給水袋4リットル	個								
給水袋3リットル	個								
加圧装置付水槽	台								
機材	応急給水装置	基							
	非常用浄水装置	台							
	発電機	台							
	発光機（投光機含む）	個							
	鉄管切断機	台							
	電動ネジ切機	台						1	1
	圧着機	台							2
	コンクリートカッター	台							
ポンプ類	台								
管類	長管50mm（5m標準）	m							
	長管75mm（5m標準）	m							
	長管100mm（5m標準）	m							
	長管150mm（5m標準）	m							
	長管200mm（5m標準）	m							
	長管250mm（5m標準）	m							
	長管350mm（5m標準）	m							
継手類									
その他	漏水探知機	台							2
	オイルフェンス（長さ20m）	本							
	小型ランマ	台							
	無線機	台							
応急給水栓									

1 1 - 1 給水車等の保有状況

分類	水道事業者名	単位	日之影町	五ヶ瀬町	一ツ瀬企	県合計
車両	消防用・専用区分		専用			
	給水車 2トン	台				2
	給水車 3トン	台	1			1
	給水車 4トン	台				2
	給水車 5トン	台				1
	給水車10トン	台				1
	ポンプ車	台				0
	トラック	台				11
	クレーン車	台				0
	普通バン	台				3
	小型貨物	台				0
	軽バン	台				4
	ユニック	台				1
	ユンボ	台				0
	ショベル	台				0
	軽トラック	台				2
バックホウ	台				1	
給水容器	給水タンク 4,500リットル	個				1
	給水タンク 4,000リットル	個				2
	給水タンク 2,000リットル	個				12
	給水タンク 1,800リットル	個				0
	給水タンク 1,500リットル	個				3
	給水タンク 1,000リットル	個	1			19
	給水タンク 800リットル	個				1
	給水タンク 500リットル	個	3		10	130
	給水タンク 400リットル	個				0
	給水タンク 300リットル	個	2			16
	給水タンク 200リットル	個				2
	給水タンク 100リットル	個				1
	ポリ容器 20リットル	個				413
	ポリ容器 18リットル	個				0
	ポリ容器 12リットル	個				30
	ポリ容器 10リットル	個				900
	ポリ容器 5リットル	個				500
	ポリ容器 4リットル	個				0
	給水袋 18リットル	個				0
	給水袋 10リットル	個			580	5,440
給水袋 6リットル	個			40	24,440	
給水袋 5リットル	個			500	500	
給水袋 4リットル	個				0	
給水袋 3リットル	個				0	
加圧装置付水槽	台					
機材	応急給水装置	基				3
	非常用浄水装置	台				11
	発電機	台			1	16
	発光機 (投光機含む)	個			1	19
	鉄管切断機	台				1
	電動ネジ切機	台				4
	圧着機	台				2
	コンクリートカッター	台				0
	ポンプ類	台			2	3
						0
管類	長管 50mm (5m標準)	m				30
	長管 75mm (5m標準)	m				19
	長管 100mm (5m標準)	m				117
	長管 150mm (5m標準)	m				0
	長管 200mm (5m標準)	m				0
	長管 250mm (5m標準)	m				8
	長管 350mm (5m標準)	m				0
	継手類					38
その他	漏水探知機	台				2
	オイルフェンス (長さ20m)	本				0
	小型ランマー	台				0
	無線機	台				0
	応急給水栓					0

## 11-2 政府所有米穀の販売要領

制 定 平成16年3月31日15総食第829号  
総合食料局長から各局長、北海道農政事務所長、沖縄総合事務局長あて  
一部改正 平成16年9月13日16総食第583号  
一部改正 平成17年4月1日16総食第1240号  
最終改正 平成18年4月14日18総食第33号

### 第1 趣旨

政府所有米穀（以下「政府米」という。）の販売については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「法」という。）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成7年政令第98号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第17号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この要領の定めるところによる。

### 第2 売渡対象者

- 1 政府米の売渡対象者は、以下のとおりとされている（法第29条及び規則第19条）。
  - (1) 法第47条第2項に規定する届出事業者
  - (2) 米穀を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業を行う者
  - (3) 米飯の販売の事業を行う者
  - (4) 国の機関、地方公共団体その他法第29条の規定により政府から買入れた米穀を公共用、公用又は公益事業の用に供すると認められる者
- 2 1の(4)において、公共用、公用又は公益事業の用に供すると認められる者は以下の者とする。
  - (1) 都道府県学校給食会
  - (2) その他総合食料局長が認める者

### 第3 一般競争契約

- 1 買受申込資格者  
政府米の売渡に係る競争に必要な参加資格者は、第2の売渡対象者であることのほか、食糧管理特別会計事務取扱細則（平成17年4月1日付け16総合第1911号総合食料局長通知）第61条に規定する有資格者とする。
- 2 売渡しの公告
  - (1) 契約担当官総合食料局長及び地方農政事務所（地方農政局の所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下「地方農政事務所等」という。）の分任契約担当官（以下「分任契約担当官等」という。）が政府米の売渡しをしようとする場合は、次の事項を総合食料局又は地方農政事務所等に掲示すること等によって公告する。
    - ① 競争入札に付する事項
      - ア 入札に付す産年、産地、品種、等級、包装等を必要に応じ一つの単位として区分した入札区分（以下「銘柄」という。）及び数量
      - イ 応札最小単位
      - ウ 受渡期限
    - ② 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
    - ③ 契約条項を示す場所
    - ④ 競争入札の場所及び日時
    - ⑤ 入札保証金に関する事項
    - ⑥ 入札の無効に関する事項
    - ⑦ 契約の締結に関する事項
    - ⑧ 競争の方法が複数落札制の場合はいかに掲げる事項
      - ア 競争の方法が複数落札性によるものであること
      - イ 8の(4)により、入札の一部について落札がなかったものとする旨
      - ウ 競争に加わったものが5人に満たないときは、当該入札を取り消す旨
      - エ 端数の入札を制限する場合は、その旨の記載
    - ⑨ その他必要な事項
  - (2) (1)の公告は、競争入札の日の前日から起算して10日前までに行う。  
ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

### 3 入札保証金

2の(1)の競争入札を実施する分任契約担当官等(以下「入札実施分任契約担当官等」という。)は、入札に付そうとする場合においては、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積る契約金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争に参加しようとする者が保険会社との間に国を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき
- (2) 落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき

### 4 予定価格

#### (1) 予定価格の作成

予定価格は、取引の実例価格、需給状況等を考慮し、契約担当官総合食料局長が定める。

#### (2) 秘密保持

総合食料局及び地方農政事務所等の契約事務担当者は、予定価格を厳重に取り扱うとともに、これを公表又は提示してはならない。

なお、開札後においても予定価格を公表しない。

### 5 入札

入札は、銘柄ごとに行う。

### 6 開札

(1) 入札実施分任契約担当官等は、開札に当たっては、入札者又は入札事務に関与しない職員を立ち合わせて行う。

(2) 4の(1)により作成した予定価格は、封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

### 7 再度入札

(1) 入札実施分任契約担当官等は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことができる。

(2) 再度入札の対象者は、銘柄別に初度の入札に参加した者とする。

### 8 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、原則として(2)の複数落札性によるものとする。

ただし、次のような場合は(3)により行うことができる。

① 1トン未満の小ロットの販売をする場合

② 品質管理上早急に販売する必要があるロット又は10トン未満の小ロットの販売であって、入札実施分任契約担当官等が販売管理及び在庫運営の観点から効率的であると認める場合

(2) 入札実施分任契約担当官等は、競争の方法が複数落札性による場合は、以下の方法により落札者の決定を行う。

① 入札の申込みは、売渡数量の範囲内において数量及び単価を入札させるものとし、予定価格を超える単価の入札者のうち高価の入札者より順次売渡数量に達するまでの入札者をもって落札者とする。

② 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、入札数量の多い者から順次落札者とする。

③ 落札となるべき同価、同数量の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。

④ ①から③の場合において最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の入札数量と合計して売渡数量を超えるときは、その超える数量については落札がないものとする。

(3) 競争の方法が、(2)によらない場合は、以下の方法により落札者の決定を行う。

① 入札の申込みは、原則として総額を入札させるものとし、予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

② 落札となるべきどうかの入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。

(4) 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

① 1の買受申込資格者としての条件を備えない者がした入札

② 買受申込みに際し、虚偽の申告をした者がした入札

③ 入札書の入札価格を訂正した入札、円未満の端数を付した入札その他入札書が所定の記載方法によらない入札

④ 銘柄別の売渡数量を超えて入札した者の当該銘柄に対する入札

⑤ 同一人が、同一銘柄に対し2通り以上の意思表示をした入札

⑥ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者がした入札

⑦ 入札に制限を設けた場合に、その制限に反して入札をした者の入札

(5) 落札者を決定した場合は、速やかに、入札者に対し落札結果を通知する。

9 契約の締結

入札実施分任契約担当官等は、8により決定された落札者を買受人（この要領に基づき政府米を買い受ける者をいう。以下同じ。）とし、総合食料局長が別に定めるところにより、売買契約を締結する。

10 契約の締結期限

契約の締結期限は、現品の受渡期限を考慮の上、入札実施分任契約担当官等が定める。

11 契約保証金

入札実施分任契約担当官等は、国と契約を結ぶ者をして、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 延納が認められる場合において、確実な担保が提供される場合
- (2) 契約の相手方が物品の販売代金を即納する場合
- (3) 契約の相手方が保険会社との間に国を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合
- (4) その他契約保証金の納付の必要がないと認められるとき

12 契約担当官総合食料局長が、入札を行った場合には、落札結果の通知以後の事務を地方農政事務所等の分任契約担当官（以下「分任契約担当官」という。）に行わせることができる。

13 買受申請書の提出

買受人が、政府米の買受けを希望する場合には、分任契約担当官等に買受申請書の提出を行うものとし、分任契約担当官等は、当該買受申請書の内容を審査の上、適当と認めるときは、これを受理し、売渡米穀を決定する。

14 買受代金の納付

買受人は、歳入徴収官総合食料局長又は地方農政事務所等の分任歳入徴収官が発行する納入告知書により、代金納付期限までに買受代金を納付する。

15 現品の受渡し

- (1) 地方農政事務所等の分任物品管理官は、14による買受代金の納付を確認した後に、荷渡指図書（保管倉庫が政府倉庫又は政府サイロ（以下「政府倉庫」という。）の場合の出庫証を含む。）を発行し、買受人に交付する。
- (2) 荷渡指図書の交付を受けた買受人は、当該荷渡指図書を倉庫業者等に呈示して、現品の引渡しを受けるものとする。
- (3) 受渡し希望地までの政府運送による受渡しを希望する場合にあっては、総合食料局長が別に定めるところによる。

16 使用制限

分任契約担当官等は、政府米の使用用途等に制限を設けることができる。

17 その他

その他、事務手続きに関する事項及び契約に関する事項については、契約書により定める。

#### 第4 随意契約

1 買受申込資格者

政府米の売渡しを随意契約により行う場合にあっては、米穀の需給状況を参酌し売渡しの相手方を定めるものとされている。

この場合、政府米を随意契約により売り渡す場合の買受申込資格者は、第2の売渡対象者であることのほか、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第3の1の買受申込資格者
- (2) 次の要件をすべて満たしている者
  - ① 随意契約を希望する者（以下「希望者」という。）の申請時の前年度の米穀の取扱数量が年間20精米トン以上であること又は当該年度の米穀の取扱数量が20精米トン以上であること
  - ② 希望者が前年度に政府と売買契約を締結し、直接に10トン以上の政府米の買受けを行った実績があること
  - ③ 希望者（代表者又は代理人、使用人その他の従業員を含む。）が、米穀の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと
  - ④ 希望者（代表者又は代理人、使用人その他の従業員を含む。）が、次のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者でないこと
    - ア 契約の履行に当たり故意に物件の品質、数量等に関して不正の行為をした者
    - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したもの

- ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 工 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者

(3) その他総合食料局長が別に定める者

## 2 必要書類の提出

1の買受申込資格者であることを確認するに当たっては、分任契約担当官等は、必要に応じ次に掲げる添付書類の提出を求めることができる。

- (1) 営業経歴書
- (2) 登記簿謄本（法人の場合）
- (3) 財務諸表（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）
- (4) 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第8号書式その3、その3の2、その3の3）
- (5) その他必要な書類

## 3 予定価格

### (1) 予定価格の作成

予定価格は、第3の4の(1)の規定に準じて、あらかじめ契約担当官総合食料局長が定める。

### (2) 秘密保持

総合食料局及び地方農政事務所等の契約事務担当者は、予定価格を厳重に取り扱うとともに、これを公表又は提示してはならない。

## 4 随意契約で買受けができる場合

1の買受申込資格者が、政府米を随意契約により買受けができる場合は、会計法（昭和22年3月31日法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）及び食糧管理特別会計法施行令（大正10年5月24日勅令第224号）に定めるところによる。

## 5 買受申込期間及び受渡期間等の設定

契約担当官総合食料局長は、1の買受申込資格者の随意契約の申込みに際しては、米穀の需給状況及び入札の日程に応じて、売渡対象者、売渡対象米穀の提示数量、買受申請書の提出日、受渡期間等を定めることができる。

## 6 売渡対象米穀の提示

1の買受申込資格者が、政府米の買受けを希望する場合は、分任契約担当官等から売渡対象米穀の提示を受けることができる。

## 7 買受の申請

1の買受申込資格者が随意契約による買受けを希望する場合には、分任契約担当官は、当該買受申込資格者（以下「買受申請者」という。）から銘柄別に数量及び単価を明らかにした見積書（以下「買受見積書」という。）の提出を受けるものとする。

## 8 買受人の決定

(1) 分任契約担当官は、7により提出を受けた買受見積書を取りまとめの上、総合食料局長が指示した場合を除き、原則として、総合食料局長に提出する。

(2) 総合食料局長は、(1)により提出された買受見積書をもとに、第3の8に準じて、買受人の決定を行う。

ただし、第3の8の(1)の場合において、落札となるべき同価又は同価、同数量の見積もりをした者が2人以上ある場合は、買受申込数量により按分する。

(3) 総合食料局長は、(1)により提出を受けた買受の申請の結果について、地方農政事務所等の分任契約担当官に通知する。

(4) (3)の通知を受けた分任契約担当官は、この内容を買受申請者に通知する。

## 9 売買契約の締結

分任契約担当官等は、総合食料局長が別に定めるところにより、1の買受申込資格者と売買契約を締結する。

## 10 使用制限

分任契約担当官等は、政府米の使用用途等に制限を設けることができる。

## 11 その他

その他、事務手続きに関する事項及び契約に関する事項については、第3の規定によるほか、契約書に定める。

## 第5 国、地方公共団体等に対する売渡し

分任契約担当官等が、第2の1の(4)の売渡対象者（以下「公共機関等」という。）に対して、随意契約による政府米の売渡しを行う場合には、以下による。

### 1 随意契約の協議

- (1) 第2の2に該当する者で、随意契約により政府米の買受けを希望する者については、会計年度ごとに、別に定めるところにより総合食料局長に協議を行う。
  - (2) (1)の協議に当たっては、毎年1月末までに総合食料局長に対し申請を行う。
- 2 売買契約の締結  
分任契約担当官等は、総合食料局長が別に定めるところにより、公共機関等と売買契約を締結する。
  - 3 買受見積書の提出  
(1) 公共機関等は、買受けを行おうとするときは、買受見積書を分任契約担当官等に提出するものとし、分任契約担当官等は、当該買受見積書の内容を審査の上適当と認めるときは、これを受領し、売渡しを行う政府米を決定する。  
ただし、売渡しの相手方が国の機関である場合においては、買受見積書を買受申請書に代えることができる。
  - (2) 分任契約担当官等は、(1)により売渡しを決定した政府米について、売買契約に基づき当該公共機関等に対し売り渡すものとする。

#### 第6 災害時における応急用米穀の取扱い

- 1 都道府県知事（以下「知事」という。）は、地震、大火災、風水害等非常災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、速やかに、災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という。）の数量等を地方農政事務所長（地方農政局の所在する府県にあっては地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。（以下「地方農政事務所長等」という。））に通知する。
- 2 地方農政事務所長等は、1の通知を受けたときは、管内の届出事業者の精米手持状況等を参酌の上、届出事業者に対し、知事又は知事の指定する者に対する売渡しを要請するほか、知事と協議の上、必要に応じ政府米を直接知事又は知事の指定する者に売り渡すものとする。  
なお、災害救助法（昭和22年法律第108号）が発動された場合における政府米の知事への緊急引渡手続については、総合食料局長が別に定めるところによる。
- 3 地方農政事務所長等は、応急用米穀について2に基づき講じた措置については、速やかに、総合食料局長に報告する。この場合、地方農政事務所長は地方農政局長あてに報告し、地方農政局長は取りまとめの上、総合食料局長へ報告する。ただし、緊急を要するものにあつては、地方農政事務所長は直接総合食料局長あてにも報告する。

#### 附則

- 1 この要領は平成16年4月1日から施行する。
- 2 第5の1の随意契約の協議については、第2の2の(1)に定める者にあつては、平成17年12月31日までの日で、独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第6条第4項の規定における政令で定める日までの協議は不要とする。
- 3 主食用米穀の売却要領（平成7年11月1日付け7食糧業第817号（業流）食糧庁長官通知）、政府米の長期安定取引実施要領（平成9年9月25日付け9食糧業第723号（業流）食糧庁長官通知）、政府米の弾力的売却実施要領（平成9年1月29日付け9食糧業第76号（業流）食糧庁長官通知）、政府米の弾力的売却に係る契約書の制定について（平成9年2月7日付け9食糧第141号（経理）食糧庁長官通知）は、平成16年3月31日をもって廃止する。

## 11-3 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における 災害救助用米穀等の緊急引渡要領

平成18年6月15日 18給食第294号 制定

### 第1 趣旨

この要領は、災害救助法（昭和22年法律第118号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）が発動された場合（災害救助法が発動され救助を行う場合又は国民保護法が発動され救援を行う場合をいう。以下同じ。）における食糧管理特別会計に属する物品のうち政府倉庫、政府サイロ及び農林水産省指定倉庫（以下「倉庫」という。）に保管されている米穀、災害対策用乾パン及び乾燥米飯（以下「災害救助用米穀等」という。）の都道府県知事（以下「知事」という。）への緊急引渡手続について、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 事前の協定等

1 地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長をいう。以下「地方農政事務所長等」という。）は、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、知事並びに災害救助法第30条及び国民保護法第76条に基づく市町村長（特別区の区長を含む。以下「市町村長等」という。）からの緊急の要請に応じて引き渡す災害救助用米穀等の引渡しに関し、あらかじめ、地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局をいう。以下「地方農政事務所等」という。）が所在する知事との間で第3に定める事項のほか、市町村長等が直接要請する場合等に関する次の事項について協定を締結しておくものとする。

(1) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法又は国民保護法が発動された場合に当該期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀等について、地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課長及び地方農政事務所等の地域課長（以下「地域課長等」という。）又は倉庫の責任者（政府倉庫の物品出納官を含む。以下同じ。）に対して直接引渡しを要請することができること。

(2) 知事は、市町村長等が（1）により災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合には、当該市町村長等が引渡しを受けた災害救助用米穀等の全数量について所定の価格により買い受けること。

なお、この場合の価格については、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として、決定することを原則とする。

(3) 災害救助用米穀等の売買代金の延納措置（以下「延納措置」という。）については、次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとする。

#### ア 災害救助法が発動された場合

延納措置の期間については、原則として30日以内とする。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合においては、3ヶ月以内とする。

これらの期間については、地方農政事務所等が知事と協議の上、決定するものとする。

(ア) 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと

(イ) 自衛隊の派遣が行われていること

(ウ) 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、総合食料局長がやむを得ないと認めること

#### イ 国民保護法が発動された場合

延納措置の期間については、3ヶ月以内とし、地方農政事務所長等が知事と協議の上、決定するものとする。

(4) 災害救助用米穀等として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）

の引渡しは行わないものとする。

ただし、知事又は知事若しくは市町村長等が指定する者（知事又は市町村長等が取扱業者として指定した卸売業者等をいう。以下「引取人」という。）が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀等として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため知事又は引取人からの引渡しの要請があった場合は、当該事故品を引渡して差し支えないものとする。

- 2 1の協定が成立した場合には、地方農政事務所長等は管下の地域課長等及び農林水産省指定倉庫業者に対し、知事は市町村長等に対し、それぞれその内容等を周知徹底させておくものとする。

### 第3 知事又は市町村長等に対する災害救助用米穀等の引渡し

- 1 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う場合の手続は次のとおりとする。

- (1) 地方農政事務所長等は、知事から災害救助用米穀等の緊急引渡しについて要請を受け、知事に対する直接売却を決定した場合は、直ちに知事に対し延納売却を行うものとする。

この場合における売買契約の締結は、災害救助法又は国民保護法の発動に伴う応急食糧売却の売買契約書及び延納措置について（平成16年4月1日付け15総合第2911号総合食料局長通知）に基づき、地方農政事務所等の分任契約担当官が行うものとする。

- (2) 知事に対する地方農政事務所長等の災害救助用米穀等引渡事務は、荷渡指図書及び出庫証による物品の引渡要領（昭和35年4月7日付け35食糧第2232号（経理）食糧庁長官通知。以下「引渡要領」という。）に定めるところにより行うものとする。

ただし、次に掲げる場合は、地方農政事務所等の分任物品管理官（以下「分任物品管理官」という。）が発行する荷渡指図書（出庫証を含む。以下同じ。）は概数によって発行することができるものとする。

ア 災害区域の倉庫から災害救助用米穀等を出庫する場合であって正品在庫数量が不明確なとき。

イ 災害区域別に災害救助用米穀等の必要量の変動が予想されるとき。

- 2 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合の手続は次のとおりとする。

- (1) 分任物品管理官と倉庫並びに地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課及び地方農政事務所等の地域課（以下「地域課等」という。）との間に連絡がつく場合

ア 分任物品管理官は、荷渡指図書を発行・交付して引渡しをする時間的余裕がない（荷渡指図書を交付しても、当該荷渡指図書の呈示を受けて災害救助用米穀等の引渡しを行うことが困難な場合を含む。）と認めた場合は、荷渡指図書によることなく知事又は引取人に対して災害救助用米穀等を引き渡すものとする。

イ 分任物品管理官は、アにより災害救助用米穀等を引き渡す場合は、倉庫の責任者に対し、電話又は他の通信方法により当該災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等荷渡指図書に記載すべき事項を明確に指示するとともに、倉庫を管轄する地域課長等に対し、指示の内容を連絡するものとする。

ただし、1の(2)のただし書に掲げる事由に該当する場合は、概数による指示を行うことができるものとする。

なお、倉庫の責任者及び地域課長等は、分任物品管理官から指示のあった内容等を記録しておくものとする。

ウ 倉庫の責任者は、イの分任物品管理官の指示に基づき知事又は引取人に対して災害救助用米穀等の引渡しを行う場合は、知事又は引取人から引渡しに係る災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等を明らかにした受領証を必ず徴するものとする。

エ 分任物品管理官及び地域課長等は、ウにより災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、必要に応じ、地方農政事務所等の職員を立ち合わせるものとする。

- (2) 分任物品管理官と倉庫及び地域課等との間に連絡がつかない場合

ア 市町村長等から地域課長等に対して緊急な引渡しを要請する場合

(ア) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の

指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引取りを必要とする場合は、当該地域を管轄する地域課長等（地域課長等に連絡のとれない場合は、当該地域課等の保管業者担当者である地方農政事務所等の職員。以下「保管業務担当職員」という。）に対して、文書により要請を行うものとする。

(イ) 保管業務担当職員は、市町村長等から（ア）により要請を受けた場合であって、当該要請内容を検討の上、適当と認めた場合は、その旨を市町村長等に通知するとともに、倉庫の責任者に対して災害救助用米穀等の引渡しの指示を（1）のイに準じて行うものとする。

(ウ) 倉庫の責任者は、（イ）による保管業務担当職員の指示に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際しては、（1）のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。

(エ) 保管業務担当職員は、（ウ）により災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、自ら立ち会うか又は地域課等の職員に立ち会わせるものとする。

イ 市町村長等から倉庫の責任者に対して緊急な引渡しを直接要請する場合

(ア) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引き取りを必要とするにもかかわらず保管業務担当職員に対して連絡がとれない場合は、倉庫の責任者に対して、文書により緊急な引渡しを要請することができるものとする。

(イ) 倉庫の責任者は、（ア）による市町村長等の要請書に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際して、（1）のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。

なお、この場合、倉庫の責任者は、トラック番号その他当該引渡しの事実を証する事項及び引渡時の立会者名等を記録しておくものとする。

(ウ) 倉庫の責任者は、保管業務担当職員に対して連絡が付き次第、速やかに（イ）による災害救助用米穀等の引渡しの事実及び状況等を報告するものとする。

ウ 市町村長等が、緊急な引渡しを要請できる災害救助用米穀等の数量は、被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食に必要な数量とするものとする。

エ 分任物品管理官に対する地域課長等の報告

地域課長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを行った場合は、速やかに分任物品管理官に対してあらかじめ分任物品管理官の定める様式により当該引渡災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

オ 知事に対する市町村長等の報告

市町村長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合は、速やかに、知事に対して、当該引渡しを受けた災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

#### 第4 売買契約書の整備

1 分任物品管理官は、第3の1の（2）のただし書により概数による荷渡指図書が発行された場合において、実際の引渡しに応じて売買契約の内容を改定する必要がある場合又は第3の2により荷渡指図書によることなく引渡しが行われた場合は、知事と実引渡月日ごとに実引渡数量をもって、売買契約の改定又は締結を行うものとする。

2 分任物品管理官は、1の売買契約の締結に当たっては、知事から「日別、倉庫別買受数量明細書」を徴し、これと第3の2の（2）のエの地域課長等からの報告等を照合するものとする。

#### 第5 荷渡指図書の発行等事務整理

1 分任物品管理官は、第3の2により荷渡指図書を発行・交付していない場合は、速やかに第4の1により売買契約を締結した日付けで荷渡指図書を発行し、知事に交付するものとする。

2 1により荷渡指図書を発行・交付した場合の事務処理は、次によるほか、引渡要領の定

めるところによるものとする。

- (1) 分任物品管理官は、荷渡指図書の裏面に、引渡物品受領確認印（知事）を徴した上、荷渡通知書及び払出命令書とともに地域課長等に送付するものとする。
- (2) 地域課長等は、(1)により送付を受けた荷渡指図書及び荷渡通知書を倉庫の責任者に回付するものとする。
- (3) 倉庫の責任者は、(2)により荷渡指図書及び荷渡通知書の回付を受けた場合は、知事又は引取人からの受領証と照合の上、引渡報告書を作成し、これを地域課長等に提出するものとする。

## 11-4 災害時における応急用及び災害救助用 米穀の緊急引渡に関する協定

62宮崎食糧第1184号（出納）  
昭和62年6月9日

宮崎県知事 殿

宮崎食糧事務所長

### 災害時における応急用及び災害救助用 米穀の緊急引渡に関する協定について

昭和36年5月23日付けで、「災害時における応急食糧の緊急引渡に関する協定書」を交わして現在に至っているところでありますが、その後食糧管理法が改正されたこと等もあり、協定書の見直しが必要と思われるので、別紙協定書の内容に異議がなければ押印のうえ返送願います。

#### 協 定 書

宮崎食糧事務所長（以下「甲」という。）と宮崎県（以下「乙」という。）とは、地震、大火災、風水害等非常災害が発生した場合又はそのおそれのある場合で炊き出し等給食を行う必要があるときの給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という。）及び災害救助法（昭和22年法律第118号）が発動された場合において緊急な引渡しを要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）の引渡しについて、災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領（昭和61年2月10日付け61食糧第120号食糧庁長官通達、以下「要領」という。）により、次のとおり協定する。

（応急用米穀の引渡し）

- 第1条 甲は乙から応急用米穀の引渡しを要請されたときは、引渡しの原因である災害の状況、必要な理由、必要量等の報告を乙から求め、その内容を検討し、引渡しを決定するものとする。
- 2 甲は、前項より引渡しが必要であると決定したときは、管内の卸売業者に対し、乙又は乙の指定する者（以下「乙等」という。）への応急用米穀の売却を指示するものとする。
- 3 甲は、政府米を直接乙等に売却する必要がある場合は、乙と協議するものとする。

（災害救助用米穀の引渡し）

- 第2条 災害救助法が発動され、乙又は市町村長が緊急引渡の要請をする場合の災害救助用米穀の引渡しについては、あらかじめ乙が直接要請する場合を除き、次の各号により取り扱うものとする。
- (1) 市町村長は、交通・通信の途絶により災害救助用米穀の引渡しについて乙の指示を受けられない場合は、火災救助法発動期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある災害救助用米穀の数量を、食糧事務所支所長又は政府所有食糧を保管する倉庫の責任者（以下「支所長等」という。）に対し、文書をもって引渡しを要請できるものとする。
- (2) 市町村長が前号により緊急引渡しを要請した場合、支所長等は、市町村長から受領証と引換えに事故品（損傷品等をいう。）でなく、正品の物品を引き渡すものとする。
- (3) 市町村長が前号により災害救助用米穀の引渡しを受けたときは、乙は、速やかに当該市町村長が引渡しを受けた数量を取りまとめた上、全数量を所定の価格により買い受けるものとする。
- (4) 前号の売買代金の納付については、30日以内の延納とし、甲は、担保及び金利は徴しないものとする。
- 2 その他の事項については、要領の定めるところによるものとする。  
この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

昭和62年6月9日

甲 宮崎食糧事務所長 齊藤孝夫

乙 宮崎県  
宮崎県知事 松形祐堯

## 11-5 災害時等における乾パンの取扱要領

平成19年3月30日付け18総食第1327号総合食料局長通知

### 第1 趣旨

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」（平成18年6月15日付け18総食第294号総合食料局長通知。以下「緊急引渡要領」という。）に定められた救助又は救援が行われる場合及び、災害発生又はそのおそれのある場合（以下「災害時等」という。）における農林水産省総合食料局長が備蓄している乾パン（以下「農林水産省乾パン」という。）の供給に当たっては、緊急引渡要領に定めるもののほか、次により迅速かつ的確に行うものとする。

### 第2 災害地地方農政事務所長の手続

- 1 災害時等における応急用食料として知事から乾パンの供給申請を受けた災害地の地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県においては沖縄総合事務局長。以下「災害地所長」という。）は、自ら乾パンを備蓄している場合においては、直ちに供給に必要な措置をとるものとする。
- 2 災害地所長は、自ら備蓄している乾パンが必要量に満たない場合、又は乾パンを備蓄していない場合においては、以下の措置をとるとともに、農林水産省総合食料局長（以下「局長」という。）に連絡するものとする。
  - (1) 別表1に掲げる備蓄地地方農政事務所長（以下「備蓄地所長」という。）に対し必要な乾パンの供給を要請し、所定の手続きを経て引渡を受け、直ちに供給に必要な措置をとるものとする。
  - (2) (1)の措置をとってもなお、乾パンが必要量に満たないときは、別表2に掲げる陸上自衛隊補給処長、海上自衛隊造修補給所長、航空自衛隊基地業務担当部隊等の長（以下「補給処長等」という。）に対し、防衛省が備蓄している乾パン（以下「防衛省乾パン」という。）のうち、必要量の管理換について協議を行い、所定の手続きを経て引渡を受け、直ちに供給に必要な措置をとるものとする。
- 3 災害地の地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県においては沖縄総合事務局。以下同じ。）が被災により機能しない場合は、隣接地方農政事務所長の長が災害地所長に代わるものとする。

### 第3 備蓄地地方農政事務所長の手続き

- 1 備蓄地所長は、第2の2の(1)の要請があった場合は、直ちに運送等に必要な措置をとるものとする。
- 2 備蓄地所長は、備蓄している乾パンが必要量に満たない場合においては、以下の措置をとるものとする。
  - (1) 局長と協議の上、別表1に掲げる他の備蓄地所長のうち近隣のものに対し必要な乾パンの供給を要請し、所定の手続きを経て引渡を受け、直ちに運送等必要な措置をとるものとする。
  - (2) (1)の措置をとってもなお乾パンの必要量を満たさないときは、第2の2の(2)に準じて管理換について協議を行い、所定の手続きを経て引渡を受け、直ちに供給に必要な措置をとるものとする。
- 3 災害地所長又は災害地所長の要請を受けた備蓄地所長は、災害等の状況により特に緊急に乾パンの供給を必要とする場合（農林水産省乾パンが間に合わない場合を含む。）には、直ちに第2の2の(2)に準じて、供給に必要な措置をとるものとする。

### 第4 県間運送の手続

災害地所長の要請に基づく第3の1又は3の乾パンの県間運送は、緊急を要するので備蓄

地所長限りで実施できることとする。この場合、備蓄地所長は、速やかに災害地所長に対し、発地及び発送日時等必要な事項を連絡するとともに局長に対しても速やかに報告を行うものとする。

#### 第5 管理換及び売渡の場所

- 1 防衛省から管理換による乾パンの引渡を受ける場所は、陸上自衛隊補給処、海上自衛隊補給所、航空自衛隊基地等（以下「補給処等」という。）とする。
- 2 備蓄地所長が管理換を受けた場合においては、原則として管理換を受けた乾パンを倉庫に運搬することなく、補給処等より災害地所長の指定する場所に運送し、災害地所長は、政府倉庫又は政府指定倉庫以外の場所において貨車（トラック、船等）上で引き渡すことができる。
- 3 災害地所長は、防衛省乾パン及び農林水産省乾パンのいずれも引渡しを受けた場所において現品を確認の上、直ちに知事に売り渡すものとする。
- 4 備蓄地所長が防衛省乾パンの管理換を受けた場合、補給処等において災害地所長に管理換を行い、災害地所長は、同処において知事に売り渡すことができるものとする。

#### 第6 管理換に伴う返還

災害地所長又は備蓄地所長は、防衛省から乾パンの管理換を受けた場合は、現職として管理換を受けた補給処等又は陸上自衛隊駐屯地業務隊長等の長、海上自衛隊航空群司令（基地隊司令を含む。）及び航空自衛隊基地業務担当部隊等の長に返還（管理換）するものとする。

#### 第7 要領改正に係る協議

本要領中管理換に係る部分を改正する必要があるときは、農林水産省総合食料局と防衛省経理装備局との双方による協議の上、改正するものとする。ただし、別表1及び別表2の改正については、その都度、双方交互に通知することにより行うことができるものとする。

#### 第8 報告

農林水産省乾パン又は防衛省乾パンの管理換を受けた災害地所長又は備蓄地所長は、速やかに局長に別紙災害対策用乾パン受払数量報告書の提出及び必要な事項の報告を行うものとする。

別表1 乾パン備蓄一覧表

備蓄地地方農政事務所	備蓄倉庫	所在地	電話番号
東京農政事務所	立川政府倉庫	東京都立川市緑町無番地	042-529-9249
東海農政局	大江政府倉庫	愛知県名古屋市港区大江町1-5	052-611-1641

別表2（抜粋）

#### 陸上自衛隊

名称	所在地	電話番号
九州補給処	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7	0952-52-2161

#### 海上自衛隊

名称	所在地	電話番号
佐世保造修補給所	長崎県佐世保市立神町無番地	0956-23-7111

#### 航空自衛隊

名称	所在地	電話番号
第13警戒群	宮崎県串間市大字本庄4	0987-77-0303

別紙

災害対策用乾パン受払数量報告書

平成 年 月 日  
番

総合食料局長 殿

〇〇〇〇〇長

区分 発地事務所名	受入 月 日	受入場所	運送方法	農林水産省 防衛省 (年産)	包装区分	受入数量			1箱当		備 考
						箱 数	食 数	トシ 数	食 数	トシ 数	

(注) 備考欄には、災害発生年月日、災害の種類(台風、集中豪雨、地震による災害等)、災害救助法発動年月日、都道府県知事からの要請年月日、供給地域、その他参考となる事項を記入するものとする。

## 12-1 一般廃棄物処理施設の状況

環境森林部環境対策推進課  
(平成20年4月現在稼働中施設)

### (1) ごみ処理施設

#### ① 焼却施設

事業主体	施設名称	施設の所在地	処理方式	炉型式	処理能力 (t/日)	炉数	竣工年月	搬入市町村
都城市	都城市清掃工場	都城市郡元町224番地	ストーカ	全連	200	2	1982.9	都城市、三股町
延岡市	延岡市清掃工場	延岡市長浜町3丁目1954-3	ストーカ	全連	240	2	1985.3	延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
串間市	串間市塵芥処理場	串間市大字南方字河内山1088	ストーカ	バッチ	40	2	1984.3	串間市
えびの市	えびの市美化センター	えびの市大字坂元1040番地	ストーカ	バッチ	35	2	1996.3	えびの市、小林市(旧須木村の区域)、高原町、野尻町
南郷町	南郷町清掃センター	南郷町大字中村甲4449	ストーカ	バッチ	20	2	1989.12	南郷町
宮崎県中部地区衛生組合	柞木橋環境衛生センター	宮崎市高岡町上倉永1102-234	ストーカ	バッチ	40	2	1991.3	宮崎市(旧田野町及び旧高岡町の区域)、清武町
日南地区衛生センター管理組合	日南地区クリーンセンター	日南市大字隈谷乙1675番地2	ストーカ	准連	80	2	1999.3	日南市、北郷町
日向東臼杵南部広域連合	日向東臼杵南部広域連合清掃センター	日向市大字富高2192	ストーカ	全連	160	2	1991.3	日向市、門川町、諸塚村、美郷町、椎葉村
(財)宮崎県環境整備公社	エコクリーンプラザみやざき	宮崎市大字大瀬町字倉谷6176-1	ストーカ 灰溶融	全連	579	3	2005.10	宮崎市(旧田野町及び旧高岡町の区域を除く)、西都市、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町
合計	9施設				1,394			

(注) 全連…全連続燃焼式焼却炉(24時間運転)

バッチ…機械化バッチ焼却式焼却炉

准連…准連続燃焼式焼却炉

② 粗大ごみ処理施設

事業主体	施設名称	施設の所在地	対象廃棄物	処理方法	処理能力 (t/日)	竣工年月	搬入市町村
都城市	都城市清掃工場	都城市郡元町224番地	直搬ごみ、粗大ごみ	破碎	30	1982. 9	都城市、三股町
延岡市	延岡市清掃工場粗大ごみ処理施設	延岡市長浜町3丁目1954-3	可燃ごみ、不燃ごみ、直搬ごみ、粗大ごみ	破碎	40	1985. 3	延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
えびの市	えびの市美化センター	えびの市大字坂元1040	不燃ごみ、粗大ごみ	破碎	10	1997. 7	えびの市
門川町	門川町粗大ごみ破碎処理施設	門川町大字門川尾末7456-4	不燃ごみ、粗大ごみ	破碎	5	1995. 3	門川町
合 計	4 施設				85		

(2) し尿処理施設

事業主体	施設名称	施設の所在地	処理方式	処理能力 (kl/日)	竣工年月	搬入市町村
宮崎市	宮崎市衛生処理センター	宮崎市大字田吉字番所下4853番9	高負荷脱窒素	107	1999.9	宮崎市
	佐土原町クリーンパーク	宮崎市佐土原町下田島18777-2	高負荷脱窒素膜分離	43	1996.3	宮崎市(旧佐土原町の区域)
都城市	ヴェルネス浄化センター(清浄館)	都城市吉尾町2544-1	高負荷脱窒素膜分離	110	1994.4	都城市
延岡市	延岡市衛生センター	延岡市東浜砂町1496	嫌気性消化 一次処理	165	1991.3	延岡市
小林市	須木環境衛生センター	小林市須木下田278-20	標準脱窒素	5	1993.3	小林市(旧須木村の区域)
日向市	日向市財光寺汚泥処理場	日向市大字財光寺1131-8	浄化槽 一次処理	24	1987.5	日向市
串間市	串間市環境センター串間エコクリーンセンター	串間市大字南方1118番地	高負荷脱窒素膜分離	35	2001.3	串間市
西都市	西都市衛生センター	西都市大字右松3166	高負荷脱窒素	45	1992.3	西都市
えびの市	えびの市環境センター	えびの市大字永山773	標準脱窒素	40	1989.3	えびの市
三股町	三股町衛生センター	三股町大字蓼池744	標準脱窒素	110	1983.3	都城市(旧高崎町、旧山田町の区域を除く)、三股町
綾町	綾町自給肥料供給施設	綾町大字南俣3451番地	液状堆肥化	16	1997.3	綾町
新富町	新富町浄化センター(潮香苑)	新富町大字日置965-12	高負荷脱窒素	48	2007.12	新富町
西米良村	西米良村自給肥料供給施設	西米良村大字村所字小八重223-8	液状堆肥化	2	1985.3	西米良村
門川町	門川町衛生センター	門川町大字門川尾末2998-1	好二段 標準脱窒素	40	1981.3	門川町
宮崎県中部地区衛生組合	宮崎県中部地区衛生組合内之八重処理場	宮崎市高岡町上倉永1207-9	高負荷脱窒素	110	1988.3	宮崎市(旧田野町、旧高岡町の区域)、清武町、国富町
日南地区衛生センター管理組合	日南地区衛生センター	日南市大字益安1870	標準脱窒素	100	1982.9	日南市、北郷町、南郷町
小林野尻高原衛生事業事務組合	KNTクリーンセンター	小林市大字東方字城ヶ迫1066番地2	高負荷脱窒素膜分離	88	1999.3	小林市、高原町、野尻町
高鍋・木城衛生組合	高鍋・木城衛生組合衛生センター	高鍋町大字持田1334-65	標準脱窒素	40	1985.3	高鍋町、木城町
川南・都農衛生組合	川南都農衛生センター	川南町大字川南11946-3	標準脱窒素	45	1988.2	川南町、都農町
入郷地区衛生組合	入郷地区衛生組合入郷地区クリーンセンター	美郷町西郷区田代770-4	高負荷脱窒素膜分離	28	2003.3	美郷町、諸塚村、椎葉村
西臼杵郡衛生組合	西臼杵郡衛生組合し尿処理施設	日之影町大字七折13825	標準脱窒素	40	1997.3	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
合計	21 施設			1,241		

(注) 串間市及び入郷地区衛生組合の施設は、汚泥再生処理センター

# 13-1 県内火葬場一覽表

福祉保健部衛生管理課

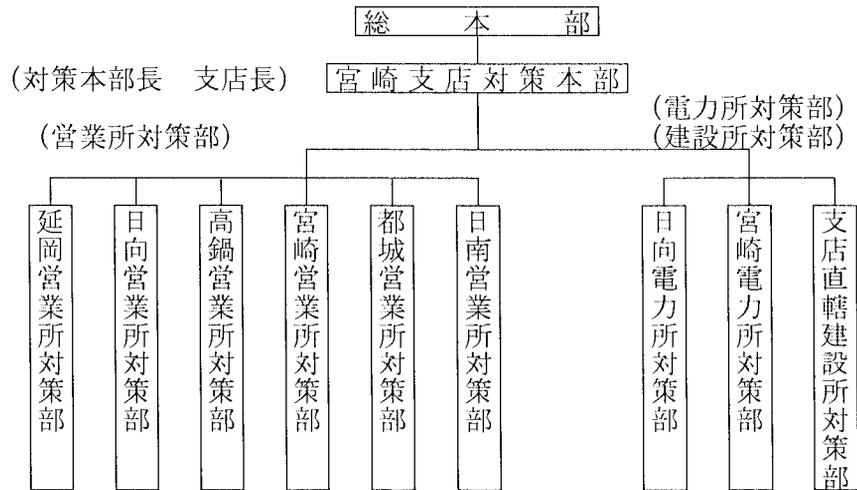
名称	火葬場所在地	電話番号	FAX番号	火葬場担当部署	電話番号	火葬炉数	平時可能火葬数/日	最大可能火葬数/日	
1 宮崎市葬祭センター	宮崎市 大字郡司分乙235 6番地	0985- 51- 4374	0985- 51- 4374	宮崎市市民部生活課	0985- 21- 1751	12	15	108	
2 東諸葬祭場	東諸県郡国富町 大字向高1680番 地	0985- 75- 6950		国富町町民生活課	0985- 75- 3111	3	5	5	
3 日南地区葬祭場	日南市 梅ヶ浜三丁目1番1 号	0987- 31- 0110		日南地区衛生セン ター管理組合事務局 (葬祭場管理係)	0987- 22- 3384	3	7	12	
4 串間市葬斎場	串間市 大字南方1027-4 4	0987- 72- 3000	0987- 71- 1254	串間市市民生活課	0987- 72- 1111	2	6	10	
5 都城市斎場	都城市 下長飯町5453	0986- 39- 0260	0986- 39- 3998	都城市環境森林部環 境政策課	0986- 23- 2130	8	16	64	
6 西諸広域葬祭セン ター	小林市 大字東方字城ヶ迫 1046番地3	0984- 22- 4401	0984- 22- 4401	西諸広域行政事務組 合事務局	0984- 22- 5526	5	12	12	
7 西都児湯斎場	児湯郡高鍋町 大字上江6548-2	0983- 22- 5314	0983- 41- 1762	西都児湯環境整備事 務組合事務局	0983- 41- 1761	4	6	6	
8 西米良村火葬場	児湯郡西米良村 235-41	0983- 36- 1974		西米良村村民課 住民生活グループ	0983- 36- 1111	1	2	6	
9 都農川南葬斎セン ター	児湯郡都農町 大字川北5256番地	0983- 25- 3514		都農町住民課	0983- 25- 5713	2	4	12	
10 日向地区斎場東郷 霊苑	日向市東郷町 大字山陰丙619番 地	0982- 69- 3147	0982- 69- 3673	日向東臼杵南部広域 連合	0982- 53- 3401	5	8	12	
11 延岡市火葬場 悠久 苑	延岡市北川町 大字長井野鶴60番 3	0982- 33- 1816		延岡市市民環境部市 民課	0982- 22- 7015	6	15	20	
12 西臼杵斎場	西臼杵郡高千穂町 大字三田井2178 番地5	0982- 72- 2098	0982- 72- 2098	西臼杵郡衛生組合事 務局	0982- 72- 2791	3	3	5	
県計		12カ所					54	99	272

1 4 - 1 九州電力株式会社宮崎支店非常災害対策

1 防災体制

(1) 非常災害対策組織の構成

宮崎支店管内の災害対策組織の構成は次のとおりとする。



(2) 対策本部の構成と役割

- ・ 対策本部は、総括班、広報班、復旧班及び支援班の4班で構成する。  
 なお、対策本部長の判断によって、これに予備班を加えて構成することができる。
- ・ 各班には班長をおくものとする。

2 対策本部の運営

(1) 総括班の運営

総括班長は、総括班を統括し、対策本部の設営、運営に当たる。

(2) 広報班の運営

広報班長は、広報班を統括し、広報関係業務、地域被害状況等の把握を行う。

ア 広報活動

災害時の事故に関する対策本部の広報活動は広報班が担当し、新聞・テレビ・ラジオ等報道関係及び県、市町村災害対策本部（地域災害対策本部が設けられた場合）など、社外に対して積極的に情報の提供を行う。

イ 復旧状況の広報

災害により停電を生じたお客さま及び地域に対し、営業所は、広報車の巡回などによって復旧状況の広報を行う。

なお、現在の広報車が不足する場合は、臨時に増車を手配する。

また、必要に応じ新聞、テレビ、ラジオなどを利用する。

ウ 事故防止に関する広報

災害により電気工作物の被害を生じた地域に対しては、前項と同様に広報車などの機動車を動員して、復旧活動を広報するとともに断線垂下の電線などによる感電事故の防止、復旧現場へ近寄らないなど公衆安全について周知徹底を図る。

エ 社外に対する連絡

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）により、地域に災害対策本部が設置された場合、県災害対策本部又は報道機関など社外との防災活動に対する協力及び連絡などの窓口業務を行う。

ただし、緊急を要する場合は各対策部で行い、事後速やかに対策本部に報告する。

(3) 復旧班の運営

復旧班長は復旧計画の策定及び実施に当たっては各班長と連携をとり、災害状況、設備の被害状況、復旧の難易度を勘案して早期復旧に努める。

ア 社外に対する応援要請措置

請負工事会社に対する応援要請については、対策部は対策本部と協議のうえ行う。

イ 社外機関に対する応援要請

社外機関（警察署、消防署、自衛隊など）に応援を求める場合は対策本部は総本部に連絡のうえ対策本部長の指示に基づいて要請する。

ただし、緊急を要する場合は対策本部長は直接社外機関に応援を要請し、事後直ちに総本部へ報告する。

ウ 社外災害対策

支店管内の社外関係に大規模な災害が発生し応援を依頼された場合は、支店長の指示に基づき実働する。

(4) 支援班の運営

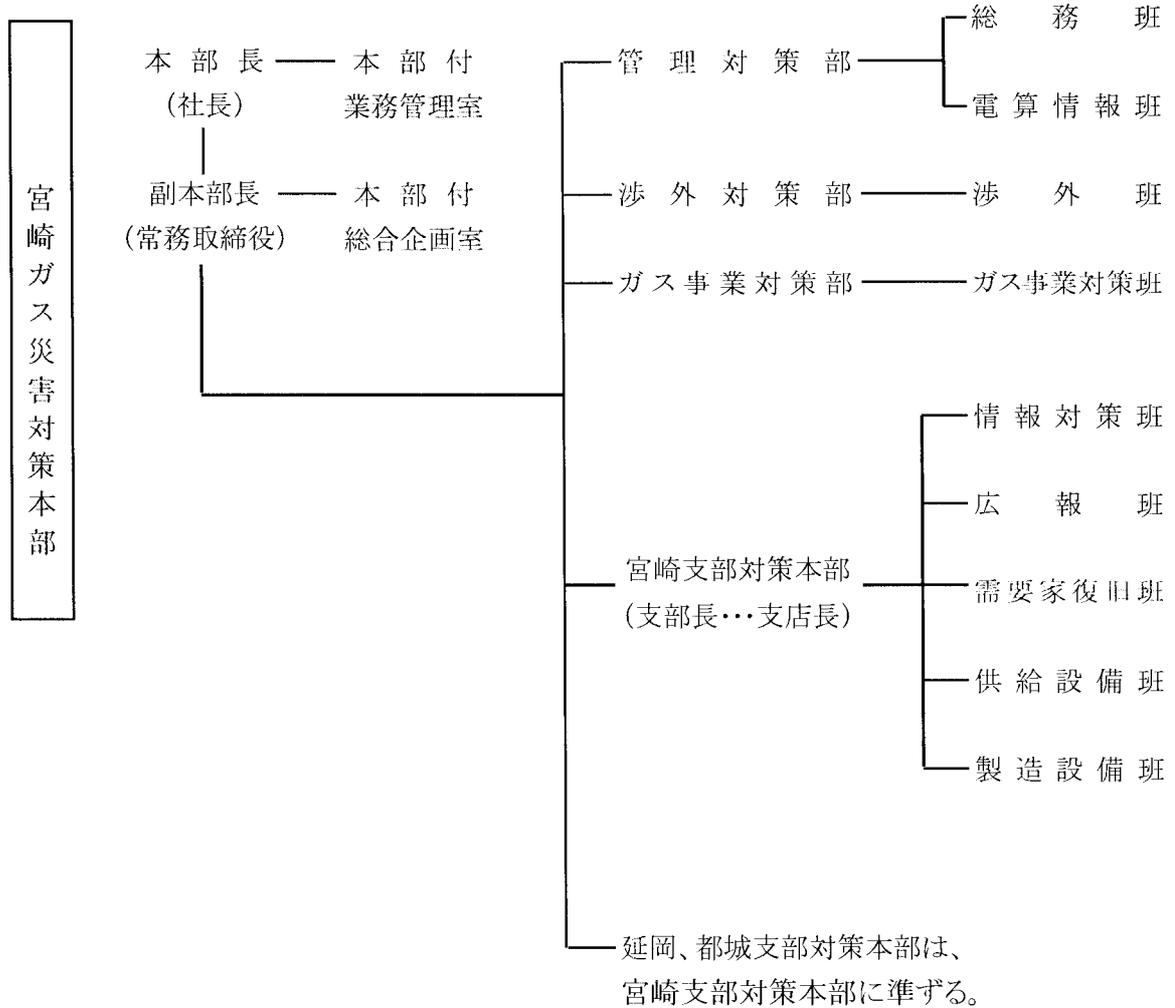
支援班は各班長との緊密な連携のもとに、各班の任務遂行上必要な支援活動を行う。

(5) 予備班の運営

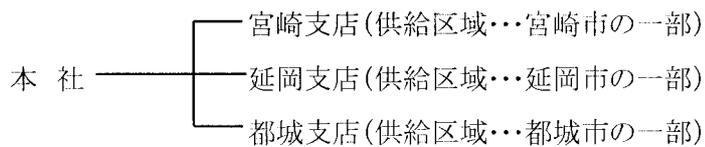
具体的運営については対策本部長の指示により行う。

14-2 宮崎ガス株式会社における災害対策の組織、  
資機材及びガス供給等の状況

1 災害対策本部の組織及び事務分掌表



備考)宮崎ガス業務分掌



部	班	事務分掌
管 理 対 策 部	総 務 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要員の確保及び管理(宿舍、食料、医療等)</li> <li>・ 車両等の調達配備</li> <li>・ 資材、工具等の調達配備</li> </ul>
	電 算 情 報 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ システムデータの保全</li> <li>・ コンピューターシステムの復旧</li> <li>・ 必要データの提供</li> </ul>
渉 外 対 策 部	渉 外 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報道機関との渉外</li> <li>・ 需要家復旧班への支援</li> </ul>
ガ ス 事 業 対 策 部	ガ ス 事 業 対 策 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 九州産業保安監督部、ガス協会等との連絡、報告</li> <li>・ 供給設備班、製造設備班への支援</li> </ul>
宮 崎 ・ 延 岡 ・ 都 城 支 部 対 策 本 部	情 報 対 策 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害状況、復旧状況等情報収集</li> <li>・ ガス漏れ情報等の受付</li> <li>・ 特需への対応</li> </ul>
	広 報 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 需要家への広報</li> </ul>
	需 要 家 復 旧 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 灯内内管漏洩調査及び修理</li> <li>・ 開栓、閉栓、その他需要家対応</li> </ul>
	供 給 設 備 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブロック分割作業</li> <li>・ 本支管、供給管漏洩調査及び修理</li> <li>・ 灯外内管漏洩調査及び修理</li> <li>・ 整圧器、バルブ等の機能確認、修理</li> </ul>
	製 造 設 備 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造設備関係の防災及び復旧</li> <li>・ 保安運転の確保</li> </ul>

### 1. 応急対策用資機材・人員一覧表

	宮 崎	延 岡	都 城	合 計
人 員	114 人	33 人	27 人	174 人
車 輛	44 台	12 台	11 台	67 台
空 気 呼 吸 器 等	7 個	2 個	3 個	12 個
ガ ス 検 知 器	68 個	25 個	12 個	105 個
拡 声 器	7 個	5 個	3 個	15 個

### 2. ガス生産別・施設の状況

会 社 名	施 設 の 状 況		
	生 産 施 設 (46.04655MJ/m <sup>3</sup> 換算)	供 給 施 設	
宮崎ガス株式会社 宮崎工場	LNG発生装置 5基 LPG発生装置 2基 能力:186,500m <sup>3</sup> N/日	LNG貯槽 600kℓ×2基 LPG貯槽 70t×3基	ガス導管延長 566,868m 球形ガスホルダ <sup>3</sup> 6,000m <sup>3</sup> ×2基
〃 延岡工場	LNG発生装置 5基 LPG発生装置 2基 能力:92,400m <sup>3</sup> N/日	LNG貯槽 100kℓ×3基 LPG貯槽 60t×1基,30t×1基	ガス導管延長 285,825m 球形ガスホルダ <sup>3</sup> 3,000m <sup>3</sup> ×1基
〃 都城工場	LNG発生装置 7基 LPG発生装置 4基 能力:92,206m <sup>3</sup> N/日	LNG貯槽 100kℓ×3基 LPG貯槽 60t×2基	ガス導管延長 205,523m 球形ガスホルダ <sup>3</sup> 3,000m <sup>3</sup> ×1基

### 3. ガス供給状況

会 社 名	所 在 地	供 給 区 域	供 給 戸 数
宮崎ガス株式会社 本社	宮崎市阿波岐原町野間311番地1	宮崎市の一部	49,825 戸
〃 宮崎支店	〃 〃		
〃 宮崎工場	〃 〃		
〃 延岡支店	延岡市昭和町1丁目7番地4	延岡市の一部	20,814 戸
〃 延岡工場	〃 〃		
〃 都城支店	都城市吉尾町2145番地1	都城市の一部	11,895 戸
〃 都城工場	〃 吉尾町2149番地1		

## 15-1 災害対策基本法に基づく放送 要請に関する協定について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条に規定する放送要請に関して、宮崎県知事と日本放送協会宮崎放送局長は、同法施行令第22条の規定に基づく協議の結果を次のとおり協定する。

昭和40年12月1日

宮 崎 県 知 事 黒 木 博

日本放送協会宮崎放送局長 池 辺 次 雄

### 災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

第1条 宮崎県知事が災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、日本放送協会宮崎放送局長（以下「NHK宮崎放送局長」という。）に対し、法第55条の規定による通知または要請の放送を求める場合は、この協定の定めるところによるものとする。

第2条 宮崎県知事は、法第57条の規定に基づき放送を求める場合は、NHK宮崎放送局長に対し、次の事項を明らかにして行うものとする。

- 1 放送を求める理由
- 2 放送の内容
- 3 その他必要な事項

第3条 NHK宮崎放送局長は、前条による放送を求められ、その内容が法第55条の規定に適合すると認めるときは、放送内容、放送の種別および日時等を決定し、放送を行うものとする。

第4条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定めるものとする。

#### 附 則

この協定は、昭和40年12月1日から施行する。

### 災害対策基本法に基づく放送要請に 関する協定第4条による協議事項

#### 1 連絡責任者

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（以下「放送要請に関する協定」という。）の円滑な実施を図るため、連絡責任者を次のとおり定める。

宮崎県福祉生活部消防防災課長  
日本放送協会宮崎放送局放送部長

#### 2 県における手続き

- (1) 本庁各課および出先機関が協定第2条に基づき放送を求める場合は、連絡責任者（消防防災課長）を通じて行うものとする。
- (2) 県は、市町村から放送要請の依頼を受けたときは前項に定める要領により放送を求めるものとする。

#### 3 NHK宮崎放送局における措置

NHK宮崎放送局は放送要請に関する協定第3条に基づき、放送の内容、放送の種別および日時等を決定したときは、その内容等について、県に連絡するものとする。

## 15-2 災害対策基本法に基づく放送 要請に関する協定について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条に規定する放送要請に関して、宮崎県知事と株式会社宮崎放送社長は、同法施行令第22条の規定に基づく協議の結果を次のとおり協定する。

昭和40年12月1日

宮 崎 県 知 事 黒 木 博

株式会社宮崎放送社長 黒 木 芳 郎

### 災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

第1条 宮崎県知事が災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき株式会社宮崎放送社長に対し法第55条の規定による通知または要請の放送を求める場合は、この協定の定めるところによるものとする。

第2条 宮崎県知事は、法第57条の規定に基づき放送を求める場合は、株式会社宮崎放送社長に対し次の事項を明らかにして行うものとする。

- 1 放送を求める理由
- 2 放送の内容
- 3 その他必要な事項

第3条 株式会社宮崎放送社長は、前条による放送を求められ、その内容が法第55条の規定に適合すると認めるときは、放送内容、放送の種別および日時等を決定し、放送を行うものとする。

第4条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定めるものとする。

#### 附 則

この協定は、昭和40年12月1日から施行する。

### 災害対策基本法に基づく放送要請に 関する協定第4条による協議事項

#### 1 連絡責任者

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（以下「放送要請に関する協定」という。）の円滑な実施を図るため、連絡責任者を次のとおり定める。

宮崎県福祉生活部消防防災課長  
株式会社宮崎放送報道制作局長

#### 2 県における手続き

(1) 本庁各課および出先機関が協定第2条に基づく放送を求める場合は、連絡責任者を通じて行うものとする。

(2) 県は、市町村から放送要請の依頼を受けたときは前項に定める要領により放送を求めるものとする。

(3) 株式会社宮崎放送における措置

株式会社宮崎放送は、放送要請に関する協定第3条に基づき、放送の内容、放送の種別および日時等を決定したときは、その内容等について県に連絡するものとする。

### 15-3 災害対策基本法に基づく放送 要請に関する協定について

災害対策基本法第57条に規定する放送要請に関して、宮崎県知事と株式会社テレビ宮崎は同法施行令第22条の規定に基づく協議の結果を次のとおり協議する。

昭和45年7月22日

宮崎県知事	黒木博
株式会社テレビ宮崎 代表取締役	黒木重男

#### 災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

第1条 宮崎県知事が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第7条の規定に基づき株式会社テレビ宮崎に対し、法第55条の規定による通知または要請の放送を求める場合は、この協定の定めるところによるものとする。

第2条 宮崎県知事は、法第57条の規定に基づき放送を求める場合は、株式会社テレビ宮崎に対し、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 放送を求める理由
- (2) 放送の内容
- (3) その他必要な事項

第3条 株式会社テレビ宮崎は、前条による放送を求められ、その内容が法第55条の規定に適合すると認めるときは、放送内容、放送の種別および日時等を決定し、放送を行うものとする。

第4条 この協定の実施に関し必要な事項は別に協議して定めるものとする。

#### 附 則

この協定は、昭和45年7月22日から施行する。

#### 災害対策基本法に基づく放送要請に 関する協定第4条による協議事項

##### 1 連絡責任者

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（以下「放送要請に関する協定」という。）の円滑な実施を図るため、連絡責任者を次のとおり定める。

宮崎県福祉生活部消防防災課長  
株式会社テレビ宮崎放送報道制作局長

##### 2 県における手続

- (1) 宮崎県知事が放送要請に関する協定第2条に基づく放送を求める場合は、連絡責任者を通じて行うものとする。
- (2) 宮崎県知事は、市町村から放送依頼を受けたときは、前号に定める要領により放送を求めるものとする。

##### 3 株式会社テレビ宮崎における措置

株式会社テレビ宮崎は放送要請に関する協定第3条に基づき放送内容、放送の種別および日時等を決定したときはその内容等について連絡責任者を通じて宮崎県知事に連絡するものとする。

昭和45年7月22日

宮崎県知事	黒木博
株式会社テレビ宮崎 代表取締役	黒木重男

## 15-4 災害対策基本法に基づく放送 要請に関する協定について

災害対策基本法第57条に規定する放送要請に関して、宮崎県知事と株式会社エフエム宮崎は同法施行令第22条の規定に基づく協議の結果を次のとおり協定する。

昭和60年9月12日

宮崎県知事	黒木博
株式会社エフエム宮崎 代表取締役	黒木清次

### 災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

第1条 宮崎県知事が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第57条の規定に基づき株式会社エフエム宮崎に対し、法第55条の通知または要請の放送を求める場合は、この協定の定めるところによるものとする。

第2条 宮崎県知事は、法第57条の規定により放送を求める場合は、株式会社エフエム宮崎に対し、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 放送を求める理由
- (2) 放送の内容
- (3) その他必要な事項

第3条 株式会社エフエム宮崎は、前条による放送を求められ、その内容が法第55条の規定に適合すると認めるときは、放送内容、放送の種別および日時等を決定し、放送を行うものとする。

第4条 この協定の実施に関し必要な事項は別に協議して定めるものとする。

#### 附 則

この協定は、昭和60年9月12日から施行する。

### 災害対策基本法に基づく放送要請に 関する協定第4条による協議事項

#### 1 連絡責任者

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（以下「協定」という。）の円滑な実施を図るため、連絡責任者を次のとおり定める。

宮崎県福祉生活部消防防災課長  
株式会社エフエム宮崎放送部次長

#### 2 県における手続き

- (1) 宮崎県知事が協定第2条の放送を求める場合は、連絡責任者を通じて行うものとする。
- (2) 宮崎県知事は、市町村から放送依頼を受けたときは、(1)に定める要領により放送を求めるものとする。

#### 3 株式会社エフエム宮崎における措置

株式会社エフエム宮崎は、協定第3条の規定により放送内容、放送の種別、放送日時等を決定したときは、その内容等について連絡責任者を通じて宮崎県知事に連絡するものとする。

昭和60年9月12日

宮崎県知事	松形祐堯
株式会社エフエム宮崎 代表取締役	黒木清次

16-1 油防資材の整備状況

(1) 資器材製品名分類表

① オイルブエンス

(平成20年9月1日 現在)

地区	会社名 (保有者名)	所在地	電話番号	担当課	製品名	数量 (m)	定置場所～保安部署 距離 (km) 所要時間 (分)	輸送手段 (保有、手配車両台数)	備考
油津	油津港湾事務所	日南市油津4-12-16	0987-23-3125	港営課	7ホホ / KF2A型	460	0.05km 3分	トレッカ3台 作業船1隻	油津港
"	"	"	"	"	P 234	300	6.0 km 15分		目井津港
"	宮崎県漁連日南支所	日南市石河588-127	0987-23-5231	日南支所	P 234	320	1.0 km 6分	トレッカ3台 作業船1隻	油津港
"	宮崎県漁連南郷事業所	南郷町大字中村乙4613	0987-64-0034	南郷事業所	B型	300	6.0 km 15分	廃油処理車1台	目井津港
"	新日本石油株日南油槽所	日南市大字平野大節8339-7	0987-23-3144	石油	A型	300	0.5 km 5分	トレッカ2台 作業船1隻	油津港
宮崎	宮崎県中部港湾事務所	宮崎市港町1丁目18	0985-24-6224	中部港湾事務所	P 290	800	60 km 90分	トレッカ2台	宮崎港
"	"	"	"	"	P 290	100	40 km 60分	"	内海港
"	東西オイルターミナル (株) 宮崎油槽所	宮崎市港町1丁目18	0985-22-6759	石油	A型	460	60 km 90分	トレッカ2台 展張船1隻	宮崎港
"	エクソンモービル	宮崎市内海986-5	0985-67-0401	石油	P 233, P240, P314	360	40 km 60分		内海港
"	宮崎石油基地㈱	宮崎市港町3-7	0985-60-5140	石油	B型	500	60 km 90分	作業船1隻	宮崎港

② 油処理剤

(平成20年9月1日 現在)

地区	会社名(保有者名)	所在地	電話番号	担当課	製品名	数量 (1)	定置場所～保安部署 距離(km) 所要時間(分)	輸送手段 (保有、手配車両台数)	備考
油津	油津港湾事務所	日南市油津4-12-16	0987-23-3125	港営課	YCC7 <sup>ル</sup> -クリソ	880	0.05km 3分	トラック3台 作業船1隻	油津港
"	"	"	"	"	P258	540	6.0 km 15分		目井津港
"	宮崎県漁連日南支所	日南市石河588-127	0987-23-5231	日南支所	ネオスA B	700	1.0 km 6分	トラック3台 作業船1隻	油津港
"	宮崎県漁連南郷事業所	南郷町大字中村乙4613-3	0987-64-0034	南郷事業所	P258	540	6.0 km 15分	廃油処理車1台	目井津港
"	新日本石油㈱日南油槽所	日南市大筋8339-7	0987-23-3144	石油	カクスカリソ L	396	0.5 km 5分	トラック2台 作業船1隻	油津港
"	宮崎海上保安部	日南市油津4-12-1	0987-22-3021	警備救難課	P258等	720			
宮崎	宮崎県中部港湾事務所	宮崎市港町1丁目18	0985-24-6224	中部港湾事務所	P296	540	60 km 90分	トラック2台	宮崎港
"	"	"	"	"	シエル分散剤	360	40 km 60分	"	内海港
"	東西オイルターミナル (株) 宮崎油槽所	宮崎市港町1丁目18	0985-22-6759	石油	ネオスA B	774	60 km 90分	トラック2台 尾張船1隻	宮崎港
"	エクソモービル	宮崎市内海986-5	0985-67-0401	石油	P436	468	40 km 60分		内海港
"	宮崎石油基地㈱	宮崎市港町3-7	0985-60-5140	石油		306	60 km 90分		宮崎港
"	宮崎市消防局	宮崎市和知川原1-64-2	0985-27-1119	警防課		1,458			

③ 油吸着剤

(平成20年9月1日 現在)

地区	会社名(所有者名)	所在地	電話番号	担当課	製品名	数量(kg)	定置場所～保安部署 距離(km) 所要時間(分)	輸送手段 (保有、手配車両台数)	備考
油津	油津港湾事務所	日南市油津4-12-16	0987-23-3125	港営課	ネオ7クックエース	351	0.05km 3分	ト7クク3台 作業船1隻	油津港
"	"	"	"	"	P396	340	6.0km 15分		目井津港
"	宮崎県漁連日南支所	日南市石河588-127	0987-23-5231	日南支所	ネオ7クックエース 77秒	104 391	1.0km 6分	ト7クク3台 作業船1隻 74-クク1台	油津港
"	宮崎県漁連南郷事務所	南郷町大字中村乙4613-3	0987-64-0034	南郷事業所	77秒	340	6.0km 15分	廃油処理車1台	目井津港
"	新日本石油(株)日南油槽所	日南市大節8339-7	0987-23-3144	石油	タイルエスB	200	0.5km 5分	ト7クク2台 作業船1隻	油津港
"	宮崎海上保安部	日南市油津4-12-1	0987-22-3021	警備救難課	P396	78			
宮崎	宮崎県中部港湾事務所	宮崎市港町1丁目18	0985-24-6224	中部港湾事務所	P452	200	60km 90分	ト7クク2台	宮崎港
"	"	"	"	"	スハ <sup>o</sup> -7ククク	240	40km 60分	"	内海港
"	東西オイルターミナル (株)宮崎油槽所	宮崎市港町1丁目18	0985-22-6759	石油	加 <sup>o</sup> ククエース等	250	60km 90分	ト7クク2台 尾張船1隻	宮崎港
"	エクソンモービル	宮崎市内海986-5	0985-67-0401	石油	P390, P425	273	40km 60分		内海港
"	宮崎石油基地(株)	宮崎市港町3-7	0985-60-5140	石油		300	60km 90分		宮崎港
"	宮崎市消防局	宮崎市和知川原1-64-2	0985-27-1119	警防課		325			

④ 化学消化剂

(平成20年9月1日 現在)

地区	会社名 (保有者名)	所在地	電話番号	担当課	製品名	数量 (1)	定置場所～保安部署 距離 (km) 所要時間 (分)	輸送手段 (保有、手配車両台数)	備 考
油津	宮崎海上保安部	日南市油津4-12-1	0987-22-3021	警備救難課	エアフォーム	900			
"	新日本石油㈱日南油槽所	日南市大字平野大節8339-7	0987-23-3144	石油	"	1,800	0.5 km 5分	17台/3台	目井津港
"	宮崎県漁連日南支所	日南市石河588-127	0987-23-5231	日南支所	"	2,000	1.0 km 6分	"	目井津港
"	日南市消防本部	日南市中央通1-9-7	0987-23-1316	警防課	"	1,940	6.0 km 15分	"	油津港
"	宮崎県漁連南郷事業所	南郷町大字中村乙4613-3	0987-64-0034	南郷事業所	"	1,200	6.0 km 15分	"	油津港
宮崎	エクソンモービル	宮崎市内海986-5	0985-67-0401	石油	"	1,000	40 km 60分	"	内海港
"	東西オイルターミナル (株) 宮崎油槽所	宮崎市港町1丁目18	0985-22-6759	石油	"	2,900	60 km 90分	"	宮崎港
"	宮崎市消防局	宮崎市和知川原1-64-2	0985-27-1119	警防課	"	2,400		化学消防車2台	
串間	串間市消防本部	串間市南方122	0987-72-0297	消防係	"	200	40 km 60分	消防車1台	

(2) 防災資器材備付数量調査表

平成20年11月26日

番号	社名	所在港湾	電話		FAX	オイルエンジン		油処理剤 (L)		油吸着剤 (K.g)		油ケツ化剤 (L)		担当課	輸送手段
			市内	市外		型式	数量	型式	数量	型式	数量	型式	数量		
1	東西オイルターミナル	細島港	0982-53-2688	53-2689	A型	420	社等	432	スポンジ等	143	社等	85	日向油庫所		
2	北部港湾事務所	〃	0982-52-5366	52-5368	A型	920	エコトスポンジ	857	森の木太郎	373			総務課管理係		
3	延岡駐在	延岡新港	0982-37-0043	37-5821	A型	180	エコトスポンジ	100	森の木太郎	58					
4	北浦駐在	北浦漁港	0982-45-2039		A型	120	エコトスポンジ	100	森の木太郎	58					
5	日向市消防本部	日向市	0982-53-5948	52-0119		100			他マツト500枚	90			警防課	車両1台	
6	日向製錬所	細島工業港	0982-52-8101	53-5513	A型	700	メウクリン	828	オイルキャッチャー	70			環境安全室	車両2台	
7	東ノ日向	〃	0982-52-5351	52-6319	A型	400			オイルロッカー	397			品質管理室	車両1台	
8	第一糖業	〃	0982-52-4162	53-2389	A型	300	メウクリン等	450	アックアース	75			総務経理室		
9	旭化成日向化学品	〃	0982-55-2072	55-2084			社等	54	オイルマツ	200			環境安全課		
10	南日本くみあい飼料	〃	0982-52-4715	52-4719	A型	200	メウクリン	144		600			管理課		
11	旭化成新港基地	延岡新港	0982-37-4899	37-0598	B型	680	社等	796	アックアース等	812			環境安全担当	車両2台	
12	県漁連 延岡支所	土々呂港	0982-37-0030	37-0716	A型	40	社等	180	オイルロッカー等	119			石油係	車両2台	
13	北浦	北浦港	0982-45-2034		A型	20	社等	90	オイルロッカー等	102					
14	島野町漁協	島野浦漁港	0982-43-1111	43-0889	A型	200	社等	324	アックアース等	240			管理課	車両2台	
15	日向市漁協	細島商業港	0982-52-4088	54-8033	A型	200	社等	40	オイルロッカー	70			業務課		
16	日向市漁協幸福支所	美々津漁港	0982-58-0018	58-1616	A型	100			BL-65(200枚)	34			業務課	車両1台	
17	延岡漁協	延岡港	0982-33-3056	33-3070	A型	100			オイルロッカー	51			(参事)		
18	延岡市漁協	土々呂・浦城	0982-43-0473	43-0194			社等	18	KFO-II	17			業務課	車両1台	
19	延岡市漁協	安井	0982-43-0473	43-0194			社等	18	KFO-II	17			業務課	車両1台	
20	北浦漁協	北浦漁港	0982-45-3101		A型	60	社等	536		224			購買課		
21	門川漁協	門川漁港	0982-63-2123	63-0141	A型	100	社等	140		51			購買課	車両1台	
22	庵川漁協	門川漁港	0982-63-1048	63-6767	A型	60	社等	54	BL-65	85			購買課	車両1台	
23	都農町漁協	都農漁港	0983-25-0028	25-3008			社等	64	スハ-7タイプ	23			購買課	車両1台	
24	川南町漁協	川南漁港	0983-27-0026	27-0343	A型	100	社等	126	スハ-7タイプ	170			購買課		
25	延岡市(生活環境課)	延岡市	0982-22-7001	21-4894			アールグリーン	18	オイルロッカー	27			生活環境課	車両2台	
26	延岡市(下水道課)	延岡市	0982-34-5021	35-5281			メウクリン	43	オイルロッカー	170			警防課	車両5台	
27	延岡市消防本部	延岡市	0982-22-7105	31-0303					吸着マツト(枚)	300			企画商工水産課	車両1台	
28	門川町	門川町	0982-63-1140	63-1356					オイルロッカー	5					
29	新富町	新富町	0983-33-1111	33-4862									総務課	車両5台	
30	高鍋町	高鍋町	0983-26-2001	23-6303				60					総務課	車両5台	
31	北部地区港湾工事安全協議議会	五洋建設	0985-64-5771	64-5773			社等	72					(会長)	車両2台	
32	大和開発	細島港	0982-52-6587	53-3784			社等	36		100			土木課長	車両1台	
33	児玉組	門川町	0982-63-1073	63-3998	A、B型	500			アックアース等	110			重機船舶部	車両1台	
34	宮前建設	日向市	0982-52-5185	52-4290			社等	40	オイルマツト	50			工事部	車両1台	
35	長谷川組	門川町	0982-63-1174	63-0375	S A	100	社等	20					船舶部	車両1台	
36	オイルリサイクル	延岡新港	0982-37-1233	37-1236	(m)	5,520	メウクリン等	180	アックアース	100			廃油回収課	車両25台	
	計					5,520	(L)	5,820	(k.g)	5,715	(L)	85			

16 - 2 日本沿岸で発生した大規模海洋汚染事故

総務部危機管理局  
(排出量100kl)

発生年月日	船名	発生場所	原因	流出量
(重質油)				
S. 46. 11. 30	ジュリアナ	新潟沖	座礁	7,200kl
S. 49. 11. 9	第10雄洋丸	東京湾	衝突・火災	52,000kl
S. 49. 12. 18	水島三石タンク	水島沖	破損	75~95千kl
S. 50. 1. 10	ブリティッシュアンバサダー	硫黄島沖	沈没	54,000kl
S. 53. 6. 12	東北石油	仙台沖地震	破損	57,000kl
S. 62. 8. 30	ソンホン	鹿児島県宝島	乗揚げ	387kl
S. 62. 10. 16	エルフセリアⅡ	徳島県由岐町	乗揚げ	250kl
S. 63. 12. 10	第一春日丸	京都府経ヶ岬沖	浸水・沈没	1,100kl
H. 1. 10. 7	トモコ	小笠原西島	乗揚げ	168kl
H. 2. 1. 25	マリタイム ガーデニア	京都府経ヶ岬沖	乗揚げ	918kl
H. 3. 9. 27	日邦丸	姫路港沖	乗揚げ	180kl
H. 5. 1. 26	ノードホープ	苫小牧沖	乗揚げ	445kl
H. 5. 5. 31	泰光丸	福島県塩屋崎沖	衝突	521kl
H. 6. 10. 17	豊孝丸	和歌山県海南市沖	衝突	570kl
H. 6. 12. 13	エルドラド	大王崎灯台沖	衝突	75.3kl
H. 7. 4. 1	マークェサ	大分県津久見市沖	乗揚げ	140kl
H. 7. 6. 14	ミネラルダンピアー	鹿児島県西方沖	衝突・沈没	107kl
H. 7. 9. 3	宣洋丸	大分県西国東郡香々地町沖	衝突	94kl
H. 9. 1. 2	ナホトカ	島根県沖	沈没	6,240kl
(軽質油)				
S. 61. 7. 14	三典丸	来島海峡	衝突	200kl
S. 61. 10. 7	NO.4 ホアユン	高知県室戸岬沖	衝突	1,380kl
S. 63. 4. 15	昭和丸	布施田水道	乗揚げ	160kl
S. 63. 6. 23	サクラ	津軽海峡東口	衝突	235kl
H. 1. 6. 28	泰邦丸	岩手県鮎ヶ浦沖	衝突	444kl
H. 2. 10. 25	NO.2 クロエ	関門海峡	衝突	200kl
H. 2. 12. 22	NO.3 ちとせ丸	千葉県袖ヶ浦沖	衝突	471kl
H. 4. 5. 1	第6晴豊丸	大阪港沖	衝突	280kl
H. 4. 5. 2	マスダスク	釣島水道	乗揚げ	260kl
H. 5. 7. 23	遼洋丸	静岡県石廊崎沖	衝突	503kl
H. 5. 12. 23	第1内海丸	今治市小島東灯標沖	衝突	94kl

## 17-1 自主防災組織の現況

平成20年4月1日現在

市町村名	世帯数 A	自主防災組 織数	組織世帯数 B	組織率 B/A(%)
宮崎市	164,008	378	69,822	42.6%
都城市	73,920	170	55,908	75.6%
延岡市	57,483	95	15,122	26.3%
日南市	19,818	93	13,311	67.2%
小林市	17,766	51	17,766	100.0%
日向市	27,063	63	18,464	68.2%
串間市	9,390	153	8,695	92.6%
西都市	13,561	18	708	5.2%
えびの市	10,147	65	9,042	89.1%
清武町	11,688	37	11,662	99.8%
北郷町	2,051	23	1,846	90.0%
南郷町	4,541	10	2,550	56.2%
三股町	9,945	30	9,945	100.0%
高原町	4,535	20	3,394	74.8%
野尻町	3,433	124	2,634	76.7%
国富町	8,868	61	8,202	92.5%
綾町	3,094	22	2,700	87.3%
高鍋町	9,393	84	9,393	100.0%
新富町	7,386	62	5,696	77.1%
西米良村	597	8	597	100.0%
木城町	2,120	50	2,117	99.9%
川南町	6,500	24	5,780	88.9%
都農町	4,601	44	3,563	77.4%
門川町	7,732	18	2,844	36.8%
諸塚村	734	16	734	100.0%
椎葉村	1,281	96	1,175	91.7%
美郷町	2,848	26	2,848	100.0%
高千穂町	5,236	56	5,236	100.0%
日之影町	1,828	52	1,680	91.9%
五ヶ瀬町	1,625	14	1,311	80.7%
宮崎県	493,192	1,963	294,745	59.76%

※世帯数は総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数  
(平成20年3月31日現在)」による

※組織世帯数は総務省消防庁「消防防災・震災対策現況調査  
(平成20年4月1日)」による

# 1 8 - 1 災害時応援協定一覧表

平成 2 1 年 3 月 5 日 現在

## 1. 報道機関関係 (4件13団体)

No	分野	協定名	協定年月日	協定社 (団体)	備考	連番
1	テレビ・ラジオ （指定地域 指定公共機関）	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	昭和40.12.1	① 日本放送協会 (NHK) 宮崎放送局長 池辺次雄 (株) 宮崎放送社長 黒木芳郎		1 2
2	テレビ・ラジオ （指定地域 指定公共機関）	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	昭和45.7.22	(株) テレビ宮崎 取締役 黒木重男		3
3	ラジオ （指定地域 指定公共機関）	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	昭和60.9.12	(株) エフエム宮崎 取締役 黒木清次		4
4	新聞	災害時における報道要請に関する協定	平成9.2.10	① 西日本新聞 ② 日経新聞 ③ 夕刊フジ ④ 毎日新聞 ⑤ 共同通信社 ⑥ 読売新聞社 ⑦ 朝日新聞社 ⑧ 時事通信社 ⑨ 日本経済新聞社 ⑩ 朝日新聞社 ⑪ 時事通信社 ⑫ 日本新聞社 ⑬ 本通新聞社	道機関9 (新聞社) 安宮協 道(新崎会との 宮員県 報社・委崎定	5 ~ 13

2. 医療・救護関係（2件2団体）

No	分野	協定名	協定年月日	協定社（団体）	備考	連番
1	医師 （指定地方 公共機関）	災害時における医療救護に 関する協定	平成19.3.28	協定人 宮崎県医師会 会長 秦 喜八郎		14
2	整備師	災害時における柔道整備師 支援活動に関する協定	平成20.1.15	協定人 宮崎県柔道整備師会 会長 今村 時雄		15

3. 輸送・警備関係（2件2団体）

No	分野	協定名	協定年月日	協定社（団体）	備考	連番
1	警備業 （指定地方 公共機関）	災害時における交通誘導業 務等に関する協定	平成9.4.11	協定人 宮崎県警備業協会 会長 白井 徹也	1. 交通誘導 2. 巡回警備 等	16
2	輸送業（運輸） （トラック） （指定地方 公共機関）	災害時における必要な緊急 輸送の確保	平成17.1.11	協定人 トラック協会 会長 草水 正義	物資輸送	17

4. し尿・汚泥処理、産業廃棄物関係（2件2団体）

No	分野	協定名	協定年月日	協定社（団体）	備考	連番
1	し尿等の収集 運搬業	災害時における一般廃棄物 の収集運搬等に関する協定	平成19.7.3	協定人 宮崎県環境保全事業連合会 会長 蓑田 征一	仮設トイレ 設置業務等	18
2	災害廃棄物の 処理	災害時における廃棄物の処 理等	平成21.1.16	協定人 宮崎県産業廃棄物協会 会長 原田 忠男		19

5. 避難収容所保全関係 (6件7団体)

No	分野	協定名	協定内容	協定年月日	協定社(団体)	備考	連番
1	仮設住宅業	災害時の建設における協定	災害時の建設における協定	平成8.9.5	社団法人 平昇 住宅建設協会	プレハブ住宅設置	20
2	造園業	災害時の広場・公園・避難地(公的な協定)	災害時の広場・公園・避難地(公的な協定)	平成19.9.7	(1) 社団法人 吉浩 造園緑地協会 (2) 社団法人 田中 造園建設業協会 宮本支部 田中 和紀		21 22
3	塗装業	災害時の洗浄等協定	災害時の建物に関する協定	平成20.1.15	社団法人 宮崎 日本塗装工業会 宮崎支部 今村 誠		23
4	建築業	災害時の緊急対策に関する協定	災害時の緊急対策に関する協定	平成20.7.17	宮崎県建築協多 志宏 彦		24
5	防排水事業	災害時の緊急対策に関する協定	災害時の防排水等の協定	平成20.7.28	宮崎県防排水工 事代表理事 稲田 幹男		25
6	電気設備業	災害時の緊急対策に関する協定	災害時の緊急対策に関する協定	平成20.7.31	宮崎県電業協田 岸進 喜		26

6. 物資提供関係 (7件10団体)

No	分野	協定名	協定年月日	協定社(団体)	備考	連番
1	生活用水 (飲料水以外)	災害応急対策に必要な水の確保に関する協定の確立	平成18.5.24	宮崎県生コン組合 協同会長 田正美		27
2	飲料水	災害時における飲料水調達の業務に関する協定	平成19.12.21	九州ココカ・コーポレーション 株代本 幸吉		28
3	飲料水	災害時における飲料水調達の業務に関する協定	平成20.9.8	九州ペプシコーラ販売株式会社 株代本 田中等		29
4	食料・飲料水 生活必需品	災害時における物資の調達の業務に関する協定	平成20.11.11	株式会社ローソン 株代本 剛史	H19.6.4地域協働(包括)協定を総務課が締結	30
5	食料、飲料水 生活必需品 燃料・LPG ※その他 (帰宅困難者の支援、物資の集積場提供)	災害時の支援助体制に関する協定の総協定	平成20.11.20	(1)伊藤忠代表取締役 小林三州 (2)株式会社マア代表取締役 吉忠 (3)伊藤忠代表取締役 寺小 (4)株式会社藤代権	株式会社内務省・住宅困難者避難物資の集積場 株式会社の一時避難物資の集積場 株式会社の一時避難物資の集積場 株式会社の一時避難物資の集積場	31 32 33 34

6. 物資提供関係 (7件10団体)

No	分野	協 定 名	協 定 年 月 日	協 定 社 社 ( 団 体 )	備 考	連 番
6	燃料 ※その他難資者の (帰宅、場所提 支援、積集供)	災害時における総合的支援 に関する協定	平成20.12.3	宮崎県石油商業組合 理事長 竹井 亮 左馬之亮		35
7	LPGガス・コー ンロ・ス ブ等	災害時におけるLPGガスの 調達に関する協定	平成21.2.16	宮崎県エールピーガス協会 理事長 石井 正之		36

7. 土木建設 (ライフライン) 関係 (4件4団体)

No	分野	協 定 名	協 定 年 月 日	協 定 社 社 ( 団 体 )	備 考	連 番
1	建設業	大規模災害時における 対策業務等に関する協定	平成18.5.25	法務省 宮崎県建設業協会 宮崎県古小路 汎		37
2	測量設計業	災害時における被害状況 調査の協定	平成18.8.25	法務省 宮崎県測量設計業協会 宮崎県多克彦		38
3	法面工事業	大規模災害時における 崩壊等の対策業務等 に関する協定	平成19.7.2	法務省 宮崎県法面保護協会 宮崎県中原 勉		39
4	水道工事 (指 定 公 共 機 関)	災害時における水道の 対策に関する協定	平成20.3.19	法務省 宮崎県水道工事協同組合 宮崎県理事長 森 照之		40

8. 行政機関 ( 1 1 件 )

番号	協 定 名	協 定 年 月 日	協 定 社 会 ( 団 体 )	備 考
1	災害救助業務委託契約書	昭和34.10.30	日本赤十字社宮崎県支部 黒木 博	昭和32年4月1日 宮崎県医師会との 協定
2	災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定	昭和38.11.8	宮崎県警本部 高田 弘太郎	
3	消防庁と宮崎県との間を結ぶ通信回線の使用に関する協定	昭和56.4.1 (平成6.1.24)	消防庁次長	H6.1.24に一部変更の協定を締結
4	災害時ににおける応急引渡及び災害救助用米穀の緊急引渡に関する協定	昭和62.6.9	宮崎食料事務所 斎藤 孝夫	
5	宮崎県消防相互応援協定	平成7.6.19	県内市町村長 ( 4 4 市町村 )	
6	九州・山口9県災害時相互応援協定	平成7.11.8	①福岡県知事 渡 勇 ②佐賀県知事 生 本 ③長崎県知事 井 高 ④熊本県知事 福 平 ⑤大分県知事 島 松 ⑥宮崎県知事 形 屋 ⑦鹿児島県知事 事 大 ⑧沖縄県知事 事 平 ⑨山口県知事 事 井 二彦 護 守 祐 佳 昌 龍 照 秀	
7	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	平成8.7.18	全国知事会	
8	宮崎県市町村防災相互応援協定	平成8.8.29	県内市町村長 ( 4 4 市町村 )	
9	宮崎県と宮崎県地方気象台間の防災情報の交換に関する協定	平成9.4.1	宮崎地方気象台 竹内 勤	

8. 行政機関 ( 1 1 件 )

番号	協 定 名	協定年月日	協 定 社 社 ( 団 体 )	備 考
10	防災画像情報の相互提供に関する協定	平成15.3.24	国土交通省九州整備局 企画部長 熊谷 清	
11	宮崎県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定	平成18.9.1	気象庁 長官 平木 哲	